

62  
5  
085

六法教科要書下卷目次

民法

第一編 總則

第一章 人

第二章 法人

第三章 物

第四章 法律行為

第五章 期間

第六章 物權

第七章 總則

第八章 占有權

第九章 所有權

第十章 地上權

第十一章 永小作權

第十二章 地役權

第十三章 留置權

六法教科書 目次



二五 二四 二四 二二 一九 一九 一四 八七 五二 一



第八章	先取特權	二六
第九章	質權	二九
第十章	抵當權	三〇
第二編	債權	三一
第一章	總則	三二
第二章	契約	三三
第三章	事務管理	三四
第四章	不當利得	三〇
第五章	不法行為	六一
第四編	親族	六二
第一章	總則	六六
第二章	戶主及ヒ家族	六七
第三章	婚姻	七四
第四章	親子	八二
第五章	親權	八九
第六章	後見	九一

第七章	親族會	九七
第八章	扶養ノ義務	九九
第五編	相續	一〇一
第一章	家督相續	一〇一
第二章	遺產相續	一〇四
第三章	相續ノ承認及ヒ拋棄	一〇七
第四章	財産ノ分離	一一一
第五章	相續人ノ曠缺	一一一
第六章	遺言	一一三
第七章	遺留分	一一〇

民事訴訟法		
第一編	總則	
第一章	裁判所	一一
第一節	裁判所ノ事物ノ管轄	一一
第二節	裁判所ノ土地ノ管理	一八
第三節	管轄裁判所ノ指定	一五
第四節	裁判所ノ管轄ニ付テノ合意	一六



第五節	裁判所職員ノ除斥及ヒ忌避	一七
第六節	檢事ノ立會	二一
第二章	當事者	二二
第一節	訴訟能力	二二
第二節	共同訴訟人	二五
第三節	第參者ノ訴訟參加	二七
第四節	訴訟代理人及ヒ輔佐人	三〇
第五節	訴訟費用	三三
第六節	保證	三五
第七節	訴訟上ノ救助	三八
第三章	訴訟手續	四一
第一節	口頭辯論及ヒ準備書面	四二
第二節	送達	四三
第三節	期日及ヒ期間	四六
第四節	懈怠ノ結果及ヒ原狀回復	四八
第五節	訴訟手續ノ中斷及ヒ申立	五〇

第二編 第一審ノ訴訟手續

第一章	地方裁判所ノ手續	六六
第一節	判決前ノ訴訟手續	六六
第二節	判決	七九
第三節	欠席判決	八二
第四節	計算事件財産分別及ヒ此ニ類スル訴訟ノ準備手續	八五
第五節	證據調ノ總則	八六
第六節	人證	八七
第七節	鑑定	八九
第八節	書證	九三
第九節	檢證	九八
第十節	當事者本人ノ訊問	一〇〇
第十一節	證據保全	一〇一
第二章	區裁判所ノ訴訟手續	一〇三
第一節	通常ノ訴訟手續	一〇三
第二節	督促手續	一〇五



第三編	上訴	104
第一章	控訴	104
第二章	上告	111
第三章	抗告	115
第四編	再審	117
第五編	證據訴訟及ヒ爲替訴訟	120
第六編	強制執行	131
第一章	總則	131
第二章	金錢ノ債權ニ付テノ強制執行	136
第一節	動産ニ對スル強制執行	136
第一款	通則	136
第二款	有體動産ニ對スル強制執行	138
第三款	債權及ヒ他ノ財産權ニ對スル強制執行	139
第四款	配當手續	140
第二節	不動産ニ對スル強制執行	137
第一款	通則	137

### 商 法

第二款	強制競賣	138
第三款	強制管理	139
第三節	船舶ニ對スル強制執行	140
第三章	金錢ノ支拂ヲ目的トセサル債權ニ付テノ強制執行	140
第四章	假差押及ヒ假處分	146
第七編	公示催告	144
第八編	仲裁手續	150
第一編	總則	1
第一章	法例	1
第二章	商人	2
第三章	商行登記	3
第四章	商號	5
第五章	商業帳簿	5
第六章	商業使用人	6



第七章	代理商	二〇
第二編	會社	一〇
第一章	總則	九
第二章	合名會社	八
第三章	合資會社	七
第四章	株式會社	六
第五章	株式合資會社	六
第六章	外國會社	六
第七章	罰則	六
第三編	商行爲	一四
第一章	總則	一五
第二章	賣買	一五
第三章	交互計算	一八
第四章	匿名組合	一九
第五章	仲立營業	一九
第六章	問屋營業	二〇

第七章	運送取扱營業	三二
第八章	運送營業	三二
第九章	寄託	三三
第十章	保險	三三
第四編	手形	三六
第一章	總則	三六
第二章	爲替手形	三七
第三章	約束手形	三七
第四章	小切手	三九
第五編	海商	四〇
第一章	船舶及船舶所有者	四〇
第二章	船員	四二
第三章	運送	四三
第四章	海損	四四
第五章	保險	四六
破產法		六四
第三編	破產	六一
第一章	破產宣告	六一



- 第二章 破産ノ効力
- 第三章 別除權
- 第四章 保全處分
- 第五章 團體ノ管理及ヒ換價
- 第六章 債權者
- 第七章 協賛契約
- 第八章 配當
- 第九章 有罪破産
- 第十章 破産ヨリ生スル身上ノ結果
- 第十一章 支拂猶豫

刑事訴訟法補遺

- 第七編 大審院ノ特別權限ニ屬スル訴訟手續
- 第八章 裁判執行復權及ヒ特赦
- 第一章 裁判執行
- 第二章 復權
- 第三章 特赦

二四五六七八九〇一一一二一三

民法

第一編 總則

第一章 人

人ハ權利ノ主体ナリ權利ノ主体トハ生活資料ニ付キ獨立ノ持分ヲ有スルモノヲ云フ反言セハ權利ヲ享有スルモノナリ而シテ權利ニハ公權私權ノ二種ニ別ツコトヲ得ヘキモ民法上ニ在テハ私權ニ付キ享有行使ヲ定ム故ニ私權トハ民法ノ規定ニ依リテ生スル權利ナリト云フヲ得ヘシ

此私權ヲ享有スルハ出生ニ始マル(第一條)但出生ハ其自然ト醫術上トヲ問ハサルヘシ而シテ之カ例外ヲ認ム即チ損害賠償ヲ請求スル場合(第七百二十一條)家督相續ノ場合(第九百六十八條)遺產相續ノ場合等ニ於テ(第九百九十二條)皆然リトス蓋シ何レモ胎兒ヲ保護スルヲ主トス其外國人ニ在テハ法令又ハ條約ニ禁止モサルトキハ全然私權ヲ享有ス(第二條)

特16  
395



私權ヲ行使スル能力ハ人皆之ヲ有ス私權ヲ享有スルコトヲ得ヘキモノハ私權行使ノ能力ヲ有スヘシト雖モ法律ノ意思ノ程度如何ヲ論究シテ之カ區別ヲ立ツ蓋シ行爲能力ハ意思能力ヲ要スレハナリ

今法律ハ能力者ヲ示サスシテ反テ不能力者ヲ示ス蓋シ不能力者ヲ除ケハ他ハ一般ニ能力者ナルコトヲ知り得ヘケレハナリ而シテ左ノ如シ

- (一) 未成年者 滿二十年ヲ以テ成年トスルヲ以テ其未滿ナリトス(第三條第四條)而シテ國外アリ法定代理人カ目的ヲ定メテ處分ヲ許シタル場合(第五條)營業ヲ許サシタル場合(第六條)ハ成年者ト同一ノ能力ヲ有セリ
- (二) 禁治產者(第七條乃至第十條)
- (三) 準禁治產者(第十一條乃至第十二條)
- (四) 妻(第十四條第十六條)而シテ例外アリ營業ヲ許シタル場合(第十五條)絶對的夫ノ許可ヲ得ルコト能ハサル場合及ヒ事情ニ於テ同上ノ場合(第十七條)ナリトス

其夫ニシテ未成年者ナルトキハ法律上代理人ノ同意ヲ得サルヘカラス(第十八條)住所ハ法律上人ノ存在スル位置ナリ生活ノ本據ヲ以テ定ム(第二十一條)其知レサルトキハ居所ヲ以テ住所ト看做シ(第二十二條)其住所ヲ行セサルトキモ亦同シ(二十三條)此他假住所ナルモノアリ(第二十四條)

失踪ハ生死不分明ナルモノニ付キ保護主義ヲ以テ設ケタル規定ナリ先ツ失踪タルノ宣告ヲ爲スマテニハ不在者ヲ以テ待テ財産管理人ヲ置テ之カ必要ナル處分ヲ爲サシム(第二十五條乃至第二十九條)而シテ其不在者カ七年間分明ナラサルトキハ死亡シタルモノト看做シ非常ノ場合ハ之ヲ三年トス(第二十條第三十一條)其失踪宣告後生存スルコト七年若クハ三年ノ期間外ニ於テ死亡シタリトノ證明アルトキハ宣告ヲ取消スヘシ(第三十二條)

### 第二章 法人

法人トハ自然人又ハ財産ノ集合セル組織体ナリ而シテ自然人ト同シク權利ノ主体トス



法人ノ設立ハ法令ノ規定ニ依ルニアラザレハ成立スルコトヲ許サス(第三十三條)今民法  
カ認ムル所ノモノハ

(一) 社團法人

(二) 財團法人

トシ又之ヲ

(一) 公益的法人

(二) 營利的法人

ニ區別ス即チ社團法人ハ人ノ集合ニシテ財團法人ハ財産ノ集合ナリ又公益的法人ハ營利  
ヲ目的トセサルモノニシテ主務官廳ノ許可ヲ得ヘク(第二十四條)其社團ト財團トハ組織  
自由ナリ營利ヲ目的トスルモノハ社團ニ限ルモノニシテ總テ商事會社設立ノ條件ニ從ハ  
シム(第二十五條)社團法人ハ定款ヲ作り(第二十七條)第三十八條)財團法人ハ寄附行為ヲ  
以テシ(第二十九條乃至第四十二條)何レモ人格ヲ有ス(第四十三條)而シテ何レモ登記ヲ

爲シ(第四十五條乃至第四十九條)住所ハ主タル事務所ノ所在地ニ定メ(第五十條)シム  
法人ノ管理方法ハ機關ヲ設ケ

(一) 理事

(二) 監事

(三) 總會

(四) 主務官廳監督

トス理事ハ法人ニ代リテ代理シ(第五十二條乃至第五十七條)監事ハ法人ノ財産業務ノ狀  
況、理事ノ整理等ヲ監査ス(第五十八條)第五十九條)總會ハ毎年一回之ヲ開キ且臨時ニ招  
集スルコトアリ何レモ業務ノ報告定款ノ改正等之ヲ決議ス(第六十條乃至第六十六條)主  
務官廳ハ業務ヲ監督シ何時ニテモ狀況檢査ヲ爲ス權ヲ有ス(第六十七條)

法事ハ左ノ事由ニ依リテ解散セラル(第六十八條乃至第七十一條)

(一) 定款又ハ寄附行為ヲ以テ定メタル解散事由ノ發生



(二) 法人ノ目的タル事業ノ成功又ハ其成功ノ不能

(三) 破産

(四) 設立許可ノ取消○目的外ノ事業、公益ヲ害スル行爲アルトキ社團法人ハ右ノ外左ノ事由ニ因リテ解散セラル

(一) 總ノ決議○總社員ノ四分ノ三以上ノ決議ヲ要ス

(二) 社員ノ缺□

解散法人ノ財産ハ定款又ハ寄附行爲ノ指定人ニ歸シ其定メナキトキハ目的類似ノ目的ノ爲メニ處分ス其處分セラレサル財産ハ國庫ニ歸ス(第七十二條)其法人ハ理事清算人ト爲リテ清算ス其職務ハ現務ノ結了、債權ノ取立債務ノ辨濟、餘分財産ノ引渡等ニシテ爲メニ必要ナル一切ノ行爲ヲ爲ス(第七十四條乃至第七十八條)

法人ノ理事監事又ハ清算人ハ過料ニ處セラレ蓋シ事務ヲ懈怠シ又ハ不正ノ行爲ヲ爲スモノナシテ制裁ヲ加ヘシムルニアリ(第八十四條)

### 第三章 物

民法上ノ物トハ權利ノ目的トナルコトヲ得ルモノナラサルヘカラス即チ吾人ノ利用シ得ルモノナルヲ要ス故ニ太陽星空氣モ亦物ニアレトモ之レ吾人ノ利用シ得ヘキモノニアラス法律上ノ所謂物ニハアラサルナリ法律ハ物ヲ區別シテ動産不動産(甲)主從(乙)特定不特定(丙)消費非消費(丁)可分不可分(戊)トシ之ヲ重モナルモノトス

(一) 動産不動産

土地及ヒ其定著物ハ不動産ナリ其他ノ物ハ總テ動産ナリ無記名債權モ亦同シ(第八十六條)

(二) 主從

物ノ所有者カ其物ノ常用ニ供スル爲メ自己ノ所有ニ屬スル他ノ物ヲ以テ之ニ附屬セシメタルトキハ其物ヲ從物トシ他ハ總テ主物トス其効用ハ從物ハ主物ノ處分ニ隨フニアリ(第八十七條)



物ヨリ生スル果實ヲ區別シテ

八

- (一) 天然果實○用方ヨリ從ヒ收取スル產出物ナリ
  - (二) 法定果實○使用ノ對價トシテ受クヘキ金錢其他ノ物ナリ
- トス一ハ元物ヨリ分離スル時ニ之ヲ收得權アルモノニ屬シ一ハ收取權ノ存續期間日割ヲ以テ之ヲ取得ス(第八十八條第八十九條)

#### 第四章 法律行為

夫レ法律行為ハ私法上ノ效果ヲ生セシメントスル意思表示ナリ之カ種類ヲ分ツトキハ片面行為(甲)生前行為(乙)有價行為(丙)無價行為(丁)要式行為(戊)不要式(己)トス而シテ公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反スル事項ヲ目的トスルモノハ之カ無効タリ(第九十條)又民法事項ハ多ク任意規定ナレハ公ノ秩序ニ關セサルモノナルトキハ法令ニ異ナリタル意思表示モ亦有効タラシメ(第九十一條)其慣習モ亦之ニ依ルトノ意思ヲ有スルモノト認ムルトキハ之ニ依ラシムルモノトス(第九十二條)法律行為ハ意思表示ナリ意思表

示ハ意思ヲ外界ニ發スルヲ意味ス故ニ意思ト表示ト符合セサルヘカシサルカ如シト雖モ或ハ意思ト表示ト符合セサルコトアリ然レトモ一方ニ於テ其意思ヲ知ラサルトキハ表示

- セシ意思ヲ以テ正當ノモノト云ハサルヘカラス但左ノ場合ニ於テハ意思表示ハ無効トス
  - (一) 相手方カ表意者ノ真意ヲ知リ又ハ之ヲ知ルコトヲ得ヘカリシトキ(第九十二條)
  - (二) 相手方ト通シテ爲シタル虛偽ノ意思表示(第九十四條)
  - (三) 法律行為ノ要素ニ錯誤アリタルトキ(第九十五條)
- 又左ノ場合ニ於テハ取消スコトヲ得ヘキ意思表示トス
- (一) 詐欺又ハ強迫ニ因ルモノ又ハ第三者カ詐偽ヲ行ヒタルトキニ相手方カ其事實ヲ知ラタルトキ(第九十六條)

意思表示ノ効力ハ隔地者ニ對スルモノハ其通知ノ相手方ニ到達シタル時ヨリ生ス蓋シ受信主義ヲ採用シタルモノナリ(第九十七條)併シ表意者カ通知ヲ發シタル後死亡シ又ハ能州所失フモ爲メニ効力ヲ妨ケタルコトヲ以テ又相手方カ之ヲ受ケタル時ニ未成年者又ハ



禁治産者ナリシトキハ之ニ對抗スルコトヲ得ス但法定代理人カ之ヲ知リタル後ハ例外トス(第九十八條)

代理關係モ亦一ノ意思表示ナリ代理人カ相手方ニ爲シタル意思表示ハ直接ニ本人ニ對シ効力ヲ生スヘシ之ニ反シ第三者カ代理人ニ對シテ爲シタルモノモ同亦シ(第九十九條)尤トモ代理人ハ本人、爲メニスルコトヲ示シテ爲スニ限ル其示サ、ルモノハ自己ノ爲メニスルモノト看做スハ當然ナリ(第一百條)

代理人ハ自己ノ行爲ニ依リテ直接ニ本人ニ利害ヲ及ホスモノナレハ代理人ハ必ラス能力者タルコトヲ要セス(第一百二條)

代理ノ範圍ハ一々委任行爲ヲ以テ之ヲ定ムヘキモノナレトモ其之カ定メナキモノニ付テハ左ノ範圍ヲ以テ行フ

- (一) 保存行爲
- (二) 代理ノ目的タル物又ハ權利ノ性質ヲ變セサル範圍内ニ於テ其利用又ハ改良ヲ目

的トスル行爲(第一百三條)

代理權ノ消滅スル場合ハ左ノ如シ

- (一) 本人ノ死亡
- (二) 代理人ノ死亡禁治産、破産
- (三) 委任ナルトキハ其終了(第一百二條)

代理權消滅ハ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス(第一百十二條)

代理權ヲ有セサルモノ、爲シタル契約ハ本人ノ追認ナキ間ハ何時ニテモ取消スコトヲ得其追認ヲ爲シタルトキハ契約ノ時ニ遡リテ効力ヲ生ス(第一百五條 第一百十六條)

自稱代理ハ代理權ヲ證明スルコト能ハス且本人ノ追認ヲ得ザリシトキハ相手方ノ選擇ニ依リ履行又ハ損害賠償ノ責ニ任ス其相手方カ代理權ナキコトヲ知リタルトキ又ハ代理人カ能力ヲ有セザリシトキハ適用セス(第一百七條)

法律行爲ノ無効ハ追認ニ因リテ有効トナルコトヲ取消シ得ヘキ行爲ハ追認ニ依リテ行



効トナル其追認ハ明示ト默示トフントモ默示ハ履行又ハ請求、更改、擔保供與、讓渡、強制執行等ノ事實アリタルトキハ成立ス（第百十九條乃至第百廿五條）取消權モ其追認ヲ爲スコトヲ得ル時ヨリ五年間ニ依リテ消滅シ行爲ノ時ヨリ二十年ヲ經過シタルモ亦消滅ス（第百廿五條）

法律行爲其モノ、成立又ハ存在ヲ左右セムシテ効力ノ發生又ハ消滅ヲ左右スルモノナ條件付法律行爲ト云フ其發生ニ繫ルモノヲ停止條件ト云ヒ消滅ニ繫ルモノヲ解除條件ト云フ何レモ成就ノ時ヨリ其効力ヲ生シ又ハ失フヘシ（第百廿七條）  
條件ニシテ左ノ場合ニ於テハ無條件ト看做サル

- (一) 法律行爲ノ當時已ニ成就セルモノニシテ停止ナルトキ（第百三十條）
  - (二) 條件ノ不成就カ當時已ニ確定セルモノニシテ解除ナルトキ（第百三十一條）
  - (三) 不能ノ解除條件ヲ附シタルトキ（第百三十二條）
- 又左ノ場合ニ於テハ無効トナル

- (一) 法律行爲ノ當時已ニ成就セルモノニシテ解除ナルトキ（第百三十條）
  - (二) 條件ノ不成就カ當時已ニ確定セルモノニシテ停止ナルトキ（第百三十一條）
  - (三) 不法ノ條件ヲ付シタルトキ（第百三十二條）
  - (四) 不法行爲ヲ爲サ、ルヲ條件トシタルトキ（同上）
  - (五) 不能ノ停止條件ヲ付シタルトキ（第百三十三條）
  - (六) 債務者ノ意思ノミニ係ル停止條件付ナルトキ（第百三十四條）
- 期限トハ法律行爲ヲ實行又ハ消滅ノ繫ルヘキ將來ノ時期又ハ事件ニシテ其發生ノ確實ナルモノヲ云フ期限ニハ始期ヲ付シタルモノト終期ヲ付シタルモノトアリ一ハ履行ヲ到來マテ待チ一ハ効力カ到來ニ依リテ失フヲ云フ（第百三十三條）左ノ場合ニ於テハ債務者ハ期限ノ利益ヲ主張スルコトヲ得ス

- (一) 破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ
- (二) 擔保ヲ毀滅シ又ハ減少シタルトキ



(三) 擔保ヲ供スル義務ヲ負フ場合ニ於テ供セザルトキ(第三百三十七條)

### 第五章 期間

期間ノ計算法ハ原則トシテ法令裁判上ノ命令又ハ法律行為ニ之ヲ定ムヘキモ其定メナキトキハ左ノ如ク計算ス(第三百二十八條)

(一) 時ハ即時ヨリス(第三百二十九條)

(二) 日、週、月又ハ年ハ其翌日ヨリス但午前零時ヨリ始ムルトキハ其時ヨリス(第四百四十條)

期間ノ滿了ハ左ノ如シ

(一) 期間ノ末日ノ終了(第四百四十一條)

(二) 末日カ休日ナルトキハ慣習アルトキニ限リ其翌日(第四百四十二條)

(三) 週、月又ハ年ノ始ヨリ起算セザルトキハ最後ノ起算日ニ應當スル日ノ前日但應當日ナキトキハ其月ノ末日(第四百四十三條)

### 第六章 時効

時効ハ怠慢ナル權利者ヲシテ戒メ狡猾ナル義務者ヲシテ万一ノ僥倖ヲ爲サシメサル公益的規定ナリ然レトモ當事者之ヲ採用スルニアラサレハ裁判ヲ爲サス(第四百四十五條)又此利益ハ豫メ拋棄スルヲ許サス(第四百四十六條)其時効ノ効力ハ其起算日ニ遡及セシム(第四百四十五條)

時効ノ中斷ハ法律上左ノ如ク定ム(第四百四十七條)

(一) 請求○却下取下げ其効力ナシ(第四百四十九條)改拂命令ナルトキハ其効力ヲ失フトキモ亦同シ(第四百五十條)其他和解ノ不調(第四百五十一條)破産手續參加ノ取消又ハ却下(第四百五十六條)催告ノ引續手續ヲ爲サ、ルトキ(第四百五十三條)ノ如キモ中斷力ヲ失フ

(二) 差押、假差押又ハ假處分○此場合ニ於テモ其手續ヲ取消サレ(第四百五十四條)利益ヲ受ケルモノニ通知セザルトキ(第四百五十五條)ノ如キハ中斷力ナシ



(三) 承認〇此承認ハ處分能力又ハ權限アルコトヲ要セス(第百五十六條)  
時効完成セサル場合左ノ如シ

(一) 時効滿了前六ヶ月内ニ未成年者又ハ禁治產者カ法定代理人ヲ有セザリシトキハ能力者ト爲リ又ハ代理人カ就職シタル時ヨリ六ヶ月内(第百五十八條)

(二) 無能力者カ其財産ヲ管理スル父又母ハ後見人ニ對シテ有スル權利ハ其能力者ト爲レ又ハ後任ノ代理人カ就職シタル時ヨリ六ヶ月内(第百五十九條)

(三) 妻カ夫ニ對シテ有スル權利ニ付テハ婚姻解消ノ時ヨリ六ヶ月内(同上)

(四) 相續財産ニ關シテハ相續人確定シ管理人ノ選任セラレ又ハ破産ノ宣告アリタル時ヨリ六ヶ月内(第百九十條)

(五) 滿了時ニ當リ天災事變ノ爲メ中斷スルコト能ハサルトキハ妨礙ノ止ミタル時ヨリ二週内(第百六十一條)

時効ハ取得ト消滅トノ二個ニ區別ス

取得時効ハ

(イ) 二十年間所有ノ意思ヲ以テ平穩且公然ニ他人ノ物ヲ占有スルモノ其所有權ヲ取得ス(第百六十二條第一項)

(ロ) 十年間所有ノ意思ヲ以テ平穩且公然ニ他人ノ不動産ヲ占有スルモノニシテ占有ノ始メ善意ニシテ且過失ナカリシトキハ其不動産ノ所リ權ヲ取消ス(第百六十二條第二項)

(ハ) 財産權ヲ自己ノ爲メニスル意思ヲ以テ平穩且公然ニ行使スルモノ二十年間ニシテ其財産權ヲ取得ス

(ニ) 同上ニシテ始メ善意ニシテ且過失ナカリシトキハ不動産ノ財産權ヲ取得ス(第百六十三條)

消滅時効ハ

(イ) 債權ハ十年間之ヲ行ハサルトキ(第百六十七條)



- (ロ) 債權又ハ所有權ニ非サル財産權ハ二十年間之ヲ行ハサルトキ(同上)
- (ハ) 定期金ノ債權ハ第一回ノ辨濟期ヨリ二十年間最後ノ辨濟期ヨリ十年間之ヲ行ハサルトキ(第七十八條)
- (ニ) 年又ハ之ヨリ短キ時期ヲ以テ定メタル債權ノ五年間之ヲ行ハサルトキ(第六十九條)
- (ホ) 醫師產婆及ヒ藥劑師ノ治術勤勞及調劑ノ債權工事上ノ債權ハ三年間之ヲ行ハサルトキ(第七十條)
- (ヘ) 辯護士公證人執達吏ノ債權ハ二年間之ヲ行ハサルトキ(第七十二條)
- (ト) 產物又ハ商品ノ代價仕事ノ債權教育衣食止宿代等債權ハ二年間之ヲ行ハサルトキ(第七十三條)
- (チ) 雇人ノ給料、賃金、運送賃、旅店料理店貸席、娯遊場ノ料金又ハ立替金、損料等ハ一年間之ヲ行ハサルトキ(第七十四條)

## 第二編 物權

### 第一章 總則

物權ハ法律ニ定ムルモノ、外創設スルヲ許サス(第七十五條)其許シタルモノニ付テハ意思表示ノミニ因リテ効力ヲ生ス(第七十六條)而シテ

- (一) 不動産ニ付テハ登記ヲ爲スニアラサレハ第三者ニ對抗權ナシ(第七十七條)
- (二) 動産ニ付テハ引渡アルニアラサレハ第三者ニ對抗權ナシ(第七十八條)

### 第二章 占有權

占有權ハ自己ノ爲メニスル意思ヲ以テ物ヲ所持スルニ因リ之ヲ取得シ(第八十條)又人ヲシテ之ヲ取得セシムルコトヲ得(第八十一條乃至第八十四條)

占有ハ之ヲ推定シ若シ前後兩時ノ占有證據アルトキハ繼續シタル占有ナリトス(第八十六條)

占有ノ効力ハ左ノ如シ



- (一) 占有物ノ上ニ行使スル權利ハ適法ヲ有スルモノト推定ス(第百八十八條)
  - (二) 善意ノ占有者ハ果實ヲ取得ス(第百八十九條)
  - (三) 惡意ノ占有者ハ賠償ノ義務ヲ負フ(第百九十條第百九十一條)
  - (四) 平穩且公然ニ動産ノ占有ヲ始メタル者カ善意ニ過失ナキトキハ即時ノ効ヲ以テ權利ヲ取得ス(第百九十二條)
  - (五) 占有物カ盜品又ハ遺失物ナルトキハ二年間ノ回復權アリ(第百九十三條)
  - (六) 他人カ飼養セシ家畜外ノ動物ヲ占有スルトキハ一ヶ月内ノ回復權アリ(第百九十五條)
- 占有訴訟ハ左ノ如シ
- (一) 占有保持訴訟○妨害ノ存スル間久ハ止ミタル後一年内ニ提起スルコトヲ要ス(第百九十八條第百九十九條)
  - (二) 占有保全訴訟○妨害ノ危險ヲ存スル間之ヲ提起スルコトヲ得(第百九十九條第

二百一條

- (三) 占有回收訴訟○侵奪ノ時ヨリ一年内提起スルコトヲ得(第百條第百一條)占有ノ訴ハ本權ノ訴ハ互ニ妨クルコトナシ(第百二條)
- 占有ノ消滅ハ左ノ如シ

- (一) 占有者カ占有ノ意思ヲ拋棄シ又ハ占有物ノ所持ヲ失フトキ(第百三條)
  - (二) 代理占有ノ場合ニ於ケル本人ノ拋棄、所持ノ喪失(第百四條)
- 準占有即チ自己ノ爲メニスル意思ヲ以テ財產權ノ行使ヲ爲スニ同シ(第百五條)

第三章 所有權

所有權ハ無限ヲ以テ原則トシ法令ノ制限内ニ於テ自由ニ其所有物ノ使用收益處分ヲ爲ス權利ヲ有ス(第百六條)其他左ノ如シ

- (一) 土地ノ所有權ハ其上下ニ及フ(第百七條)
- (二) 一棟ノ建家ヲ數人ニテ所有スルトキハ占有ト推定ス(第百八條)



- (三) 隣地ノ使用ヲ請求スル權利ヲ有シ住家ニ立入ルコトハ承諾ヲ要ス  
(第二百九條)
- (四) 國境地ヲ通行スル權(第二十條第二十一條第二十二條第二十三條)
- (五) 自然ノ流水權(第二十四條第二十五條第二十六條第二十七條)
- (六) 雨水注瀉權(第二十八條)
- (七) 水流地ノ變更權(第二十九條)
- (八) 低地ハ高地ノ流水ヲ受ク(第二十條第二十一條第二十二條)
- (九) 疆界權(第二十三條第二十四條)
- (十) 圍障權(第二十五條第二十六條第二十七條第二十八條)
- (十一) 牆壁權(第二十九條第三十條第三十一條第三十二條)
- (十二) 隣地ノ竹木剪除權(第三十三條)
- (十三) 疆界線ヨリ距離權(第三十四條乃至第三十八條)

所有權ノ取得ハ左ノ如シ

- (一) 無主ノ動産ハ所有ノ意思ヲ以テ之ヲ占有スルトキ
- (二) 無主ノ不動産ハ國庫ノ有ト爲ル(第二十九條)
- (三) 遺失物ハ公告後一年內所見者知レサルトキハ拾得者(第四十條)
- (四) 埋藏物ハ公告後六ヶ月內同上ノトキハ發見者(第四十一條)
- (五) 不動産所有者ハ其附合物ヲ從トシテ所得ス(第四十二條)
- (六) 合成物ノ所有權ハ主タル所有者ニ屬ス(第四十三條)
- (七) 混和物モ亦同シ(第四十二條第四十三條第四十五條)
- (八) 加工物ノ所有權ハ材料ノ所有者ニ屬ス(第四十六條)

共有ハ共有物ニ付キ全部ヲ使用スル權ヲ有シ持分ハ相均シト推定シ他ノ同意アルニアラ  
 ずレハ變更ヲ加フルコトヲ得ス(第四十九條乃至第五十一條)共有者ハ何時ニテ  
 モ其分割ヲ請求スルコトヲ得五年ヲ超過セサル期間内分割ヲ爲サル契約ヲ爲スコトヲ



効ケス(第二百五十六條)其分割ノ協議調ハサルトキハ裁判所ニ請求スルコトヲ得(第二百五十八條)分割後其證書ハ保存シ協議ヲ以テ定ム(第二百六十二條)

### 第四章 地上權

地方權ハ他人ノ土地ニ於テ工作物又ハ竹木ヲ所有スル爲メ其土地ヲ使用スル權利ナリ(第二百六十五條)其使用年限ハ五ニ之ヲ契約シ其契約ナキトキハ何時ニテモ權利ヲ拋棄スルコトヲ得然ラサルトキハ二十年以上五十年以下ノ範圍内ヲ以テ裁判所之ヲ定ム(第二百六十八條)其消滅ノ時ハ土地ヲ原狀ニ回復シ工作物竹木ヲ収去スルコトヲ得(第二百六十九條)

### 第五章 永小作權

永小作權ハ小作料ヲ拂ヒ他人ノ在地ニ料作又ハ牧畜ヲ爲ス權ナリ(第二百七十條)永小作人ハ期限内ニ他ヘ賃貸スルコトヲ得(第二百七十二條)小作料ハ決シテ免除又ハ減額ヲ請求スルコトヲ得ス(第二百七十四條)永小作人ハ小作料ヨリ少キ収益ヲ得タルトキハ權利

ヲ拋棄シ(第二百七十五條)地主ハ永小作人ノ支拂ヲ怠リ破産ノ宣告ヲ受クルトキハ消滅ヲ請求スルコトヲ得(第二百七十六條)永小作權ノ期間ハ二十年以上五十年以下トシ夫レヨリ長キトキハ短縮ス其定メナキトキハ三十年トス(第二百七十八條)第二百七十九條)

### 第六章 地役權

地役產ハ設定行爲ヲ以テ定メタル目的ニ從ヒ他人ノ土地ヲ自己ノ土地ノ便益ニ供スル權利ナリ(第二百八十條)地役權ハ要役地ノ所有權ノ從トシテ之ト共ニ移轉シ又ハ他ノ權利ノ目的ルモノトシ分離シテハ之ヲ許サス(第二百八十一條)地役權ノ取得ハ繼續且表現ノモノニ限り時効ニ因ルヘク占有ナルトキハ其一人カ取得セハ他ノモノモ要得シ(第二百八十四條)承役地ノ占有者カ取得時効ニ必要ナル條件ヲ具備セル占有ヲ爲シタルトキハ消滅ス(第二百八十九條)其地役權ノ一部ヲ行使セサルトキハ其効力ノミ消滅ス(第二百九十三條)

### 第七章 留置權



留置權ハ他人ノ物ノ占有者カ其物ニ關シテ生シタル債權ヲ有スルトキハ其債權ノ辨濟ヲ受クルマテ其物ヲ留置スル權利ナリ(第二百九十五條)其結果全部ノ辨濟マテ物ノ全部ニ付權利ヲ行フヘク(第二百九十六條)物ヨリ生スル果實ヲ收取シ他ノ債權ヨリ先キニ辨濟ヲ受ク(第二百九十七條)債務者ハ擔保ヲ供シテ其消滅ヲ請求スルコトヲ得(第二百一一條)

### 第八章 先故特權

先取持繼ハ債務者ノ財産ニ付キ他ノ債權者ニ先チ自己ノ債權ノ辨濟ヲ受クルノ權ナリ(第三百三條)其一段先取持繼ハ左ノ如シ(第三百六條)

- 一 共益費用○保存清算配當ニ關スル費用ニ付存在ス(第三百七條)
  - 二 葬式費用○自分ニ相應スル費用ニ付存在ス(第三百八條)
  - 三 雇人給料○最後ノ六ヶ月分ニシテ五十日ヲ限トス(第三百九條)
  - 四 日用品供給○生活ニ必要ナル最後ノ六ヶ月分トス(第三百十條)
- 動産上先取持繼ハ左ノ如シ(第三百十一條)

- 一 不動産ノ賃貸借○關係ヨリ生スル動産上ニ存在ス(第三百十二條第三百十三條)
  - 二 旅店ノ宿泊○手荷物ノ上ニ存在ス(第三百十七條)
  - 三 旅店又ハ荷物ノ運輸○荷物ノ上ニ存在ス(第三百十八條)
  - 四 公吏ノ職務上ノ過失○保證金ノ上ニ存在ス(第三百十九條)
  - 五 動産ノ保存○其動産ノ上ニ存在ス(第二百二十一條)
  - 六 動産ノ賣買○代價及ヒ利息ニ付キ存在ス(第三百二十二條)
  - 七 種苗又ハ肥料ノ供給○一ケ年内之ヲ用非タル土地ノ果實ノ上ニ存在ス(第三百二十三條)
  - 八 農工業ノ勞役○三ヶ月分ノ賃金又ハ最後一ケ年分ノ賃金ニ付製作物又ハ果實ノ上ニ存在ス(第三百二十四條)
- 不動産ノ先取持繼ハ左ノ如シ(第三百二十五條)
- 一 不動産ノ保存



- 二 同工事○工事費用ニ付キ存在ス(第三百二十七條)
- 三 同賣買其○代金及利息ニ付キ存在ス(第三百廿八條)

先取特權ノ順位ハ左ノ如シ

- 一 一般ノ先取特權カ互ニ競合スルトキハ其規定ノ順位トス
- 二 一般ト特別トノ先取特權カ競合スルトキハ特別ヲ先ニス(第三百廿九條)
- 三 同一ノ動産ニ付キ特別先取特權カ競合スルトキハ(第三百三十條)

イ 不動産賃貸旅店宿泊運輸

ロ 動産ノ保存

ハ 動産賣買種苗肥料供役農工業勞役

ノ順序トス

- 四 同一ノ不動産ニ付キ特別先取特權カ競合スルトキハ其規定ノ順位トス(第三百三十一條)

(五) 同一ノ目的物ニ付同一順位ノモノ致人アルトキハ債權額ノ割合トス(第三百三十二條)

先取特權ノ効力ハ債務者カ其動産ヲ第三取得者ニ引渡シタルトキハ之ヲ行フコトヲ得ス(第三百二十三條)而シテ一般ノ先取特權ハ先ツ動産ニ付キ之ヲ請求シ不足アルトキノ外ハ不動産ニ及ホスコトヲ得ス又不動産ノ先取特權ニ付テハ特別目的ノ外ノモノヲ先ツ請求シ然ラサル以上ニ於テ之ヲ及スヘシ(第三百二十五條)其不動産ニ於ケル特別先取特權ハ之カ無記ヲ受クルニアラサレハ保存セス(第三百二十七條乃至第三百四十條)

### 第九章 質權

質權ハ債權ノ擔保トシテ債務者又ハ第三者ヨリ受取リタル物ヲ占有シ且其物ニ付キ他ノ債權者ニ先チ自己ノ債權ノ辨濟ヲ受クル權アルモノトス(第三百四十二條)質權ハ讓渡スコトヲ得サルモノニ付テハ設定スルコトヲ得ス(第三百四十二條)設定ハ其目的物ノ引渡ニ依テ効力ヲ生ス(第三百四十四條)質權者ハ期間内ニ他ニ轉買ヲ爲スコトヲ得(第三



百四十八條) 然レトモ質物ノ所存權ヲ取得シ又ハ處分スル契約ヲ爲スコトヲ許サス(第三百四十九條) 質ニハ動産ト不動産トノ權利トアリ

(一) 動産質○質物ヲ占有シ債權辨濟ヲキトキハ裁判所ニ請求シテ賣却シ又ハ其評價額ヲ以テ辨濟ニ充ツルコトヲ得(第三百五十二條乃至第三百五十四條)

(二) 不動産質○用方ニ從テ使用及収益權ヲ有セシメ利息ハ之ヲ請求スルコトヲ得ス其存續期間ハ十年間トシ更新ヲ許ス(第二百五十六條乃至第三百六十條)

(三) 權利質○財産權ヲ目的トスルモノニシテ證書アルモノハ之ヲ交付シ記名債權ハ會社ノ帳簿ニ記入スヘク指圖證券ハ裏書ヲシテ渡スヘク指名債權ハ第三債務者ニ通知シ又ハ承諾セサレハ對抗權ナシ而シテ質權者ハ取立權ヲ有ス(第三百六十二條乃至第三百六十七條)

### 第十章 抵當權

性當權ハ債務者又ハ第三者カ占有ヲ移サスシテ債務ノ擔保ニ供シタル不動産ニ付他ノ債

權者ニ先チテ債權ノ辨濟ヲ受クル權利ナリ地上權及ヒ永小作權モ亦抵當權ノ目的ト爲スコトヲ得(第三百六十九條)

抵當權者ハ利息ヲ請求シ又抵當物ヲ他ノ債權ノ擔保ト爲シ得ヘク(第三百七十四條第三百七十五條) 主タル債務者保證人其承継人カ抵當權ノ濫除ヲ爲スコトヲ得サルモ他ノモハ皆此權利ヲ有ス(第三百七十九條乃至第三百九十二條)

抵當權ハ其抵當物ニノ權利ヲ有スルニアラス其不足ニ付テハ他ノ財産ヲ以テ辨濟ヲ受クルコトヲ得(第三百九十四條) 短カキ貸借ノ契約ハ抵當權ノ登記ノ後ニ登記シタルモノト雖モ之ヲ以テ抵當權者ニ對抗スルコトヲ得(第三百九十五條)

抵當權ノ消滅ハ擔保スル債權ト同時ニ非サレハ時効ニ依リテ消滅セス他人カ法定條件ヲ具備セル占有ヲ爲シタルトキハ之ニ因リテ消滅シ地上權永小作權ハ拋棄スルモ對抗權ナキモノトス(第三百九十六條第三百九十八條)

### 第三編 債權



## 第一章 總則

三二

夫レ債權トハ債務者ヲシテ或ル事ヲ爲シ又ハ或ル事ヲ爲サシメサラシムル効力ヲ生スルモノニ外ナラス而シテ債權ト云ヒ債務ト云ヒ恰モ二者アルカ如ク意思スルモ決シテ二個ノ法律行爲關係ニアラスシテ一ノ法律的關係ヲ指シ債務ハ法律上ノ羈絆ナリ只前言ノ二者ノ効力ヲ生セシムルニ外ナラス

債權ノ目的ハ其物又ハ權利ニハアラサルモ常ニ其物又ハ權利ヲ目的トスルヲ便トスルカ故ニ之ヲ混ス元來其目的ヨリ云ヘハ作爲又ハ不作爲ナリ而シテ其物トスルトキハ金錢物品ニ外ナラス

### (一) 債權ノ目的カ物品ナルトキ

特定物ナルトキハ引渡スマテハ任意ヲ以テ保存スヘク(第四百條)指示ノ種類ノミテ以テスルトキハ中等ノ品ヲ以テセハ可ナリ其指定シタルトキハ特定物ト爲シ(第四百一條)

### (二) 物カ金錢ナルキト

各種ノ通貨ヲ以テス其特約アルトキハ格別ナリ其外國貨幣ナルトキハ爲替相場ヲ以テ辨濟ス(第四百二條第四百三條)

利息ヲ生スルモノナルトキハ年五分トシ一年分以上延滞スルトキニアラサレハ元金ニ組入ヘカラス(第四百四條第四百五條)

數個ノ選擇ニ依リテ目的物カ定マルトキハ二者ノ區別アリ

### (一) 債務者ニ選擇權ヲ有スルトキ(第四百六條)

意思表示ニ依リテ之ヲ行ヒ承諾ナキトキハ取消ヲ許サス

### (二) 債權者ニ選擇權ヲ有スルトキ(第四百八條)

### (三) 第三者ニ選擇權ヲ有スルトキ(第四百九條)

債權者又ハ債務者ニ對スル意思表示ニ依リテ之ヲ定ム第三者擇マサルトキハ債務者ヲ屬ス(第四百九條)

以上選擇セントキハ債權發生ノ時ニ遡リテ効力ヲ生ス(第四百十一條)



債權ニ付テノ効力ハ左ノ如クス

三四

- (一) 確定期限アルトキ○期限ノ到來シタル時ヨリ遲滯ノ責ニ任ス
  - (二) 不確定期限アルトキ○期限到來ヲ知リタル時ヨリ遲滯ノ責ニ任ス
  - (三) 期限ナキトキ○履行ノ請求ヲ受ケタル時ヨリ遲滯ノ責ニ任ス(第四百十二條)
- 之ニ反シ債權者カ債務ノ履行ヲ拒ミ又ハ之ヲ受クルコト能ハサルトキハ債權者ハ提供ノ時ヨリ遲滯ノ責ニ任ス(第四百十三條)

履行ハ本旨ニ從フヘシ之ヲ爲サ、ルトキハ損害ノ賠償ヲ求ムヘク其日同ハ通常生スヘキ損害ヲシテ常ニ金錢ヲ以テ之ヲ定ム其金錢ニ關スル不履行ハ法定利息ニ依ル損害賠償ニシテ豫メ定メアルトキハ裁判所ハ之ヲ増減セス

債權者ハ自己ノ債權ヲ保全スル爲メ其債務者ニ屬スル權利ヲ行フコトヲ得ヘク(第四百二十三條) 又債務者カ債權者ヲ害スルコトヲ知リテ爲シタル法律行為ハ之ヲ取消スカ爲メニ裁判所ニ請求スルコトヲ得ヘシ(第四百二十四條) 尤トモ此取消權ハ原因ヲ知リタル

時ヨリ二年間之ヲ行ハサレハ消滅シ行爲ノ時ヨリ二十年ヲ經過シタルトキ亦同シ(第四百二十六條)

不可分債務、連帶債務、保證債務ヲ多數當事者ノ債權ト云フ即チ左ノ如シ

- (一) 不可分債務
- 數人債權者ノ不可分債務ニ對スルトキハ各債權者ハ總員ノ爲メニ履行ヲ求ムヘク又總員ノ爲メニ履行ヲ受ク故ニ債務者ノ間ニ更改又ハ免除アルモ他ノ債權者ハ妨ケラレサルナリ其不可分カ債務者數人ノ間ニアル場合ニ在テモ亦同シ(第四百廿八條乃至第四百三十條)

### (二) 連帶債務

連帶債務ハ債權者ヨリ一人又ハ順次ニ又ハ同時ニ總債務者ニ對シテ全部又ハ一部ノ履行ヲ請求スルコトヲ得其中ノ一人ニ付テハ左ノ如ク區別ス

- (イ) 連帶債務者ノ一人ニ付キ法律行為ノ無効又ハ取消ノ原因ノ存スル爲メ他ノ債務



者ノ債務ノ効力ヲ妨ケス(第四百三十三條)

(ロ) 連帶債務者ノ一人ニ對スル履行ノ請求ハ他ノ債務者ニ對シテ其効力ヲ生ス(第四百三十四條)

(ハ) 連帶債務者ノ一人ト債權者ト更改アルトキハ總債務者ノ利益ノ爲メニ消滅ス(第四百三十五條)

(ニ) 連帶債務者ノ一人カ相殺アルトキハ總債務者ノ利益ノ爲メニ消滅ス(第四百十六條)

(ホ) 連帶債務者ノ一人ニ對シテ爲ス免除ハ負擔部分ノミ他ノ利益ノ爲メニ効ヲ生ス(第四百三十七條)

(ハ) 連帶債務者ノ一人ト債權者トノ混同アリタルトキハ其債務者辨濟シタルモノト看做ス(第四百三十八條)

(ト) 連帶債務者ノ一人ノ爲メ時効完成セハ其負擔部分ニ付キ他ノ債務者ハ義務ヲ免

カル(第四百二十九條)

(チ) 他ノ場合ニ於ケル連帶債務者ノ一人ニ付キ生スルコトハ他ノ債務者ニ對シテ其効力ヲ生セス(第四百四十條)

(リ) 連帶債務者ハ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ債權ノ全額ニ付キ財團ノ配當ニ加入スルコトヲ得(第四百四十一條)

(ヌ) 連帶債務者ノ一人カ債務ヲ辨濟シタルトキハ他ノ債務者ニ對シテハ各自ノ負擔部分ニ付キ債權アリ(第四百四十二條)

(ル) 連帶債務者ノ一人カ債權者ヨリ請求ヲ受ケタルトキハ他ノ者ノ通知セサルトキハ其他ノ債務者カ有スル對抗權ハ其債務者ニモ及フヘシ(第四百四十三條)

(ヲ) 連帶債務者中無資力者アルトキハ各自其部分ヲ分割負擔ス(第四百四十四條)

ヲ免ルヲ得ス(第四百四十五條)



三 保證債務

保證人ハ主タル債務者カ其債務ヲ履行セサル場合ニ於テ之カ責ニ任スヘキモノナレトモ直チニ請求ヲ受クルコトアルヘシ此場合ニ於テハ檢索ノ利益ヲ求ムルコトヲ得(第四百四十六條第四百五十二條第四百五十三條)

保證人ノ責ハ主タル債務者ヨリ重カラス其保證契約當時取消原因ヲ知リタルトキハ決シテ免レス獨立シテ負擔スヘシ(第四百四十八條(第四百四十九條))

債務者カ保證人ヲ立ツル義務ヲ負フトキハ保證人ノ(一)件ハ左ノ如シ

(イ) 能力者ナルコト

(ロ) 辨濟ノ資力アルコト

(ハ) 債務履行地ヲ管轄スル控訴院ノ管轄内ニ住所ヲ有シ又ハ假住所ヲ定メタルトキ以上此條件ヲ缺クトキハ他ノ擔保ヲ供スヘシ(第四百五十條第四百五十一條) 數人ノ保證ハ各別ノ行爲ヲ以テ債務ヲ負フモ平等負擔トス(第四百五十六條)

保證人ニシテ主タル債務者ノ委託ヲ受ケテ保證ヲナシタルトキハ保證人ハ左ノ權利ヲ行フコトヲ得(第四百六十條)

(一) 主タル債務者カ破産ノ宣告ヲ受ケ且債權者カ其財團ノ配當ニ加入セサルトキハ求償權アリ

(二) 債務カ辨濟期ニアルトキハ求償權アリ

(三) 債務辨濟期カ不確定ニシテ且其最長期ヲモ定ムルコト能ハサルトキ保證契約ノ後十年ヲ經過シタルトキハ求償權アリ

其委託ヲ受ケサルトキハ債務者ニ對シテハ利益ヲ受ケタル限度ニ於テノミ賠償ヲ受ク其債務者ノ意思ニ反スルトキハ現ニ受ケタル利益ノミニ限ルヘシ(第四百六十二條) 債權ハ其性質上許サハルモノヲ除ク外ハ讓渡スコトヲ得左ノ如シ

(一) 指名債權ナルトキ

讓渡人ハ之ヲ債務者ニ通知スルカ又カ之ヲ承諾ヲ求ムヘシ而テ此通知又ハ承諾ハ確定日



附ノ證書ヲ以テスヘシ 第四百六十七條

一 指圖債權ナルトキ

讓渡ノ裏書ヲ爲シテ讓渡人ニ交付スヘシ其證書ノ所持人及ヒ其署名捺印ノ眞偽ハ債務者ニ於テ調査スル權アリ其證書ニアル事項及ヒ其證書ヨリ當然生スル結果ヲ除ク外ハ債務者ハ對抗權ナシ 第四百六十九條 第四百七十二條

二 無記名債權ナルトキ

單ニ證書ノ交付ヲ以テ爲シ其對抗力ニ付テハ指圖債權ノ場合ニ同シ 第四百七十三條  
債權ノ消滅原因ハ左ノ如シ

- (一) 辨濟
- (二) 相殺
- (三) 更改
- (四) 免除

トス

辨濟ハ第三者ヲ爲スニトテ得一旦辨濟シタル物ヲ取戻スニハ更ニ有効ナル辨濟ヲ爲スニアラサレハ能ハス讓渡ノ能力者ノ爲シタル辨濟物取戻ノ場合モ亦同シ (第四百七十四條 乃至 第四百七十六條) 受取證書持參人ハ辨濟受領ノ權限アルモノト看做シ (第四百八十一條) 支拂ノ差止ヲ受ケタルモノ債權者ニ辨濟セハ更ニ辨濟ノ義務ヲ免ルヘカラス (第四百四十一條)

辨濟ヲ爲スヘキ條件左ノ如シ

- (イ) 場所ハ特定物ナルトキハ其物ノ存在セシ場所其他ノモノハ債權者ノ現時ノ住所トス (第四百八十四條)
- (ロ) 目物ニハ特定物ナルトキハ現状ニテ引渡スヘシ (第四百八十三條)
- (ハ) 費用ハ債務者ノ負擔トス (第四百八十五條)



(ニ) 辨濟受領者ヨリ受取證ヲ求ムルコトヲ得(第四百八十六條)

(ホ) 債權證書アルトキハ全部ノ辨濟ヲ爲シタルトキハ返還ヲ求ムルコトヲ得(第四百八十七條)

辨濟ハ當事者之カ充當スハキコトヲ得其充當ヲ爲サ、ルトキハ法律ハ此ノ如ク定ム(第四百八十九條)

(イ) 總債務中辨濟期トアルモノト否ラサルモノトアルトキハ辨濟期ニアルモノヲ先ラス

(ロ) 總債務カ辨濟期ニアルトキ又ハ否ラサルトキハ債務者ノ利益多キモノヲ先ニス

(ハ) 債務者ノ利益同シキモノハ辨濟期ノ先ツ至ルモノヲ先ニス

(ニ) 前二號ニ掲ケタル事項ニ付相同シキ債務ノ辨濟ハ各債務ノ額ニ應ス

個ノ辨濟トシテ數個ノ給付ヲナスヘキトキ全部消滅セシムルニ至ラサルトキモ亦之ニ

準ス(第四百九十條)

辨濟ハ之ヲ提供スヘシ本旨ニ從ヒ現實ニ爲サ、ルヘカラス(第四百九十二條第四百九十三條)其之ヲ受領セサルトキハ供託スルコトヲ得(第四百九十四條乃至第四百九十六條)

其供託ニ適セサルトキ競賣シ代金ヲ供託ス(第四百九十七條)

辨濟ヲ爲スニ付正當ノ利益ヲ有スルモノハ債權者ニ代位ス其場合ニ於テハ左ノ規定ニ從ヒ債權者カ有セシ一切ノ權利ヲ行フコトヲ得

(イ) 保證ハ豫メ先取持權不動産質權又ハ抵當權ノ登記ニ其代位ヲ附屬シタルニ非

サレハ其目的タル不動産ノ第三取得者ニ對シテ債權者ニ代位セス

(ロ) 第三取得者ハ保證人ニ對シテ債權者ニ代位セス

(ハ) 第三取得者ノ一人ハ各不動産ノ價格ニ應スルニ非サレハ他ノ第三取得者ニ對シテ債權者ニ代位セス

(ニ) 前號ノ規定ハ自己ノ財産ヲ以テ他人ノ債務ノ擔保ニ供シタル者ノ間ニ之ヲ準



用ス

四四

(ホ) 保證人ト自己ノ財産ヲ以テ他人ノ債務ノ擔保ニ供シタル者トノ間ニ於テハ其頭數ニ應スルニアラサレハ債權者ニ代位セス但自己ノ財産ヲ以テ他人ノ債務ノ擔保ニ供シタル者數人アルトキハ保證人ノ負擔部分ヲ除キ其殘額ニ付各財産ノ價格ニ應スルニ非サレハ之ニ對シテ代位ヲ爲スコトヲ得ス

右ノ場合ニ於テハ其財産カ不動産ナルトキハ第一號ノ規定ヲ準用ス(第五百一條)

相殺ハ二人互ニ同種ノ目的ヲ有スル債務ヲ負擔スル場合ニ於テ双方ノ債務カ辨濟期ニアルトキハ各債務者ハ其對當額ニ付キ債務ヲ免ル、モノトス尤モ當事者カ反對ノ意思ヲ表示シタルトキ又ハ往質カ之ヲ許サ、ルトキハ此限ニアラス(第五百五條)相殺ハ債務ノ履行地ノ異ナルトキモ之ヲ爲シ得ヘク時効ニ因リ消滅シタル債權カ其消滅前ニ相殺ニ適シタルトキモ亦同シ(第五百七條第五百八條)

相殺ヲ以テ對抗フルコトヲ得サル場合ハ左ノ如シ

(イ) 債務カ不法行爲ニ因リ生シタルトキ(第五百九條)

(ロ) 債權カ差押ヲ禁シタルモノナルトキ(第五百十條)

(ハ) 支拂差止ノ場合ニ於テ其後ニ取得シタル債權ニ依リ第三債務者ニ於テ差押債權者ニ對スルトキ(第五百十一條)

更改ハ債務ノ要素ヲ變更スル契約ヲ爲シタルトキニ於テ其債務ヲ消滅セシムルモノニシテ條件附キ無條件トシ無條件ヲ條件付トシ條件ヲ變更シタルモ亦要素ノ變更トシ爲替手形ヲ發行シテ債務ノ履行ニ變ユルモ亦同シ(第五百十二條)其債務者又ハ債權者ノ交替モ更改トス(第五百十四條第五條十五條)更改ヲ爲ス其債務ノ擔保ハ之ヲ新債務ニ移スコトヲ得ヘシ(第五百十八條)若シ新債務カ不法ノ原因ノ爲メ又ハ當事者ノ知ラサル理由ニ依リ成立セス又ハ取消サレタルトキハ舊債務ハ消滅セス(第五百十七條)免除ハ債權者カ債務者ニ對シテ債務ヲ免除スル意思ヲ表示シテ爲ス債權消滅トシ(第五百十九條)混同ハ債權債務カ同一人ニ歸シタルトキニ債權消滅スルヲ云フ(第五百二十條)



## 第二章 契約

四六

契約ノ申込ハ其承諾ノ期間ヲ定メテ爲シタルトキハ之ヲ取消スコトヲ得ス但承諾ノ通知ヲ其期間内ニ受ケサルトキハ申込カ其効ヲ失フ尤トモ承諾ノ通知カ其期間後ヲ到達シタルモ通常ノ場合ニ於テハ其期間内ヲ到達スヘカリレ時ニ發達シタルモノナルコトヲ知り得ヘキトキハ申込者ハ遅延ナク相手方ニ對シテ其延着ノ通知ヲ發スルコトヲ要ス其通知ヲ怠リタルトキハ承諾ノ通知ハ延着シタルモノト看做ス(第五百廿一條第五百廿六條)遅延ノ承諾ハ新ナル申込ト看做スコトヲ得(第五百廿二條)承諾ノ期間ヲ定メスシテ隔地者ニナシタル申込ハ其承諾ノ通知ヲ受クルニ相當ナル期間之ヲ取消スコトヲ得ス(第五百廿四條)隔地者間ノ契約ハ承諾ノ通知ヲ發シタル時ニ成立ス(第五百二十六條)申込ノ取消ノ通知カ承諾ノ通知ヲ發シタル後ハ到達シタルモ通常ノ場合ニ於テハ其前ニ到達スヘカリシ時ニ發達シタルモノナルコトヲ知り得ヘキトキハ承諾者ハ遅滞ナク申込者ニ對シテ其延着ノ通知ヲ發スルコトヲ要ス其通知ヲ怠リタルトキハ契約ハ不成立トス(第五百

## 二百七頁

廣告ハ其行爲ヲナシタル者ニ對シテ廣告シタル一定ノ報酬ヲ與フル義務アルモノトス而シテ左ノ如シ(第五百二十九條)

- (イ) 特定行爲ヲ完了スル者ナキ間ハ同一ノ方法ニ依リ廣告ヲ取消スコトヲ得
- (ロ) 廣告者カ指定シタル行爲ヲナスヘキ期間ヲ定メタルトキハ其取消權ヲ拋棄シタルモノト推定ス(第五百三十條)
- (ハ) 行爲者數人アルキハ最初ノ者ノミ報酬ヲ受クル權利ヲ有ス(第五百三十一條)
- (ニ) 數人カ同時ニ爲シタルトキハ各平等ノ割合ヲ以テス(同上)
- (ホ) 數人中優等者ノミ報酬ヲ與フヘキトキハ其廣告ハ應募ノ期間ヲ定メタルトキニ限り効アリ

(ヘ) 應募者中何人ノ行爲カ優等ナルヤハ廣告中ニ定メタル者之ヲ判定ス其定メナキトキハ廣告者之ヲ判定ス(ト) 數人ノ行爲カ同等ト判定セラレタルトキハ各平等



ニ分割ス(チ)判定ニ對シテハ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得ス(第五百二十二條)  
契約ノ効力○双務契約ニ在テハ相手方ノ一方カ其債務ヲ履行セザレハ自己ノ債務ノ履行  
ヲ拒ムコトヲ得(第五百二十三條)危險問題ハ左ノ如ク定ム

(イ) 特定物ナルトキ○其物カ債務者ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ由リテ滅失又ハ  
毀損シタルトキハ債權者ノ負擔トス

(ロ) 不特定物ナルトキ○其物カ確定シタル時ヨリ前段ノ規定ヲ適用シ其他ハ債務  
ノ負擔トス(第五百二十四條)

(ハ) 停止條件附双務契約ノ目的物カ條件成否未定ノ間ニ滅失シタルトキ○債務者  
ノ責ニ歸スヘカラサル事由ナルトキハ債權者ノ負擔ニ歸シ之ニ反スルトキハ債權  
者餘ハ件成就ノトキニ撰擇權ヲ以テ履行又ハ解除ヲ請求ス(第五百二十五條)

(ニ) 以上ノ外双方ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リ履行スルコト能ハサルニ至リ  
タルトキハ債務者ハ反對給付ヲ受クル權ヲ有セス其債權者ノ責ニ歸スヘキ事由ナ

ルトキハ債務者ハ反對給付ヲ受クル權ヲ失ハス(第五百二十六條)

契約ノ解除○契約解除ハ意思表示ニ依リテ之ヲ爲ス其表示ハ之ヲ取消スコトヲ得ス其解  
除ヲ爲スヘキ場合左ノ如シ

(イ) 債務ヲ履行セサルハ期間ヲ定メテ催告シ之ニ應セサルハ(第五百四十一條)

(ロ) 一定ノ日時又ハ一定ノ期間内ニ履行ヲ爲スニアラザレハ契約ノ目的ヲ達スル

コト能ハサルトキニ其時期ヲ經過シタルトキ(第五百四十二條)

(ハ) 債務者ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リ履行ノ不能トナリタルハ(第五百四十三條)  
解除權ヲ有スル者カ自己ノ行為ハ過失ニ因リ若クハ契約ノ目的物ヲ毀損シ若クハ返還  
スルコト能ハサルニ至リタルトキ又ハ加工若クハ改造ニ因リテ他ノ種類ノ物ニ變シタル  
トキハ解除權ハ消滅ス之ニ反シ目的物カ解除權ヲ有スル者ノ行為ハ又ハ過失ニ因ラズシ  
テ滅失又ハ毀損シタルトキハ消滅セス(第五百四十八條)

贈與ハ當事者ノ一方カ自己ノ財産ヲ無償ニテ相手方ニ與フル意思ヲ表示シ相手方カ受諾



ヲ爲スモノヲ云フ(第五百四十九條)書面ニ依ラサル贈與ハ各之ヲ取消スコトヲ得(第五百五十條)贈與ハ恩惠ナレハ其物又ハ權利ニ瑕疵又ハ欠缺アルモ責任ナシ其負擔附ナルトキハ賣買ト同一トス(第五百五十一條)

賣買ハ當事者ノ一方カ或ル財産權ヲ相手方ニ移轉スルコトヲ約シ相手方カ之ニ代價ヲ拂フコトヲ約スルコト因リテ効力ヲ生スル契約ナリ(第五百五十五條)其豫約ハ賣買ヲ完結スル意思ヲ表示シタル時ヨリ賣買ノ効力ヲ生ス(第五百五十六條)手附金ハ一方カ契約ノ履行ニ着手スルマテハ買主ハ之ヲ拋棄シ賣主ハ其倍額ヲ償還シテ契約ノ解除ヲナスコトヲ得(第五百五十七條)賣買契約ノ費用ハ當事者双方平分シテ分擔ス(第五百五十八條)

賣買ノ効力〇他人ノ權利ヲ以テ賣買ノ目的トシタルトキハ賣主ハ其權利ヲ取得シテ買主ニ移ス義務ヲ負フ其能ハサルトキハ買主ハ解除ヲ爲スコトヲ得(第五百六十條)第五百六十一條)其賣主カ賣却當時自己ニ屬セサル權利ナルコトヲ知ラサルトキハ買主ニ賠償シテ解約ヲ爲スコトヲ得其買主カ初メヨリ知リタルトキハ單ニ通知シテ解約スルコトヲ得

ヘシ(第五百六十二條)其他買主ハ不足アル部分ハ代金ノ減額ヲ求ムヘク其初メヨリ不足ナレハ買ハサル場合ナルトキハ解約スヘシ(第五百六十二條)

賣買目的物ノ引渡ハ同時ニ代金ヲ支拂フモノトシ引渡ニ期限アルトキハ代金支拂モ亦期限アルモノトシ代金支拂ハ引渡ノ場合ニ於テ爲シ(第五百七十三條)第五百七十四條)未タ引渡サル物ニ果實ヲ生シタルトキハ其果實ハ賣主ニ屬ス代金ニ付テハ引渡ノ日ヨリ利息ヲ付クヘク目的物ニ付キ權利ヲ主張スルモノアルトキハ代金支拂ヲ拒絕シ又抵當權アルルルハ、滯除ノ手續ヲ終ハルマテ代金支拂ヲ拒ム權アリ(第五百七十六條)第五百七十七條)買戻權〇買戻權ヲ行フニハ不動産ナルコト代金及ヒ契約ノ費用ヲ返還スルコト賣買ト同時ニ特約スルコト十年ヲ超ユヘカラサルコトノ四個ノ制限ヲ以テ許ス而シテ買戻ハ之カ登記ヲ爲サ、レハ第三者ニ對シテ効力ヲ生セス利害アルヲ以テノ故ナリ(第五百七十九條)乃至第五百八十五條)

交換〇賣買ノ一種ナリ當事者互ニ金錢ノ所有權ニ非サル財産權ヲ移轉スルヲ約スルモ



ノニシテ其金錢ト共ニ物品ヲ以テスルモ可ナレトモ其金錢ニ對シテハ賣買代金ニ關スル規定ヲ準用スヘキモノトス(第五百八十六條)

消費貸借○當事者ノ一方カ種類品等及ヒ數量ノ同シキ物ヲ以テ返還ヲ爲スコトヲ約シテ相手方ヨリ金錢其他ノ物ヲ受取ルモノナリ其利息付ナルトキハ瑕疵アル場合ハ之レナキ物ト代ユル義務アリ其無利息ナルトキハ亦返還スルノミ又返還ニ付キ期限ヲ定メザルトキハ貸主ハ何時ニテモ催告スヘク借主モ亦返還ヲ爲スコトヲ得其物ニシテ返還スルコト能ハキルニ至リタルハ價額ヲ償還セサルヘカラス(第五百八十七條乃至五百九十二條)  
使用貸借○當事者ノ一方カ無償ニテ使用及収益ヲ爲シタル後返還ヲ爲スコトヲ約シ相手方ヨリ或ル物ヲ受取ルモノナク其使用収益ハ性質ニ因リテ定マレル用方ニ從フヘク又貸主ノ承諾アルニ非サレハ第三者ヲシテ使用収益セシムヘカラス借主ハ左ノ義務ヲ負フ  
(イ) 借用物ノ通常ノ必要費ヲ負擔ス(第五百九十五條)  
(ロ) 契約時期ニ於テ借用物ヲ返還スル義務ヲ負フ(第五百九十七條)

(ハ) 使用物ヲ原狀ニ復シ附屬物ヲ收去スルモノトス(第五百九十八條)

等ニシテ借主ノ死亡ニ因リテ効力ヲ失ヒ借主ニシテ費用ヲ出シタルトキハ一年內ニ貸主ニ對シテ償還ヲ求ムルコトヲ得(第五百九十九條第六百條)

賃貸借○當事者ノ一方カ相手方ニ或ル物ノ使用収益ヲ爲サシムルコトヲ約シ相手方カ之ニ其賃金ヲ拂フコトヲ約スルモノトス而シテ處分ノ能力又ハ權限ヲ有セサルモノカ賃貸借ヲナス場合ニ於テハ左ノ期間ヲ超ユルコトヲ得ス(第六百一條第六百二條)

(イ) 樹木ノ栽植又ハ伐採ヲ目的トスル山林ハ十年

(ロ) 其他ノ土地ハ五年

(ハ) 建物ハ三年

(ニ) 動産ハ六ヶ月然レトモ更新スルコトヲ得其他ハ二十年ヲ超ユルコトヲ得ス長キモノハ之ヲ短縮セシム(第六百三條第六百四條)

賃貸借ハ之ヲ登記スルコトヲ得賃貸人ハ修繕ノ義務ヲ負フヘク賃借人カ必要費ヲ立替タ



ルトキハ償還スヘク(第六百五條乃至六百八條)賃借人ハ賃借目ヨリ達セサル程ノ保存行  
爲ヲナシ又ハ不可抗力ニ依リ二年以上賃金ヨリ少ナキ收益ヲ得タルトキ又ハ賃借物ノ一  
部滅失ノトキ等ハ之カ解約ヲ申込ムコトヲ得(第六百七條第六百十條第六百十一條)賃借  
人ハ賃借人ノ承諾アルトキハ其權利ヲ讓渡シ又ハ轉賃スルコトヲ得(第六百十二條第六  
百十三條)借賃ハ毎月末又ハ年末ニ拂フヘシ(第六百十四條)

賃貸借ハ期間ヲ定メタルトキハ其期間ノ終了ヲ以テ終リ其他土地ハ一年建物ハ三ヶ月賃  
席及ヒ動産ハ一日ノ經過ヲ以テ終了スルモノトス其期間ヲ經過スルモ異議ヲ述ヘサル  
キハ前ト同一ノ條件ヲ以テ繼續シタルモノト推定ス(第六百十七條乃至第六百十九條)

雇傭○當事者ノ一方カ相手方ニ對シテ勞務ニ服スルコトヲ約シ相手方カ之ニ其報酬ヲ與  
フルコトヲ約スルヲ云フ報酬ハ勞務ヲ終ハリタル後ニアラサレハ求ムルコトヲ得ス使用  
者ハ本人ノ承諾ニアラサレハ其權利ヲ第三者ニ讓渡スコトヲ得ス又本人モ使用者ノ承諾  
アルニ非サレハ代人ヲ出スコトヲ得ス何レモ之ニ反スルトキハ解約ノ原因トナル(第六

百二十三條第六百二十四條第六百二十五條)雇傭ハ五年ノ期ヲ超ユルヲ得ス但商工業見  
習者ハ十年トス其期間ヲ定メサルモノハ何時ニテモ解約申込ヲ爲スコトヲ得假令期間ヲ  
定ムルモ已ムコトヲ得サル事由アルトキハ契約ヲ解除スルコトヲ得又期間ヲ經過スルモ  
異議ヲ述ヘサルトキハ亦同一ノ條件ヲ以テ雇傭契約ヲ爲シタルモノト推定ス(第六百二  
十六條乃至第六百二十九條)

請負○當事者ノ一方カ或ル仕事ヲ完成スルコトヲ約シ相手方カ其仕事ノ結果ニ對シテ之  
ニ報酬ヲ與フルコトヲ約スルモノヲ云フ報酬ハ仕事ノ目的物ノ引渡ト同時ニ之ヲ與フヘ  
シ仕事ノ目的物ニ瑕疵アルトキハ之カ修補ヲ求ムル權アリ但之ニ代ヘテ損害賠償ヲ求ム  
ルコトヲ得其目的物カ瑕疵ノ爲メ目的ヲ達スルコト能ハサルトキハ契約ヲ解除ス尤ト  
モ仕事ノ目的物ニシテ注文者ヨリ材料ヲ供シタルトキ又ハ指圖シタルニ因リテ生シタル  
トキハ適用セス(第六百三十二條乃至第六百三十七條)土地ノ工作物ノ請負人ハ引渡後五  
年間擔保ノ責ニ任ス其石、土、煉化、金屬造ナルトキハ十年トス(第六百三十八條)請負人



カ仕事ヲ完成セサル間ハ注文者ハ何時ニテモ損害ヲ賠償シテ解約スルコト得(第六百四十一條)

委任○委任ハ當事者ノ一方カ法律行為ヲ爲スコトヲ相手方ニ委託シ相手方カ之ヲ承諾スルニ因リテ其効力ヲ生ス故ニ受任者ハ委任者ノ本旨ニ從ヒ善良ノ管理者ノ注意ヲ以テ事務ヲ處理シ又請求アルトキハ何時ニテモ委任事務ノ狀況ヲ報告シ又委任終了ノ後ハ其顛末ヲ報告スヘシ又委任事務ヲ處理スルニ當リ金錢其他ノ物ヲ受取リタルハ委任者ニ引渡スハシ收取シタル果實モ亦同シ若シ其金錢ヲ消費シタルトキハ其日以後ノ利息ヲ拂フヘク損害ヲモ負擔スヘシ委任者ハ特約ノ外ハ無報酬トス併シ費用ヲ立替タルトキハ之カ償却ヲ求ムヘク又前拂ヲ求ムヘシ(第六百四十三條乃至第六百五十條)委任ハ何時ニテモ双方ヨリ解除スルコトヲ得委任ノ終了ハ双方何レカノ死亡破産ニ因ル又受任者ノ禁治産ノ宣告ヲ受ケタルトキモ亦同シ其終了ノ場合ニ於テ急迫ノ事情アルトキハ委任事務ヲ處理スルコトヲ得ルマテ必要處分スルコトヲ得(第六百五十一條乃至第六百五十五條)

寄託○當事者ノ一方カ相手方ノ爲メニ保管ヲ爲スコトヲ約シテ或ル物ヲ受取ルニ因リ其効ヲ生スルモノトス故ニ受寄者ハ寄託者ノ承諾アルニ非ヤレハ其ノ受寄物ヲ使用シ第三者ヲシテ之ヲ保管セシムルコトヲ得ス無報酬コトヲ寄託ヲ受ケタル者ハ保管ニ付キ自己ノ財産ニ於ケルト同一ノ注意ヲ爲ス責アリ又權利ヲ主張スル第三者アルトキハ其事實ヲ寄託者ニ通知スヘシ(第六百五十七條乃至第六百六十條)寄託者ハ寄託物ノ性質又ハ瑕疵ヨリ生シタル損害ヲ受寄者ニ賠償スルコトヲ要ス當事者カ寄託物返還ノ時期ヲ定メタルトキト雖モ寄託者ハ何時ニテモ返還スルコトヲ得其返還ハ保管ヲ爲ス場所ニ之ヲ爲ス其正當ノ事由アルハ轉置シタル場所ニ於テ之ヲ返還ス(第六百六十一條乃至第六百六十五條)組合○組合契約ハ各當事者カ出資ヲ爲シテ共同ノ事業ヲ營ムコトヲ約スルニ因リテ其効力ヲ生ス其出資ハ總組合員ノ共有ニ屬ス又出資ヲ怠リタルトキハ利息ノ外損害賠償ヲ爲スコトヲ要ス(第六百六十七條乃至第六百六十九條)

組合ノ業務ノ執行ハ過半数ヲ以テ決シ常務ハ業務執行者之ヲ專行ス業務執行員ヲ定メタ



ルトキハ正當事由ノ外ハ辭任ヲ許サス但其執行スル權利ヲ有セサルモ其業務及財産ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得(第六百七十條乃至第六百七十三條)

損益分配ハ出資ノ價額ニ應スヘク組合ノ債權者ハ組合員ノ損失分擔ノ割合ヲ知ラサルトキハ均一部分ニ付權利ヲ行フヘク組合ノ債務者ハ其債務ト組合員ノ債權ト相殺スルコトヲ得ス(第六百七十四條乃至第六百七十七條)

組合存續ハ契約ヲ以テ定メ其定メサルトキ又ハ組合員ノ終身ヲ以テ定メタルトキノ如キハ何時ニテモ組合員ハ脱退シ得ヘク又其組合ノ存續期間ヲ定メタルトキト雖モ之ヲ得サル事由アルトキハ脱退ヲ爲スコトヲ得(第六百七十八條)其他脱退スヘキ場合左ノ如シ(第六百七十九條)

- (イ) 死亡
- (ロ) 破産
- (ハ) 禁治産

(ニ) 除名

次ニ解散ハ目的事業ノ成功又ハ其不能ニシテ已ヲ得サル事由アルトキハ組合員ハ解散ヲ請求スルコトヲ得(第六百八十二條第六百八十三條)解散シタルトキハ總組合員共同ニテ又ハ選任員之カ清算人トナル(第六百八十五條)清算人ノ職務及ヒ權限ハ法人ノ清算人ノ職務權限ニ同シ(第六百八十八條)

終身定期金○當事者ノ一方カ自己ノ相手方又ハ第三者ノ死亡ニ至ルマテ定期ニ金錢其他ノ物ヲ相手方又ハ第三者ニ給付スルコトヲ約スル契約ナリ而シテ日割ヲ以テ之ヲ計算シ其定期金債務者カ元本ヲ受ケタルトキニ定期金ノ給付ヲ怠リ又ハ義務履行ヲ爲サハルトキハ元本ノ返還ヲ求ムヘク尙ホ損害賠償ノ請求ヲ妨ケス(第六百八十九條乃至第六百九十一條)

和解○當事者カ互ニ讓歩ヲナシテ其間ニ存スル爭ヲ止ムルコトヲ約スルモノヲ云フ而シテ當事者ノ一方カ和解ニ依リテ爭ノ目的タル權利ヲ有スルモノト認メラレ又ハ相手方カ



之ヲ有セサルモノト認メラレタルトキニ於テ其者カ從來此權利ヲ有セザリシ確證又ハ相  
手方カ之ヲ有セシ確證出テタルトキハ其權利ハ和解ニ因リテ移轉シ又ハ消滅スルモノト  
ス(第六百九十五條第六百九十六條)

### 第三章 事務管理

事務管理ハ義務ナクシテ他人ノ爲メニ事務ノ管理ヲ始メタル者ハ其事務ノ性質ニ從ヒ最  
モ本人ノ利益ニ適スヘキ方法ニ依リテ其管理ヲ爲スコトヲ要ス其管理者ニシテ本人ノ意  
思ヲ知リタルトキ又ハ之ヲ推知スルコトヲ得ヘキトキハ其意思ニ從ヒテ管理ヲ爲スヘキ  
モノトス何レモ其管理ヲ始メタルトキハ之ヲ遲滯ナク本人ニ通知ス本人之ヲ知ルルハ此限  
ニ非ス又管理ハ本人其相續人又ハ法定代理人カ管理ヲ爲スコトヲ得ルニ至ルマテハ之ヲ  
繼續スヘク其本人ノ意思ニ反シ又ハ不利ナルコト明ラナルトキハ例外トス(第六百九十  
七條第六百九十九條第七百條)

管理者カ本人ノ身体名譽又ハ財産ニ對スル急迫ノ危害ヲ免レシムル爲メニ其事務ノ管理

ヲ爲シタルトキハ惡意又ハ重大ナル過失アルニ非ラサレハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠  
償スル責ニ任セス管理者カ本人ノ爲メニ有益ナル費用ヲ出シタルトキハ本人ニ對シテ其  
償還ヲ求ムルコトヲ得ヘク又債務ヲ負擔シタルトキハ本人ヲシテ辨濟ヲ爲サシメ又其債  
務カ辨濟期ニアラサルトキハ相當ノ擔保ヲ供セシムルコトヲ得其何レノ場合ヲ問ハス本  
人ノ意思ニ反スルトキハ現ニ利益ヲ受クル限度ニ於テノミ本人ハ還償ノ責アリ其他委任  
ニ於ケル受任者ト同一ノ義務ニ服スヘキ者トス(第六百九十八條第七百一條第七百二條)

### 第四章 不當利得

不當利得ハ法律上ノ原因ナクシテ他人ノ財産又ハ勞務ニ因リ利益ヲ受ケ之カ爲メニ他人  
ニ損失ヲ及ホシタル者ハ其利益ノ存スル限度ニ於テ之ヲ返還スル義務ヲ負フ其區別スル  
左ノ如シ(第七百三條)

(一) 惡意ノ受益者〇其受ケタル利益ニ利息ヲ附シテ之ヲ返還スルコトヲ要ス尙ホ損  
害アリタルトキハ其賠償ノ責ニ任ス(第七百四條)



- (二) 債務ノ辨濟トシテ給付ヲ爲シタル者〇其當時債務ノ存在セサルコトヲ知リタルトキハ其給付シタルモノ、返還ヲ請求スルコトヲ得ス(第七百五條)
- (三) 債務者カ辨濟期ニ在ラサル債務ノ辨濟トシテ給付ヲ爲シタルトキ〇給付シタルモノ、返還ヲ請求スルコトヲ得ス但債務者カ錯誤ニ因リテ其給付ヲ爲シタルトキハ債權者ハ之ニ因リテ得タル利益ヲ返還スルコトヲ要ス(第七百六條)
- (四) 債務者ニ非サル者カ錯誤ニ因リテ債務ノ辨濟ヲ爲シタル場合〇債權者カ善意ニテ證書ヲ毀滅シ擔保ヲ拋棄シ又ハ時効ニ因リテ其債權ヲ失ヒタルトキハ辨濟者ハ返還ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス尤トモ辨濟者ヨリ債務者ニ對スル求償權ノ行使ヲ妨ケス(第七百八條)
- (五) 不法ノ原因ノ爲メ給付ヲ爲シタル者〇其給付シタルモノ、返還ヲ請求スルコトヲ得ス但不法ノ原因カ受益者ニ付テノミ存シタルハ此限ニ在ラス(第七百八條)

### 第五章 不法行爲

不法行爲ハ故意又ハ過失ニ因リテ他人ノ權利ヲ侵害シタル者ハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責任アルモノナリ他人ノ身体自由又ハ名譽ヲ害シタル場合ト財産權ヲ害シタル場合トヲ問ハス損害賠償責任者ハ財産以外ノ損害ヲモ賠償スヘク又他人ノ生命ヲ害シタル者ハ其被害者ノ父母配偶者及ヒ子ニ對シテハ其財産權ヲ害セラレザリシ場合ニ於テモ損害ノ賠償ノ責アリ(第七百九條乃至第七百十一條)

爲行ニ付キ責任ナキモノ左ノ如シ

- (一) 未成年者カ他人ニ損害ヲ加ヘタル場合ニ於テ其行爲ノ責任ヲ辨識スルニ足ルヘキ知能ヲ具ヘザリシトキ(第七百十二條)
- (二) 心神喪失ノ間ニ他人ニ損害ヲ加ヘタルトキ但故意又ハ過失ニ因リテ一時ノ心神喪失ヲ招キタルトキハ此限ニアラス(第七百十三條)
- (三) 注文者ハ請負人カ其仕事ニ付キ第三者ニ加ヘタルトキ但注文又ハ指圖ニ付キ注文者ニ過失アリタルトキハ此限ニアラス(第七百十六條)



損害ヲ賠償スヘキ責任アルモノ左ノ如シ

六四

- (一) 無能力者カ第三者ニ加ヘタル損害ニ付キ監督義務アルモノ又ハ監督義務者ハ代ハリテ監督スルモノ但監督義務ヲ怠ラサリシトキハ此限ニアラス(第七百十四條)
- (二) 或ル事業ノ爲メニ他人ヲ使用スル者ニシテ被用者カ其事業ノ執行ニ付キ第三者ニ加ヘタルトキ又ハ使用者ニ代ハリテ事業ヲ監督スルモノ但使用者カ被用者ノ選任及ヒ其事業ノ監督ニ付キ相當ノ注意ヲ爲シタルトキ又ハ相當ノ注意ヲ爲スモ損害カ生スヘカリシトキハ此限ニアラス(第七百十五條)
- (三) 土地ノ工作物ノ設置又ハ保存ニ瑕疵アルニ因リテ他人ニ損害ヲ生シタルトキニ其工作物ノ占有者ノ被害者ニ對スルトキ(第七百十七條)
- (四) 動物ノ占有者ハ其動物カ他人ニ加ヘタル損害アルトキ但動物ノ種類及ヒ性質ニ從ヒ相當ノ注意ヲ以テ其保管ヲ爲シタルトキハ此限ニアラス又占有者ニ代ハリテ動物ヲ保管スルモノ亦同シ(第七百十八條)

八五 數人カ共同ノ不法行爲ニ因リテ他人ニ損害ヲ加ヘタルトキハ各自連帶スルコト但共同行爲者中ノ孰レカ其損害ヲ加ヘタルカナ知ルコト能ハサルトキモ亦同シ其教唆者及幫助者ハ共同行爲者ト看做ス(第七百十九條)

他人ノ不法行爲ニ對シ自己又ハ第三者ノ權利ヲ防衛スル爲メ已ムコトヲ得スシテ加害行爲ヲナシタルモノハ正當防衛權トシテ賠償ノ責任ナシ其他人ノ物ヨリ生シタル急迫ノ危難ヲ避クル爲メ其物ヲ毀損シタルモ亦同シ(第七百二十條)

損害賠償ハ金錢ヲ以テ定ムルヲ普通トシ其定メ方ハ裁判所ニ於テ被害者ノ過失アリタルトキニ於テハ之ヲ斟酌スヘク他人ノ名譽ヲ毀損スルトキハ他ノ適當ナル處分ヲ命スルコトヲ得ヘシ(第七百二十二條第七百二十三條)

以上損害賠償ノ請求權ハ被害者又ハ其法定代理人カ損害及加害者ヲ知リタル時ヨリ三年行ハサルトキハ時効ニ因リテ消滅シ不法行爲ノ時ヨリ二十年ヲ經過シタルトキ亦同シ(第七百二十四條)



### 第四編 親族

#### 第一章 總則

法律上親族ト稱スルモノ左ノ如シ(第七百二十五條)

- (一) 六親等内ノ血族
- (二) 配偶者
- (三) 三親等内ノ姻族

ニシテ親等ハ親族間ノ世數ヲ算シテ定メ傍系親ハ其一人又ハ其配偶者ヨリ同始祖ニ遡リ其始祖ヨリ他ノ一人ニ下ルマテノ世數ニ依ル(第七百二十六條)  
親族關係ノ生止ハ左ノ如シ

- (一) 養子ト養親及ヒ其血族トノ間○養子縁組ノ日ヨリ血族間ニ於ケルト同一ノ親族關係ヲ生シ離縁ニ因リテ止ム
- (イ) 養親及ヒ其實方ノ血族ト養子トノ間○養親カ養家ヲ去リタルトキハ親族關係

ハ止ム

- (ロ) 養子ノ配偶者直系卑屬又ハ其配偶者ト養親及ヒ其血族トノ間○其者等カ養子ト共ニ養家ヲ去リタルトキニ止ム
- (二) 繼父母ト繼子ト又嫡母ト庶子トノ間○親子間ニ於ケルト同一ノ親族關係ヲ生シ婚姻ノ離別ニ因リテ止ム其夫婦ノ一方カ死亡シタルトキハ生存配偶者カ其家ヲ去リタルトキ亦同シ

- (三) 配偶者トノ間○婚姻ニ依リテ生シ離婚ニ依リテ止ム

以上ノ中生存配偶者ノ其家ヲ去リ養親カ其家ヲ去ルトキノ如キ若シ本家相續分家及ヒ廢絶家再興ナルトキハ親族關係ハ止マサルモノトス(第七百二十七條乃至第七百三十一條)

#### 第二章 戸主及ヒ家族

夫レ家族ハ戸主ノ親族ニシテ其家ニアルモノ及ヒ其配偶者ヲ云フ戸主ノ變更アリタル場合ニ於テハ舊戸主及ヒ其家族ハ新戸主ノ家族トス(第七百三十二條)故ニ子ハ父ノ家ニ入



リ父ノ知レサル子ハ母ノ家ニ入り父母共ニ知レサル子ハ一家ヲ創立ス(第七百三十三條)  
戸主ハ一家ノ長ナリ女戸主ハ入夫婚姻セハ入夫カ其家ノ戸主トナルヲ普通トス其戸主カ  
家族ト爲サントセハ左ノ同意ヲ爲サ、ルヘカラス(第七百三十六條)

(一) 庶子及ヒ私生子○家族ノ廢子及ヒ私生子ナルトキハ戸主ノ同意ヲ得テ其家ニ入  
ル庶子ニシテ父ノ家ニ入ルコトヲ得サルトキハ母ノ家ニ入ル私生子ハ母ノ入ルモ  
入ルコトヲ得サルトキハ一家ヲ創立ス(第七百三十五條)

(二) 戸主ノ親族○他家ニアルモノナルトキハ戸主ノ同意ヲ得テ家族トナル但其者カ  
他家ノ家族ナルトキハ其家ノ戸主ノ同意ヲ得ヘシ尤トモ未成年者ナルトキハ親權  
者又ハ後見人同意スヘシ(第七百三十七條)

(三) 配偶者又ハ養親ノ親族ニ非サル自己ノ親族○配偶者又ハ縁組ニヨリ他家ニ入リ  
タル者ニシテ其家ノ家族ト爲サントセハ二家ノ戸主又ハ未成年者ナレハ親權者又ハ  
後見人ノ同意ヲ要スルノミナラス其配偶者又ハ養親ノ同意ヲ要ス其婚家又ハ養家

ニ殘シタル自己ノ直系卑屬ヲ自家ノ家族ト爲サントスル時モ亦同シ(第七百三十  
八條)

(四) 實家ノ復籍○婚姻又ハ養子縁組ニ因リテ他人ノ家ニアルモノ離婚又ハ離縁ノ復  
籍ハ當然戸主ハ之ヲ認メサルヘカラス若シ實家ナキトキハ一家ヲ創立ス(第七百  
三十九條第七百四十條)

(五) 他家ニ再入者○婚姻又ハ縁組ニ因リテ他家ニアルモノ更ニ他家ニ入ラントスル  
トキハ婚家又ハ養家及ヒ實家ノ戸主ノ同意ヲ受クヘシ若シ同意ヲ爲サ、リシ戸主  
ハ復籍拒絕權ヲ有ス(第七百四十一條)

(六) 相續分家廢家再興者○戸主ノ同意ヲ得テ爲シ得ヘシ但未成年者ハ親權ヲ行フ父  
母又ハ後見人ノ同意ヲ要ス(第七百四十二條)

(七) 他家ニ入ル妻○夫他家ニ入り又ハ一家創立シタルトキハ妻ハ之ニ隨テ其家ニ入  
ル(第七百四十五條)



一家創立ハ推定家督相續人ハ之ヲ許サス又他家ニ入ルコトヲモ許サス但本家相續ノトキハ例外トス(第七百四十四條)

戸主ノ權利義務ハ左ノ如シ

- (一) 戸主ハ其家ノ氏ヲ稱ス(第七百四十六條)
  - (二) 戸主ハ家族ヲ扶養ノ義務ヲ負フ(第七百四十七條)
  - (三) 財産ノ特有アラサルモノハ戸主ノ財産トス(第七百四十八條)
  - (四) 家族ノ居所ヲ定メ之ニ從ハサルトキハ扶養ノ義務ヲ免レ尙ホ離籍スルコトヲ得(第七百四十九條)
  - (五) 家族ノ婚姻又ハ縁組ヲ爲スニハ戸主ノ同意ヲ要ス之ニ反スルトキハ離籍シ又ハ復籍ヲ拒ムコトヲ得(第七百五十條)
- 以上戸主カ權利ヲ行フコト能ハサルトキハ親族會之ヲ行フ(第七百五十一條)
- 家族ノ權利義務ハ左ノ如シ

- (一) 家族ハ其家ノ氏ヲ稱ス(第七百四十六條)
- (二) 家族ハ戸主ノ扶養ヲ受ク(第七百四十七條)
- (三) 家族ハ特有財産ヲ有スルコトヲ得(第七百四十八條)
- (四) 家族ハ戸主ノ意ニ反シ居所ヲ定ムルコトヲ得ス之ニ反スルトキハ扶養ヲ受クルコトヲ得ス又離籍ノ原因トナル(第七百四十九條)
- (五) 家族ノ婚姻又ハ縁組ハ戸主ノ同意ヲ要ス之ニ反スルトキハ離籍若クハ復籍ヲ拒マル(第七百五十條)

戸主權ハ左ノ事由ニ依リテ喪失ス

- (一) 隠居
- (二) 廢家

トス其隠居ヲ爲スニハ左ノ條件ヲ具備セサルヘカラス(第七百五十二條)

- (イ) 滿六十年以上ナルコト但女戸主ハ年齢ニ拘ハス(第七百五十五條)



(ロ) 完全ノ能力ヲ有スル家督相續人カ相續ノ單純承認ヲ爲スコト但有夫ノ女戸主ハ夫ノ同意ヲ得ヘシ(第七百五十五條第二項)

トシ此條件ヲ備ヘサルモ戸主カ疾病本家相續又ハ再與其他己ヲ得サル事由アルトキニ於テ家政ヲ執行スルコト能ハサルニ至リタルトサハ裁判所ノ許可ヲ得テ隱居スルコトヲ得尤トモ推定ノ家督相續人ナキトキハ相續人ヲ定ムヘシ(第七百五十三條)戸主カ婚姻ニ因リテ他家ニ入ラントスルトキモ亦同シ(第七百五十四條)

隱居ハ隱居者及ヒ其家督相續人ヨリ之ヲ戸籍吏ニ届出ツヘク假令無能力者ナルモ法定代理人ノ同意ヲ要セス(第七百五十六條第七百五十七條)

隱居ノ取消ハ左ノ場合トス

(一) 法定ノ條件具備セス又ハ裁判所ノ許可ヲ得サル隱居又ハ夫ノ同意ヲ得サル女戸主ノ隱居セシトキ但届出ノ日ヨリ三ヶ月内ニシテ隱居者ノ親族及ヒ檢事又ハ夫ヨリ請求スルコトヲ得(第七百五十八條)

(二) 詐欺又ハ強迫ニ因リ届出ヲ爲シタルトキ但其詐欺ヲ發見シ強迫ヲ免レタル時ヨ

リ一年内ニ隱居者又ハ家督相續人ヨリ請求スヘク若シ發見セス強迫ヲ免レサル間ハ其親族又ハ檢事ヨリ請求スルコトヲ得(第七百五十九條)

取消權ハ本人ノ追認ヲ爲シタルトキ又ハ届出ノ日ヨリ十年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リ消滅ス

隱居ノ場合ニ於ケル債權者ニ付テハ其隱居カ取消サル、モ其戸主又ハ隱居者タリシモノニ對シテ辨濟ヲ求ムルコトヲ得ヘシ又戸主權ノ喪失ヨリ云ヘハ債權者及ヒ債務者ニ通知セサレハ隱居又ハ家督相續ハ其債權及ヒ債務ニ對抗スルコトヲ得ス(第七百六十條第七百六十一條)

廢家ハ新ニ家ヲ立テタルモノハ自由アルモ家督相續ニ因リ戸主トナリシモノハ本家ノ相續又ハ再與其他正當ノ事由ニヨリ裁判所ノ許可ヲ得タルニアラサレハ之ヲ爲スヲ得ス而シテ戸主カ適法ニ廢家シテ他家ニ入リタルトキハ其家族モ亦其家ニ入ル(第七百六十二



條第七百六十三條) 戶主ヲ失ヒテ相續人ナキモノハ其家族ハ一家ヲ創立ス尤トモ子ハ父ニ隨ヒ又ハ父カ知レサルトキ他家ニアルトキ又ハ死亡シタルトキハ母ノ家ニ入ル(第七百六十四條)

### 第三章 婚姻

婚姻成立ノ要件ハ左ノ如シ

- (一) 男ハ滿十七年女ハ滿十五年ナルコト(第七百六十五條)
- (二) 配偶者アラサルモノ(第七百六十六條)
- (三) 女ハ前婚ノ解消又ハ取消ノ日ヨリ六ヶ月ヲ經過シタルコト但分娩セントキハ之ヲ適用セス(第七百六十七條)
- (四) 姦通ニ因リ離婚又ハ刑ノ宣告ヲ受ケサルモノ但相姦者ト婚姻ヲ爲ストキニ限ル(第七百六十八條)
- (五) 直系血族又ハ三等親内ノ傍系血族ニアラサルコト(第七百六十九條)

(六) 直系姻族間ニラサルコト(第七百七十條)

(七) 養子其配偶者直系卑屬又ハ其配偶者ト養親又ハ其直系尊屬トノ間ニアラサルコト(第七百七十一條)

(八) 父母ノ同意ヲ要スルコト但男二十年女二十五年ニ達シタル後ハ此限ニアラス又父母ノ一方知レサルトキ死亡シタルトキ家ヲ去リタルトキ又ハ意思ヲ表示スルコト能ハサルトキハ他ノ一方ノ同意ノミヲ以テ足り父母共ニ知レサルトキハ未成年者ハ後見人及ヒ親族會ノ同意ヲ要ス繼父母又ハ嫡母ニシテ同意セサルトキハ親族會ノ同意ヲ得ヘシ(第七百七十二條第七百七十三條)

(九) 戶籍吏ニ届出ツルコト(第七百七十五條)

届出方ハ當事者双方及ヒ成年ノ證人二人以上ヨリ口頭又ハ署名シタル書届ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス婚姻ノ無効ハ左ノ如シ(第七百七十八條)

(一) 人違其他ノ事由ニ因リ當事者間ニ婚姻ノ意思ナキトキ



(二) 當事者カ婚姻ノ届出ヲ爲サ、ルトキ  
婚姻取消ハ左ノ如シ

- (一) 婚姻成立要件中第一號乃至第七號ニ違反シタル婚姻ナルトキ
  - (二) 同上第八號ノ同意ヲキトキ
  - (三) 詐欺又ハ強迫ニ因ル婚姻ナルトキ
- トシ(一)ノ場合ニ於テハ各當事者其戸主親族又ハ檢事(二)ノ場合ハ同意ヲ爲ス權利アルモノヨリ取消ヲ裁判所ニ請求スヘク其不適齡者カ適齡ニ達シタルトキハ之ヲ許サス但適齡ニ達シタル後尙ホ三ヶ月間取消ヲ求ムルコトヲ得又成立要件(三)ハ前婚ノ解消若クハ取消ノ日ヨリ六ヶ月ヲ經過シ又ハ女カ再婚後懐胎シタルトキハ取消ヲ求ムルコトヲ得ズ詐欺ヲ發見シ若クハ強迫ヲ免レシ後三ヶ月ヲ經過シ又ハ追認ヲ爲シタルトキハ消滅ス其他同意ヲ爲ス權利ヲ有スルモノ、取消ハ特ニ左ノ場合ニ於テ消滅ス(第七百八十條乃至第七百八十五條)

(イ) 同意ヲ爲ス權利ヲ有セシ者カ婚姻アリタルコトヲ知リタル後又ハ詐欺ヲ發見シ若クハ強迫ヲ免レタル後六ヶ月ヲ經過シタルトキ

(ロ) 同意ヲ爲ス權利ヲ有セシ者カ追認ヲ爲シタルトキ

(ハ) 婚姻届出ノ日ヨリ二年ヲ經過シタルトキ

婿養子縁組ノ場合ハ各當事者ハ縁組ノ無効又ハ取消ヲ理由トシテ婚姻ノ取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得其無効又ハ取消ノ後三ヶ月ヲ經過シ又ハ其取消權ヲ拋棄シタルトキハ消滅ス(第七百八十六條)

以上取消ノ効力ハ既往ニ及ハス只善意者ハ現ニ利益ヲ受ケタル限度ニ於テ返還スヘシ(第七百八十七條)

婚姻ノ効力ハ妻ハ夫ノ家ニ入り入夫婿養子ハ妻ノ家ニ入り妻ハ夫ト同居スル義務ヲ負フヘク夫ハ同居ヲ爲サシメサルヘカラス殊ニ夫妻ハ互ニ扶養ノ義務ヲ負フ其妻カ未成年ナルトキハ成年ノ夫カ後見人ノ職務ヲ行ヒ夫婦間契約ヲ爲シタルトキハ婚姻中何時ニテ



モ夫婦ノ一方ヨリ取消スコトヲ得夫婦財産契約モ亦婚姻前之ヲ爲サ、ルヘカラス若シ其契約ナキトキハ法定ノ財産制ニ依ル(第七百八十八條乃至第七百九十七條)

法定財産制左ノ如シ

(イ) 夫ハ婚姻ヨリ生スル一切ノ費用ヲ負擔シ妻戸主ナルトキハ妻之ヲ負擔ス(第七百九十八條)

(ロ) 夫又ハ女戸主ハ用方ニ從ヒ其配偶者ノ財産ノ使用及ヒ收益ヲ爲ス權利ヲ有シ債務ノ利息ハ財産ノ果實中ヨリ拂フ(第七百九十九條)

(ハ) 夫ハ妻ノ財産ヲ管理ス夫之ヲ管理スルコト能ハサルトキハ妻自之ヲ管理ス(第八百一條)

(ニ) 夫カ妻ノ爲メニ借財ヲ爲シ妻ノ財産ヲ讓渡シ之ヲ擔保シ又ハ管理行爲ニ屬スル貸貸ヲ爲スニハ妻ノ承諾ヲ得ルコトヲ要ス(第八百二條)

(ホ) 夫カ妻ノ財産ヲ管理スルトキハ裁判所ハ妻ノ求メニ依リ相當ノ擔保ヲ供セシ

ム(第八百二條)

(ヘ) 日常ノ家事ハ妻ハ夫ノ代理人ト看做ス(第八百四條)

(ト) 夫カ妻ノ財産ヲ管理シ又ハ妻カ夫ノ代理ヲナストキハ自己ノ爲メニスルト同一ノ注意ヲ爲スコトヲ要ス(第八百五條)

(チ) 妻又ハ入夫カ婚姻前ヨリ有セシ財産及ヒ婚姻中自己ノ名ノモノハ特有財産トス其分明ナラサルモノハ夫又ハ女戸主ノ財産ト推定ス(第八百七條)

離婚ハ協議上ト裁判上トノ二種アリ其協議上ノ離婚ハ婚姻ヲ爲スニ同意ヲ爲ス權利ヲ有スルモノ、同意ヲ爲スヘク其離婚ノ効力ハ戸籍吏ニ届出ツルヲ以テ定ム其子ノ處分ニ付テモ協議上ニ任ス(第八百八條乃至第八百十二條)其裁判上ノ離婚ハ左ノ如シ(第八百十三條)

(一) 配偶者カ重婚ヲ爲シタルトキ

(二) 妻カ姦通ヲ爲シタルトキ



- (三) 夫カ姦淫罪ニヨリテ刑ニ處セラレタルトキ
- (四) 配偶者カ偽造賄賂猥褻竊盜強盜詐欺取財受寄財物費消贓物ニ關スル罪若クハ刑法(第七十五條第二百六十條)ニ掲ケタル罪ニヨリテ輕罪以上ノ刑ニ處セラレ又ハ其他ノ罪ニヨリテ重禁錮三年以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
- 以上四個ノ場合ハ夫婦ノ一方カ他ノ行爲ニ同意シタルトキハ訴フルコトヲ得ス(第八百十四條)又第四ノ場合ノ宣告ヲ受ケタルモノハ其配偶者ニ同一ノ事由アルコトヲ理由トシテ訴ヲ起スコトヲ得ス
- (五) 配偶者ヨリ同居ニ堪ヘサル虐待又ハ重大ナル侮辱ヲ受ケタルトキ
- (六) 配偶者ヨリ惡意ヲ以テ遺棄セラレタルトキ
- (七) 配偶者ノ直系尊族ヨリ虐待又ハ重大ナル侮辱ヲ受ケタルトキ
- 以上七個ノ場合ハ夫婦ノ一方カ他ノ一方又ハ其直系尊族ノ行爲ヲ宥恕シタルトキハ訴ヲ起スコトヲ得ス(第八百十四條ノ第二項)

(八) 配偶者カ自己ノ直系尊屬ニ對シテ虐待ヲ爲シ又ハ之ニ重大ナル侮辱ヲ加ヘタルトキ

以上八個ノ訴ハ之ヲ提起スル權利ヲ有スル者カ離婚ノ原因タル事實ヲ知リタル時ヨリ一年ヲ經過シタル後ハ之ヲ許サス其發生ノ時ヨリ十年ヲ過キタル後亦同シ(第八百十六條)

(九) 配偶者ノ生死カ三年以上分明ナラサルトキ

此ノ場合ノ訴ハ配偶者ノ生死カ分明トナリタル後ハ之ヲ許サス(第八百十七條)

(十) 婚養子縁組ノ場合ニ於テ離縁アリタルトキ又ハ養子カ家女ト婚姻ヲ爲シタル場合ニ於テ離縁若クハ縁組ノ取消アリタルトキ此場合ハ離縁又ハ縁組取消ノ求ニ付帶シテ離婚ノ請求ヲ爲スコトヲ得其總ノ訴ハ離縁又ハ縁組取消ヲ知リタル後三ヶ月ヲ經過シ又ハ離婚請求ノ權利ヲ拋棄シタルトキハ之ヲ提起スルコトヲ得ス(第八百十八條)



## 第四章 親子

八二

親子ヲ分ツテ實子養子トシ實子ヲ分ツテ嫡出子私生子トス私生子中庶子ヲ別ナタリ

### 一 實子

(イ) 嫡出子○妻カ婚姻中ニ懷胎シタル子ハ夫ノ子ト推定シ其定ムルコト能ハサルトキハ裁判所ニ訴ヘテ之ヲ定ム(第八百二十條第八百二十一條)夫ハ嫡出ナルヲ否認シ得ヘク其權ハ子又ハ其法定代理人ニ對シ訴ヲ爲スヘシ尤モ出生後其嫡出ナルコトヲ承認シタルトキハ此權ヲ失フ又其訴ハ其子ノ出生ヲ知リタル時ヨリ一年内ニ之ヲ爲スヘシ(第八百二十二條乃至第八百二十六條)

(ロ) 庶子及ヒ私生子○私生子ハ父母之ヲ認知シ父カ認知セハ之ヲ庶子ト云フ其認知ハ戶籍吏ニ届出ツルニ依リテ爲ス其子カ成年ナルトキハ承諾ヲ要ス若シ胎内ナルトキハ母ノ承諾ヲ要ス若シ認知セハ出生ノ時ニ到リ一旦認知セハ之ヲ取消スコトヲ得ス而シテ子其他ノ利害關係人ハ反對ノ事實ヲ主張シ得ヘシ又子ヨリモ認知

ヲ求ムルコトヲ得(第八百二十七條乃至第八百三十五條)庶子ハ父母ノ婚姻ニ依リテ嫡出子ト爲リ私生子ハ認知ノ時ヨリ嫡出子ト爲ル(第八百三十六條)

### (二) 養子○養子縁組ノ要件ハ左ノ如シ

(イ) 成年ニ達シタルモノカ養子ヲ爲スコト(第八百三十七條)

(ロ) 尊屬又ハ年長者ハ養子ト爲スコトヲ得ス(第八百三十八條)

(ハ) 法定推定家督相續人タル男子アルモノハ男子ヲ養子ト爲スコトヲ得ス(第八

百三十九條) 女婿トスルハ此例ニアラス

(ニ) 後見人ハ被後見人ヲ養子ト爲スコトヲ得ス(第八百四十條)

(ホ) 配偶者アル者ハ其配偶者ト共ニスルニ非サレハ縁組ヲ爲スコトヲ得ス其夫婦ノ一方カ他ノ一方ノ子ヲ養子ト爲スニハ他ノ一方ノ同意ヲ得ルヲ以テ足ル(第八百四十一條)

(ヘ) 十五年未滿ノモノヲ養子ト爲スコハ其家ニアル父母之ニ代リテ縁組ヲ承諾ス



ルコトヲ得繼父母又ハ嫡母ハ親族會ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス(第八百四十三條)

(ト) 成年ノ子カ養子ヲ爲シ又ハ滿十五年以上ノ子カ養子ト爲スニハ其家ニアル父母ノ同意ヲ要ス(第八百四十四條)

(チ) 縁組又ハ婚姻ニ因リテ他家ニアルモノ更ニ養子トシテ他家ニ入ラントスルトキハ實家ノ父母ノ同意ヲ要ス妻カ夫ニ隨テ他家ニ入ルハ此限ニアラス(第八百四十九條)

(リ) 父母カ同意ヲ要スル場合ニ於テ其一方カ知レサルトキ死亡シタルトキ家ヲ去リタルトキ又ハ其意思ヲ表示スルコト能ハサルトキハ他ノ一方ノ同意ノミヲ以テ足ル其共ニ知レサルトキ等ニシテ未成年者ハ後見人及ヒ親族會ノ同意ヲ要ス(第八百四十六條第七百七十二條)

(ヌ) 繼父母又ハ嫡母カ子ノ養子ニ同意セサルトキハ子ハ親族會ノ同意ヲ得テ縁組ヲ爲スコトヲ得(第八百四十六條第七百七十三條)

(ル) 縁組ハ戶籍吏ニ届出ツルモノトス(第八百四十七條第七百七十五條)

縁組ノ無効ハ左ノ如シ(第八百五十一條)

(一) 人違其他ノ事由ニ依リ當事者間ニ縁組ヲ爲ス意思ナキトキ

(二) 當事者カ縁組ノ届出ヲ爲サ、ルトキ

縁組ノ取消ハ左ノ如シ

(一) 成年ニ達セサル者カ養子ヲ爲シタルトキ○養親又ハ其法定代理人ヨリ取消ヲ求ムルコトヲ得但養親カ成年ニ達シタル後六ヶ月ヲ經過シ又ハ追認シタルトキハ此限リニアラス(第八百五十二條)

(二) 尊屬又ハ年長者ヲ養子ト爲ストキ○各當事者戸主又ハ親族ヨリ取消ヲ求ムルコトヲ得(第八百五十四條)

(三) 相續人ノ男子アル者男子ヲ養子ト爲ストキ○同上(第八百五十四條)

(四) 後見人カ彼後見人ヲ養子ト爲ストキ○養子又ハ其實方ノ親族ヨリ取消ヲ求ムル



コトヲ得其管理ノ計算カ終ハリタル後養子カ追認ヲ爲シ又ハ六ヶ月ヲ經過シタルトキハ此限ニアラス(第八百五十五條)

(五) 配偶者共ニ縁組ヲ爲サ、ルトキ○同意ヲ爲サ、リシ配偶者ヨリ取消ヲ求ムルコトヲ得但配偶者カ六ヶ月ヲ經過シタルトキハ追認シタルモノト看做ス(第八百五十六條)

(六) 父母ノ同意ヲ要スヘキモノニ違反セシトキ○同意權ヲ有スルモノヨリ取消ヲ求ムルコトヲ得(第八百五十七條)

(七) 婚養子縁組ノ場合ニ各當事者ハ婚姻ノ無効又ハ取消ヲ理由トシテ縁組ノ取消ヲ求ムルコトヲ得(第八百五十八條)

(八) 詐欺又ハ強迫ニ依リテ養子ヲ爲シタルトキ○取消權ハ當事者カ詐欺ヲ發見シ若シハ強迫ヲ免レタル後六ヶ月ヲ經過シ又ハ追認シタルトキハ消滅ス(第八百五十九條)

九條

以上縁組ノ取消ハ其効力ハ既任ニ及ホサス其効力ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ嫡出子タル身分ヲ取得スヘシ從テ養子ハ養家ニ入ルヘシ(第八百六十條第八百六十一條)  
 離縁ニ於テハ協議上ト裁判上ノ別アリ其協議ノ場合ハ滿二十五年ニ達セサルモノナルトキハ同意權アルモノ、同意ヲ要スヘク又十五年未滿ノモノ養子ニ代リテ承諾權アルモノカ協議シテ爲スヘシ其養親カ死亡セシトキハ戸主ノ同意ヲ得テ離縁スルコトヲ得(第八百六十二條乃至第八百六十四條)

裁判上離縁シ得ヘキ場合ハ左ノ如シ

- (一) 他ノ一方ヨリ虐待又ハ重大ナル侮辱ヲ受ケタルトキ
- (二) 他ノ一方ヨリ惡意ヲ以テ遺棄セラレタルトキ
- (三) 養親ノ直系尊屬ヨリ虐待又ハ重大ナル侮辱ヲ受ケタルトキ
- (四) 他ノ一方カ重禁錮一年以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
- (五) 養子ニ家名ヲ濫シ又ハ家産ヲ傾クヘキ重大ナル過失アリタルトキ



- (六) 養子カ逃亡シテ三年以上復歸セサルトキ
  - (七) 養子ノ生死カ三年以上分明ナラサルトキ
  - (八) 他ノ一方カ自己ノ直系尊屬ニ對シテ虐待ヲ爲シ又ハ之ニ重大ナル侮辱ヲ加ヘタルトキ
  - (九) 婿養子縁組ノ場合ニ於テ離婚アリタルトキ又ハ養子カ家女ト婚姻ヲ爲シタル場合ニ於テ離婚若クハ婚姻ノ取消アリタルトキ
- 以上一乃至六ニ於テハ他ノ一方又ハ直系尊屬ノ行爲ヲ宥恕シタルトキ又四ノ場合ハ他ノ行爲ニ同意シタルトキ又ハ同一ノ事由アルコトヲ理由トシタルトキハ訴ヲ起スコトヲ得ス(第八百六十八條第八百十九條)又タ滿十五年マテノモノコ付テハ承諾權アルモノ訴ヲ起スヘク又一乃至六八ノ如キハ事實若クハ復歸ヲ知リタル時ヨリ一年ヲ經過シタル後ハ之ヲ許サス事實發生若クハ復歸ノ時ヨリ十年ヲ經過シタルトキ亦同シ(第八百七十條第八百七十一條)七ノ場合ハ生死分明ト爲リタルトキハ訴フヘカラス九ノ場合ハ之ニ附

帶シテ離縁ノ求ヲ爲シ得ヘク其六ヶ月ヲ經過シ又ハ取消權ヲ拋棄シタルトキハ提起ヲ許サス(第八百七十二條第八百七十三條)。

以上裁判上ト協議上トヲ問ハス養子カ戸主ト爲リシトキハ離縁ヲ爲スコトヲ得ス其離縁セシトキハ實家ニ於テ有セシ身分ヲ回復スルモ第三者ノ既得權ヲ害スルヲ許サズ(第八百七十四條第八百七十五條)

### 第五章 親權

子ハ其未成年ト成年トヲ論セス其家ニアル父ノ親權ニ服ス父ナキトキハ母ノ權ニ服ス(第八百七十七條)而シテ未成年者ニ對スル効力ハ左ノ如シ

- (一) 親權者ハ監護及ヒ教育ヲ爲ス權利ヲ有シ義務ヲ負フ(第八百七十九條)
- (二) 親權者ノ指定場所ニ居所ヲ定ム(第八百八十條)
- (三) 兵役出願ニハ親權者ノ許可ヲ要ス(第八百八十一條)
- (四) 懲戒シ又ハ懲戒場ニ入ル、權アリ(第八百八十二條)



- (五) 職業ヲ營ムコトヲ許ス但許可ヲ取消シ制限シ得(第八百八十三條)
  - (六) 財産ヲ管理シ又ハ財産上ノ法律行為ニ付子ヲ代表ス(第八百八十四條)
  - (七) 未成年ノ子カ其配偶者ノ財産ヲ管理ス(第八百八十五條)
  - (八) 親權者母ナルトキハ親族會ノ同意ヲ要セシム左ノ如シ(第八百八十六條)
  - (イ) 營業ヲ爲スコト
  - (ロ) 借財又ハ保證ヲ爲スコト
  - (ハ) 不動産又ハ重要ナル動産ニ關スル權利ノ喪失ヲ目的トスル行為ヲ爲スコト
  - (ニ) 同上ニ關スル和解又ハ仲裁契約ヲ爲スコト
  - (ホ) 相続ヲ拋棄スルコト
  - (ヘ) 贈與又ハ遺贈ヲ拒絕スルコト
- 此場合ニ於テ母カ違反セシトキハ子又ハ代理人ハ之ヲ取消スコトヲ得(第八百八十七條)

親權者ハ注意ヲ以テ財産ヲ管理スヘク成年ニ達セハ計算スヘク其債權ヲ生シタルトキハ五年間之ヲ行ハサレハ時効ニ因リテ消滅ス(第八百八十九條乃至第九百九十四條)未成年者ノ戶主權及ヒ親權モ親權者タル父又ハ母ニ於テ代リテ行フ(第九百九十五條)

親權ノ喪失ハ左ノ如シ

- (一) 親權ヲ濫用スルコト
- (二) 著シキ不行跡アルトキ
- (三) 財産ヲ危クスルトキ

是ナリ而シテ子ノ親族又ハ檢事ヨリ之カ申立ヲ爲シ裁判所宣告ス其原因止ミタルトキハ其宣告ヲ取消スヘシ(第九百九十六條第九百九十七條第九百九十八條)尤トモ母ハ財産ノ管理ノミ辭スルコトヲ得(第九百九十九條)

### 第六章 後見

後見ハ左ノ場合ニ開始ス(第九百條)



- (一) 未成年者ニ對シ親權ヲ行フ者ナキトキ又ハ親權者カ管理權ヲ有セサルトキ
  - (二) 禁治産ノ宣告アリタルトキ
- 後見ノ機關ハ左ノ如シ

- (一) 後見人
- (二) 後見監督人
- (三) 親族會

トス後見人タルヘキモノハ指定後見人法定後見人選定後見人ノ別アリ其指定ハ親權者ニ於テ指定シテ之ヲ爲シ法定後見人ハ法律上之ヲ定ムルモノトス左ノ如シ

- (イ) 親權ヲ行フ父又ハ母ハ禁治産者ノ後見人
- (ロ) 妻カ禁治産者ナルトキハ其夫後見人
- (ハ) 夫カ禁治産者ナルトキハ其妻後見人
- (ニ) 以上ノ人々ナキトキハ戶主後見人

タリ而シテ夫又ハ妻カ後見人タラサルトキ又ハ夫カ未成年者ナルトキハ父又ハ母後見人ト爲ル(第九百二條第九百三條)

選定後見人ハ親族會ニ於テ之ヲ定ムルモノニシテ指定又ハ法定ノ後見人ナキトキニ限ル(第九百四條)

後見人ハ任務ヲ辭スルコトヲ得サルモ左ノ場合ハ之ヲ許ス(第九百七條)

- (一) 婦女ナルトキ
- (二) 軍人トシテ現役ニ服スルトキ
- (三) 被後見人ノ住所ノ市郡以外ニ於テ公務ニ從事スルトキ
- (四) 自己ヨリ先ニ後見人タルヘキ者ニ付後見資格ナキカ爲メ止ミタル場合ニ於テ其事由カ消滅セントキ

(五) 禁治産者ニ付テハ十年以上後見ヲ爲シタルコト但配偶者直系血族及ヒ戶主ハ例外トス



- (六) 正當ノ事由アルトキ
- 後見人ノ缺格ハ左ノ如シ(第九百八條)
- (一) 未成年者
- (二) 禁治産者及ヒ準禁治産者
- (三) 剝奪公權者及ヒ停止公權者
- (四) 裁判所ニ於テ免黜セラレタル法定代理人又ハ保佐人
- (五) 破産者
- (六) 被後見人ニ對シテ訴訟ヲ爲シ又ハ爲シタル者及ヒ其配偶者并ニ直系血族
- (七) 行方ノ知レサル者
- (八) 裁判所ニ於テ後見ノ任務ニ堪ヘサル事跡不正ノ行爲又ハ著シキ不行跡アリト認メタル者
- トス保佐人モ後見人ト同一ノ手續ナリトス(第九百九條)

後見監督人ハ指定ノモノナキトキハ親族會ニ於テ必ラス之カ選定ヲ爲スヘキモノトス後見人アルトキハ必ラス監督人アリ又後見人ノ選任ト後見監督人ノ責任トハ常ニ同時ニ爲ス(第九百十條第九百十一條)

後見監督人ノ欠格者ハ左ノ如シ(第九百十四條)

- (一) 後見人ノ配偶者
- (二) 同上ノ直系血族
- (三) 同上ノ兄弟姉妹
- トシ其職務ハ左ノ如シ(第九百十五條)
- (一) 後見人ノ事務ヲ監督スルコト
- (二) 後見人ノ缺ケタル場合ニ於テ遲滯ナク其後任者ノ任務ニ就クコトヲ促シ若シ後任者ナキトキハ親族會ヲ招集シテ其選任ヲ爲サシムルコト
- (三) 急迫ノ事情アル場合ニ於テ必要ナル處分ヲ爲スコト



(四) 後見人又ハ其代表人ト被後見人ト利益相反スル行爲ニ付被後見人ヲ代表スルコトス其任務ヲ辭スルコトヲ得ヘキ場合及ヒ欠格事項ニ付テハ後見人ニ同シ (第九百十六條第九百七條第九百八條)

後見事務ハ左ノ如シ

- (一) 財産調査ヲ爲シテ其目錄ヲ調製スルコト (第九百十七條乃至第九百二十條)
- (二) 未成年者ノ後見ニ付テハ親權ト同一ノ權利義務ヲ有スルコト (第九百二十一條)
- (三) 禁治産ノ後見人ハ療養看護ヲカムルコト (第九百二十二條)
- (四) 法律行爲ノ代表ヲ爲スコト (第九百二十三條)
- (五) 毎年費スヘキ金額ヲ豫定シ親族會ノ同意ヲ求ムルコト (第九百二十四條)
- (六) 指定又ハ選定後見人ハ年々一回ハ財産ノ狀況ヲ親族會ニ報告スルコト (第九百二十八條)
- (七) 被後見人ニ代リテ營業其他法律行爲ヲ爲シ未成年者ノ爲スコトニ付同意ヲ爲ス

コト (第九百二十九條)

(八) 被後見人ノ戶主權ヲ行フコト (第九百三十四條)

等ニシテ報酬ヲ受ケ又ハ親族會ノ議決ヲ守リ且被後見人ノ財産又ハ財産權ヲ讓受クルコトヲ得ス其他財産ヲ貸借スルコトヲ許サハルカ如シ尤トモ後見人中財産ニ關スル權利ノミヲ有スルトキハ他ノ事項ニ付テハ權限ナシ (第九百二十五條第九百二十七條第九百三十條第九百三十一條第九百三十五條)

後見ノ終了ハ被後見人ニ於テ後見ニ付スルノ必要カ消滅セシトキ又ハ自ラ其原因ヲ生セシメタルトキ例ヘハ死亡辭任欠缺等ノ場合ナリトス其終了セシトキハ之カ計算ヲ爲スヘク其返還スヘキ金額ニハ利息ヲ附スヘク又損害アルトキハ賠償スヘキモノトス (第九百三十七條乃至第九百四十三條)

### 第七章 親族會

親族會ニハ能力者ニ於テ必要ナルモノト無能力者ニ對スルモノトノ二種アリ其無能力者



ニ對スルトキハ其無能力ナルコトカ止ムマテハ繼續ス其他ノ場合ハ其親族會ノ必要アル  
毎ニ之ヲ開クコト

親族會ハ先ツ第一着ノ場合ニ於テハ裁判所ヨリ招集セラル、モノトス無能力者ノ場合ハ  
本人又ハ法定代理人等ノ招集ニ依リテ開クヘキ者トス(第九百四十四條第九百四十九條)  
親族會ノ組織ハ左ノ如シ

- (一) 親族會員三人以上ナルコト○親族又ハ縁故ノ者ヲ以テ定ム
  - (二) 議事ハ過半數トス○自己ノ利害ニ關スルモノハ表決ニ加ヘルコトヲ得ス
  - (三) 本人戸主父母配偶者本家分家ノ戸主後見人後見監督人保佐人ハ意見ヲ陳述ス
  - (四) 親族會ノ議決ニ對シ不服アルモノハ訴權ヲ有ス
- 等ニシテ缺員アルトキハ補缺ヲナシ又議決シ能ハサルトキハ裁判所之ニ代リテ裁判ス(第九百四十五條第九百四十七條乃至第九百五十二條)親族會員ハ責任ヲ有スルヲ以テ議決上損害ヲ加フルカ如キコトアレハ賠償スル義務アルモノトス(第九百五十三條)

### 第八章 扶養ノ義務

扶養義務者ハ左ノ如シ(第九百五十四條)

- (一) 直系血族及ヒ兄弟姉妹ハ互ヒニアリ
  - (二) 夫婦ノ一方ト他ノ一方ノ直系尊屬ニシテ其家ニアル者トノ間モ亦互ニアリ
- 扶養義務者數人アルトキノ順序ハ左ノ如シ(第九百五十五條)

- (一) 配偶者
- (二) 直系卑屬○親等ノ最モ近キ者ヲ先ニス
- (三) 直系尊屬○同上
- (四) 戸主
- (五) 家ニアル配偶者ノ直系尊屬○同上
- (六) 兄弟姉妹

以上同順位ノモノ數人アルトキハ資力ニ應シテ分擔ス其家ニアルモノハ其家ニナキモノ



ヨリ先ニス(第九百六十九條)

扶養ヲ受クル權利者數人アルトキノ順序ハ左ノ如シ(第九百五十七條)

- (一) 直系尊屬
- (二) 直系卑尊
- (三) 配偶者
- (四) 家ニアル配偶者ノ直系尊屬
- (五) 兄弟姉妹
- (六) 以上以外ノ家族

トシ直系血屬ハ其最モ近キモノヲ先ニス同順位ノ者數人アルトキハ其需用ニ應シテ扶養ヲ受ク其家ニアルモノハ外ニアルヨリモ先ニス(第九百五十八條)

扶養義務ハ其受クルモノハ生活ヲ爲ス能ハサルトキニノミ存在シ過失上扶養ヲ受クル場合ヲ生スルモ其義務ナシ但戸主ハ例外トス(第九百五十九條)扶養ノ程度ハ需用ト身分及ヒ資力トニ依リテ定メ又ハ其人ヲ引取又ハ養ヒ又ハ資料ヲ給付スル等ニ依リテ之ヲ定ム

(第九百六十條第九百六十一條)

扶養ヲ受クル權利ハ之ヲ處分スルコトヲ得ス(第九百六十三條)

### 第五編 相續

#### 第一章 家督相續

家督相續ハ左ノ事由ニ依リテ開始ス(第九百六十四條)

- (一) 戸主ノ死亡隱居亦ハ國籍喪失
- (二) 戸主カ婚姻ノ取消ニ依リテ其家ヲ去リタルトキ
- (三) 戸主ガ養子縁組ノ取消ニ依リテ其家ヲ去リタルトキ
- (四) 女戸主ノ入夫婚姻
- (五) 入夫ノ離婚

トス其家督相續ヲ回復スルコトハ侵害ヲ知りタル時ヨリ五年間之ヲ行ハサレハ時効ニ依ル其開始ノ時ヨリ二十年ヲ經過スルトキ亦同シ(第九百六十六條)



家督相續人タルコトヲ得サル人々左ノ如シ(第九百六十九條)

(一) 故意ニ被相續人又ハ家督相續ニ付キ先順位ニアル者ヲ死ニ致シ又ハ死ニ致サントシタル爲メ刑ニ處セラレタル者

(二) 被相續人ノ殺害セラレタルコトヲ知リテ之ヲ告發又ハ告訴セサリシ者但其者ニ是非ノ辨別ナキトキ又ハ殺害者カ自己ノ配偶者若クハ直系血族ナリントキハ此限ニアラス

(三) 詐欺人ハ強迫ニ因リ被相續人ヲシテ相續ニ關スル遺言ヲ爲シ之ヲ取消シ又ハ之ヲ變更スルコトヲ妨ケタル者

(四) 詐欺亦ハ強迫ニ因リ被相續人ヲシテ相續ニ關スル遺言ヲ爲サシメ之ヲ取消サシメ亦ハ之ヲ變更セシメタル者

(五) 相續ニ關スル被相續人ノ遺言書ニ偽造變造毀滅亦ハ藏匿シタル者  
家督相續人ニハ法定ノ推定者アリ指定者アリ選定者アリ先ツ左ニ之ヲ列記ス

(一) 法定ノ推定家督相續人ハ左ノ如シ但被相續人ノ家族タル直系卑屬トス(第九百七十條)

(イ) 親等ノ異ナリタル者ノ間ニ在リテハ其近キ者ヲ先トス

(ロ) 親等ノ同シキ者ノ間ニ在リテハ男ヲ先トス

(ハ) 親等ノ同シキ男亦ハ女ノ間ニ在リテハ嫡出子ヲ先トス

(ニ) 親等ノ同シキ嫡出子庶子及ヒ私生子ノ間ニ在リテハ嫡出子及ヒ庶子ハ女ト雖モ之ヲ私生子ヨリ先トス

(ホ) 前四個ニ付相同シキ者ノ間ニ在テハ年長者ヲ先トス

以上婚姻ニ依リ亦ハ縁組ニ依リ嫡出子タル身分ヲ取得シタルモノハ其時ニ生マレタルモノト看做ス

例外ノ一〇女戸主カ入夫婚姻セントキハ入夫ハ其家ノ戸主ト爲ル(第九百七十一條第七百三十六條)



例外ノ二〇戸主ノ親族亦ハ婚姻縁組ニ依リテ入家セシモノ、親族カ家族ト爲リタルトキノ直系卑屬ハ嫡出子亦ハ庶子タル他ノ直系卑屬ナキ場合ニ限リ家督相續人ト爲ル(第九百七十二條)

例外ノ三〇姉妹ノ爲メニスル養子ニ法定推定家督相續人ヲ害スルコトナシ(第九百七十三條)

例外ノ四〇法定推定家督相續人及ヒ例外第二ノモノカ相續開始前死亡シ亦ハ相續權ヲ失ヒタルトキハ其者ニ卑屬アレハ其卑屬之カ相續人ト爲ル(第九百七十四條)  
例外ノ五〇左ノ者ハ相續人ヲ發除セラル(第九百七十五條)

- (イ) 被相續人ニ對シテ虐待ヲ爲シ亦ハ之ニ重大ナル侮辱ヲ加ヘタルコト
- (ロ) 疾病其他身体亦ハ精神ノ狀況ニ因リ家政ヲ執ルニ堪ヘサルヘキコト
- (ハ) 家名ニ侮辱ヲ及ホスヘキ罪ニ因リテ刑ニ處セラレタルコト
- (ニ) 浪費者トシテ準治産ノ宣告ヲ受ケ或後ノ望ナキコト

(ホ) 此他正當ノ事由アルトキ

此廢除ハ原因止ヨタルトキハ取消ヲ裁判所ニ求ムルコトヲ得

例外ノ六〇選定相續人ナキトキハ家ニアル直系尊屬中親等ノ最モ近キモノ家督相續人トナル同等ナルトキハ男ヲ先コフ(第九百八十四條)

(二) 指定相續人〇法定家督相續人ナキトキハ被相續人ハ家督相續人ヲ指定スルコトヲ得亦之ヲ取消スコトヲ得何レモ戶籍吏ニ届出ツルニ依リテ其効ヲ生ス(第九百七十九條乃至第九百八十一條)

(三) 選定相續人〇法定亦ハ指定ノ相續人ナキトキニ父母ヨリ父母ナキトキハ親族會ニ於テ家族中ヨリ左ノ順序ヲ以テ相續人ヲ選定ス(第九百八十二條)

- (イ) 配偶者但家女ナルトキ
- (ロ) 兄弟
- (ハ) 姉妹



(ニ) 第一號ニ該當セザル配偶者

(ホ) 兄弟姉妹ノ直系卑屬

例外ノ一〇正當事由アルトキハ裁判所ノ許可ヲ得テ右ノ順序ヲ變更シ亦ハ選定セザルコトアリ(第九百八十二條)

例外ノ二〇直系尊屬ニシテ相續スヘキモノナキトキハ被相續人ノ親族家族分家ノ戶主亦ハ本家若クハ分家ノ家族中ヨリ若シナキトキハ他人ノ中ヨリ選定ス併シ正當事由アルトキハ裁判所ノ許可ヲ得テ他人ヲ定ムルコトヲ得(第九百八十五條)

家督相續ノ効力ハ相續開始ノ時ヨリ前戶主ノ有セシ權利義務ヲ承繼ス但系譜祭具及ヒ墳墓ノ所有權ハ家督相續ノ特權ニ屬セシム若シ隱居亦ハ入夫ノ婚姻ノ女戶主ニシテ財産ヲ留保セントセハ確定日附アル證書ヲ以テスハシ(第九百八十六條乃至第九百八十八條)前戶主ノ債權者ハ前戶主ニ對シテ辨濟ヲ求ムルコトヲ得亦入夫ノ如キハ戶主消滅スル後ト雖モ請求スルコトヲ得(第九百八十九條)

## 第二章 遺産相續

遺産相續ハ家族ノ死亡ニ依リテ開始シ(第九百九十二條)他ハ家督相續ト同シ(第九百九十三條)

遺産相續ニハ推定遺産相續人ノミナリ其モノ左ノ如シ(第九百九十四條)

(一) 親等ノ異ナリタル者ノ間ニアリテハ其近キモノヲ先ニス

(二) 親等ノ同キ者ハ同順位ニ於テ遺産相續人ト爲ル

例外ノ一〇推定遺産相續人タルヘキ者カ開始前死亡シ亦ハ權利ヲ失ヒタルトキハ其モノ、直系卑屬ハ右ノ者ト同順位ニ於テ遺産相續人ト爲ル(第九百九十五條)

例外ノ二〇遺産相續人タルヘキモノカナキトキハ左ノモノハ順位ヲ以テ遺産相續人ト爲ル(第九百九十六條)

(イ) 配偶者

(ロ) 直系尊屬



(ハ) 戸主

遺産相続人ノ缺格者ハ左ノ如シ(第九百九十七條)

(一) 故意ニ被相続人亦ハ遺産相続ニ付先順位若クハ同順位ニ在ル者ヲ死ニ致シ亦ハ死ニ致サントシタル爲メ刑ニ處セラレタル者

(二) 家督相続人タルコトヲ得サル場合ノ第二號乃至第五號ニ該ルモノ

遺産相続人ヲ廢除スルコトヲ得ヘキ場合左ノ如シ(第九百九十八條)

(一) 遺留分ヲ有スル推定遺産相続人カ被相続人ニ對シテ虐待ヲ爲シタルトキ

(二) 同上ノ場合ニ重大ナル侮辱ヲ加ヘタルトキ

トス亦何時ニテモ取消ヲ求ムルヲ得ヘシ其他家督相続ノ場合ニ同シ(第九百九十八條第九百九十九條第十條)

遺産相続ノ効力ハ相続開始ノ時ヨリ一切權利義務ヲ承継ス其相続人數人アルトキハ財產ハ共有トス共同相続人ハ相続分ニ應ジテ被相続人ノ權利義務ヲ承継ス(第一千一條乃至第

千三條)

相続分ハ數人ハ相均シキモノトシ庶子及ヒ私生子ハ嫡出子ノ二分ノ一トス但被相続人ニ於テ相続分ヲ定メ亦ハ之ヲ定ムルコトヲ第三者ニ委託スルコトヲ得(第一千四條乃至第一千五條) 其算定方法ハ共同相続人中被相続人ヨリ遺贈ヲ受ケ又ハ贈與ヲ受ケタル者アルトキハ相続開始ノ時ニ於テ有セシ價額ニ右ノ贈與ノ額ヲ加ヘ相続財産トシ之ヲ相続分ニ割當ス(第一千七條乃至第一千九條)

遺産ノ分割ハ方法ヲ定メ第二者ニ委託シテ爲ス但五年ヲ超エサル間分割ヲ禁スルコトヲ得分割シタル上ハ互ニ擔保ノ責ニ任ス(第一千十條乃至第一千十六條)

第三章 相続ノ承認及ヒ拋棄

相続人ニ於テ其相続ノ單純亦ハ限定ノ承認ヲ爲シ亦ハ拋棄セントセハ三ヶ月内ニ之ヲ爲ス其之ヲ爲サスシテ死亡シタルトキハ其者ノ相続人カ自己ノ爲メニ開始ヲ知リタルヨリ起算ス(第一千十七條乃至第一千十九條) 法定家督相続人ハ拋棄ヲ許サス尊屬相続ハ例外ト



ス(第二十條)承認ヲ分ツテ單純ト限定トノ二種トス

(一) 單純承認○無限ニ權利義務ヲ承繼スルモノニシテ左ノ場合ハ之ヲ承認シタルモノト看做ス(第千二十三條第千二十四條)

(イ) 相續人カ相續財産ノ全部之ハ一部ヲ處分シタルトキ

(ロ) 相續人カ三ヶ月内ニ限定承認又ハ拋棄ヲ爲サ、リントキ

(ハ) 相續人カ限定承認亦ハ拋棄ヲ爲シタル後ト雖モ財産ノ全部亦ハ一部ヲ隱匿シ私ニ之ヲ消費シ亦ハ惡意ヲ以テ財産目錄中ニ記載セサリントキ

(ニ) 限定承認○相續ニ依リテ得タル財産ノ限度ニ於テノミ債務及ヒ遺贈ヲ辨濟スヘキコトヲ留保シテ承認ヲ爲スコトヲ得ヘキモノニシテ之ヲ爲サントセハ三ヶ月内ニ財産目錄ヲ以テ裁判所ニ申述ス限定者ハ固有財産ト同一ノ注意ヲ以テ財産ヲ管理スヘク亦五日内ニ一切ノ債權者及ヒ受遺者ニ限定承認ヲ爲シタルコト及一定ノ期間内ニ請求ノ申出ヲ爲スヘキ旨ヲ公告ス故ニ其期間滿了後ニハ辨濟ヲ拒ム

ヲ得其他財産ヲ賣却シ夫々分配スヘキモノトス(第千二十五條乃至第千二十七條)  
拋棄ハ其旨ヲ裁判所ニ申述ス數人ノ遺產相續人中ノ一人カ拋棄シタルトキハ相續分ハ他ノモノニ歸ス(第千二十八條乃至第千四十條)

### 第四章 財産ノ分離

相續債權者又ハ受遺者ハ相續開始ノ時ヨリ三ヶ月内ニ相續人ノ財産中ヨリ相續財産ヲ分離セシコトヲ裁判所ニ求ムルコトヲ得其固有ノ財産ト混合セサル間ハ期限外ト雖モ爲シ得ヘシ裁判所カ分離ヲ命シタルトキハ五日内ニ其事及ヒ配當加入申出ヲ公告ス裁判所ハ財産ノ管理上必要ナル處分ヲ命スヘシ(第千四十一條乃至第千四十八條)

相續人ハ固有財産ヲ以テ辨濟シ又ハ擔保ニ供シテ分離ノ請求ヲ防止シ亦ハ効力ヲ消滅セシムルコトヲ得亦分離ハ相續人ノ債權者モ亦爲シ得ヘシ(第千四十八條乃至第千五十條)

### 第五章 相續人ノ曠缺

相續人アルコト分明ナラサルトキハ之カ財産ハ法人トシ管理人ヲ任シテ之ヲ管理セシム



其管理人ハ財産目録ヲ製スヘク亦管理行為外ノ行為ハ判裁所ノ許可ヲ得ヘク相續債權者亦ハ受遺者ノ請求アルトキハ之カ狀況ヲ報告ス而シテ相續人ノ分明トナリタルトキハ法人ハ消滅スルヲ以テ管理ノ計算ヲ爲スヘシ(第千五十一條乃至第千五十六條)

管理人ハ公告シテ一切ノ債權者及ヒ受遺者ヨリ其請求ヲ申出サシメ以テ支拂ノ手續ヲ爲スヘシ其財産ニシテ主張者ナキハ國庫ニ歸屬スヘシ(第千五十七條乃至第千五十九條)

### 第六章 遺言

遺言ハ法定ノ方式ハ從フニ非サレハ爲スコトヲ得ス其遺言ヲ爲シ得ヘキ人ハ滿十五年ニ達スル者ニシテ無能力者ト雖モ爲スコトヲ得セシム其財産ハ包括又ハ特定ヲ以テ爲シ全部又ハ一部ヲ處分スルコトヲ得其遺言ノ無効ナル場合ハ被後見人カ後見ノ計算終了前ニ後見人又ハ其配偶者若クハ直系卑屬ノ利益トナルヘキ遺言ヲ爲シタルトキニアリ(第千六十條乃至第千六十六條)

遺言ノ方式ニ二種アリ一ハ普通方式ニシテ一ハ特別方式トス

(一) 普通方式(第千六十七條)

(イ) 自筆證書ニ依ル遺言○遺言者其全文、日附及ヒ氏名ヲ自記シ之ニ捺印シ挿入削除其他變更ハ其旨ヲ附記シ署名捺印スヘシ(第千六十八條)

(ロ) 公正證書ニ依ル遺言○左ノ方式ヲ行フヘシ(第千六十九條)

(ス) 證人二人以上ノ立會アルコト

(ル) 遺言者カ遺言ノ趣旨ヲ公證人ニ口授スルコト

(ハ) 公證人カ遺言者ノ口述ヲ筆記シ之ヲ遺言者及ヒ證人ニ續開カスコト

(ニ) 遺言者及ヒ證人カ筆記ノ正確ナルコトヲ承認シタル後各自之ニ署名捺印スルコト但遺言者カ署名スルコト能ハサルトキハ公證人其事由ヲ附記シテ之ニ代フルコトヲ得

(ハ) 公證人カ其證書ハ前四號ノ方式ニ從ヒテ作リタルモノナル旨ヲ附記シ之ニ署名捺印スルコト



(ハ) 秘密證書ニ依ル遺言〇左ノ方式ニ從フヘシ(第七十條)

(イ) 遺言者カ其證書ニ署名捺印スルコト

(ロ) 遺言者カ其證書ヲ封シ證書ニ用ケル印章ヲ以テ之ニ封印スルコト

(ハ) 遺言者カ公證人一人及ヒ證人二人以上ノ前ニ封書ヲ提出シテ自己ノ遺言書

ナル旨及ヒ其筆者ノ氏名住所ヲ申述スルコト

(ニ) 公證人カ其證書提出ノ日附及ヒ遺言者ノ申述ヲ封緘ニ記載シタル後遺言者

及ヒ證人ト共ニ署名捺印スルコト

(ハ) 證書中挿入削除其他變更アルトキハ其旨ヲ附記シ特ニ署名シ且變更ノ場所

ニ捺印スヘシ

此秘密證書ハ方式ニ缺クル所アルモ自筆證書ノ式ヲ具備スルトキハ自筆證書ニ依ル

遺言トシテ有効トス(第七十一條)

言語ヲ發スルコト能ハサルトキ遺言者ハ公證人及ヒ證人ノ前ニ於テ其證書ハ自己ノ

遺言書ナル者並ニ其筆者ノ氏名住所ヲ封紙ニ自書シ之ニ代フ公證人ハ遺言者カ其方

式ヲ履マシタルヲ封紙ニ記載シ申述ノ記載ニ代フルコトヲ要ス(第七十二條)

禁治産者カ本心ニ復シタル時ニ遺言ヲ爲スニハ醫師二人以上ノ立會アルコトヲ要ス醫師

ハ心伸喪失ノ狀況ニアラザリシ旨ヲ附記シ署名捺印ス其秘密證書ナルトキハ封紙ニス(

第七十三條)

遺言ノ證人又ハ立會人ノ缺格者ハ左ノ如シ(第七十四條)

(イ) 未成年者

(ロ) 禁治産者及ヒ準禁治産者

(ハ) 剝奪公權及ヒ停止公權者

(ニ) 遺言者ノ配偶者

(ホ) 推定相続人受遺者及ヒ其配偶者並ニ直系血族

(ヘ) 公證人ト家ヲ同フスル者及公證人ノ直系血族並ニ筆生雇人



遺言ハ二人以上同一ノ證書ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得ス(第七十五條)

(二) 特別方式

(イ) 疾病其他ノ事由ニ因リ死亡ノ危急ニ迫リタル者○證人三人以上ノ立會ヲ以テ其一人ニ遺言ノ趣旨ヲ口授ス其口授ハ之ヲ筆記シテ遺言者及ヒ他ノ證人ニ續聞カセ各證人ヘ其筆記ノ正確ナルコトヲ承認シ署名捺印スヘシ此遺言ハ其日ヨリ二十日內ニ裁判所ニ請求シテ確認ヲ得サレハ無効トス(第七十七條)

(ロ) 傳染病ノ爲メ交通遮斷ヲ受ケタル者○警察官一人及ヒ證人一人以上ノ立會ヲ以テ遺言書ヲ作ルコトヲ得ヘシ各自遺言書ニ署名捺印ス其能ハサルトキハ事由ヲ附記ス(第七十七條第八十二條第八十三條)

(ハ) 從軍中ノ軍人及ヒ軍屬○將校又ハ相當官一人及ヒ證人二人以上ノ立會ヲ以テ作ルコトヲ得其將校相當官其場所ニアラサルトキハ準士官又ハ下士一人之ニ代ルコトヲ得其疾病等ノ爲メニ病院ニアルトキハ醫師ヲ以テ之ニ代ル而シテ各自署名

捺印シ其能ハサルトキハ之ヲ附記ス(第七十八條第八十二條第八十三條)

(ニ) 從軍中病傷ノ爲メ其他ノ事由ニ因リ死亡ノ急迫ナル者○證人二人以上ノ立會ヲ以テ口頭遺言ヲ爲スコトヲ得其證人ハ筆記シ之ニ署名捺印シ之ヲ理事又ハ主理ニ請求シ確認ヲ求メサレハ無効トス又各自署名スルコト能ハサルトキハ其事由ヲ附記ス(第七十九條第八十二條第八十三條)

(ホ) 艦船中ニアル者○軍艦及ヒ海軍所屬ノ船舶ニ於テハ將校又ハ相當官一人及ヒ證人二人以上其他ノ船舶ハ船長又ハ事務員一人及ヒ證人二人以上ノ立會ヲ以テ作ルコトヲ得其將校相當官アラサルトキハ準士官又ハ下士一人ヲ以テ之ニ代フ而シテ各自署名捺印シ能ハサルトキハ其事由ヲ附記ス(第八十條第八十二條第八十三條)

(ヘ) 艦船遭難ノ場合○軍人及ヒ軍屬ハ證人二人以上ノ立會ヲ以テ口頭遺言ヲ爲スコトヲ得其證人ハ之ヲ筆記シ署名捺印シ理事又ハ主理ノ確認ヲ得サレハ無効トシ



海軍所屬ニアラサル船舶中ナルトキハ確認ハ裁判所ニ求ムヘシ(第百八十一條第千百三條)

以上ノ遺言ハ遺言者カ普通方式ニ依リ遺言ヲ爲スコトヲ得ルニ至リタル時ヨリ六ヶ月間生存スルトキハ無効トス(第千八十五條)

遺言ノ効力ハ死亡ノ時ヨリ其効力ヲ生ス受遺者ハ死亡後何時ニテモ拋棄スルコトヲ得若シ承認又ハ拋棄ヲ爲サスシテ受遺者カ死亡スルトキハ其相續人ニ於テ爲シ得ヘク一旦承認又ハ拋棄セハ取消スコトヲ記サス已ニ受遺者ニ於テ承認スルトキハ包括名義ノ場合ハ遺產相續人ト同一ノ權利義務ヲ有ス而シテ遺言者ノ死亡前ニ受遺者ノ死亡シタルトキハ其遺贈ノ効ナク其他遺贈カ無効ナルトキハ受遺者ノ受クヘカリシモノハ相續人ニ歸ス(第千八十七條乃至第千百五條)

遺言ノ執行ハ遺言書ノ保管者ヨリ相續開始後裁判所ニ提出シテ檢認ヲ求ムヘシ若相續人カ發見シタルトキモ亦同シ尤トモ公正證書ハ夫レニ及ハス封印ハ裁判所ニ於テ立會ノ上

ニアラサレハ開クヘカラス其之ヲ開クカ又ハ遺言ヲ提出セサルカ檢認ヲ求メサルトキハ二百圓以下ノ過料ニ處セラルヘシ(第千百六條第千百七條)

執行者ハ遺言ヲ以テ之カ指定シ又ハ第二者ニ指定ヲ託スルコトアルヘク委託者之ヲ辭セントセハ相續人ニ通知スヘシ執行者ニ於テ職ニ就キタルトキハ直チニ任務ヲ行フヘク無能力者及ヒ破産者ハ執行者トナルコトヲ許サス而シテ左ノ場合ハ裁判所ヨリ任スヘシ(第千百八條乃至第千百十二條)

(イ) 遺言執行者ナキ片

(ロ) 遺言執行者ナキニ至リタルトキ

任セラレタルモノハ正當理由ナク辭スルコトヲ得ス執行者ハ相續財産目錄ヲ作り之ヲ相續人ニ交付シ一切ノ權利義務ヲ有セシム(第千百十二條乃至第千百十四條)執行者ハ相續人ノ代理ト看做シ又第二者ヲシテ任務ヲ行ハシムルコトヲ得ス其數人アルトキハ決議ヲ以テ定メ過半数ニ依ル執行者カ任務ヲ怠リタルトキハ解任セラルヘク又報酬ハ之ヲ受ク



裁判所ハ事情ヲ斟酌シテ之ヲ定ム(第千七百十七條乃至第千七百二十一條)  
 遺言者ハ何時ニテモ遺言ノ方式ニ從ヒテ其全部又ハ一部ヲ取消スコトヲ得前ノ遺言ト後  
 ノ遺言ト抵牾シタルトキハ後ノモノヲ以テ前ノモノヲ取消シタルモノト看做シ又故意ニ  
 遺言書ヲ毀滅シタルトキハ其部分ハ取消シタルモノトシ其目的物ヲ毀滅シタルトキモ亦  
 同シ而シテ遺言者ハ其遺言ノ取消權ヲ拋棄スルコトヲ得ス(第千七百二十四條乃至第千  
 七百二十九條)

## 第七章 遺留分

相続財産ノ一部ニシテ被相続人ノ自由處分ニ依リ剝奪スルコトヲ得サルモノヲ云ヒ其割  
 合ハ法定家督相続人及ヒ遺産相続人タル直系卑屬ハ被相続人ノ財産ノ半額ヲ受ク其他ノ  
 家督相続人及ヒ遺産相続人タル配偶者又ハ直系卑屬ハ何レモ被相続人ノ財産ノ三分ノ一  
 ヲ受クヘシ(第千七百三十條第千七百三十一條)

遺留分ノ計算ハ相続開始ノ時ニ於テ有セン財産ノ價額ニ其贈與シタル財産ノ價額ヲ加ヘ  
 其中ヨリ債務ノ全額ヲ控除シテ之ヲ爲ス其相続ノ特權ニ屬スルモノハ之ヲ除ク其算入ス  
 ヘキモノハ相続開始前一年間ニシタルモノニ限リ價額ニ算入シ損害ヲ加フルコトヲ知  
 リテ爲シタルモノナルトキハ一年前ノモノト雖モ算入ス(第千七百三十二條)

遺留分權利者及ヒ其承繼人ハ遺贈及ヒ贈與ノ滅殺ヲ求ムル權ヲ有ス其贈與ハ遺贈ヲ滅殺  
 シタル後ニアラザレハ之ヲ許サズ遺贈ハ其目的ノ價額ノ割合ニ應シテ滅殺シ贈與ハ後ノ  
 分ヨリ順次前ノモノニ及ホスヘシ(第千七百三十四條乃至第千七百四十條)

不相當ノ對價ヲ以テ爲シタル有償行爲ハ遺留分權利者ニ損害ヲ加フルコトヲ知リテ爲シ  
 タルトキニ限リ贈與ト看做ス(第千七百四十二條)

滅殺請求權ハ遺留分權利者カ相続開始及ヒ滅殺スヘキ贈與又ハ遺贈アリタルコトヲ知リ  
 タル時ヨリ一年間之ヲ行ハサルトキハ時効ニ因リテ消滅シ其十年ヲ經過シタルトキ亦同  
 ヲ(第千七百四十五條)



# 民事訴訟法

## 第一編 總則

### 第一章 裁判所

#### 第一節 裁判所ノ事物ノ管轄

裁判所ノ事物ノ管轄トハ訴訟物ノ性質及ヒ價額ノ多寡ニ因リ其裁判所ノ管轄權限ノ定マ  
ルモノヲ謂フ例令ハ區裁判所ハ第一審トシテ百圓ヲ超過セサル金額又ハ價額百圓ヲ超過  
セサルモノニ關スル請求又ハ占有ノミニ關スル訴訟ニ付キ事物ノ管轄ヲ有シ百圓以上ナ  
ルトキハ地方裁判所カ第一審トシテ事物ノ管轄ヲ有スルカ如シ  
訴訟物ノ價額ニヨリテ管轄ノ定マルトキハ本法第三條乃至第九條ニ規定セリ故ニ以下之  
ヲ説明セシ

本法第三條ニ曰ク「訴訟物ノ價額ハ起訴ノ日時ニ於ケル價額ニ依リ之ヲ算定ス云々」ト  
訴訟物ハ時ニ依リ價額ニ高低ヲ來スコトアルヲ以テ何レノ時ニ於ケル價額ヲ以テ標準ト



スルヲ決定スルノ必要ヲ生ス故ニ訴訟物ノ價額ハ起訴ノ日時ニ於ケル價額ニ依リ之ヲ算定シ其裁判管轄ヲ定ムルコト、セリ

果實(天然及ヒ法定ノ果實)損害賠償(延滞又ハ不履行ヨリ生スル損害)訴訟費用現ニ繫屬スル訴訟費用ノミナラス權利ノ伸長又ハ防禦ノ爲メニ生ジタル總テノ費用)ハ裁判管轄ヲ定ムルニ付テハ目的物ト認メサルナリ故ニ法律上相牽連スル主タル請求ニ附帶シ一ノ訴訟ヲ以テ請求スルトキハ之ヲ算入セサルモノトス(第二條第二項)

一ノ訴ヲ以テ數個ノ請求ヲ爲ストキハ果實、損害賠償及ヒ訴訟費用ヲ除ク外其額ヲ合算スルコトヲ原則トセリ但原告ノ請求ニ對シ被告ヨリ反訴ヲ提起シタルトキハ原告ノ請求額ト被告ノ反訴ノ請求額トハ之ヲ合算セスシテ裁判所ノ管轄ヲ定ムルモノトス本訴ト反訴トハ其請求額ヲ合算シテ裁判管轄ヲ定ムルモノトセハ被告カ反訴ヲ提起スヘキヤ否ヤノ確メサル間ハ原告ノ訴ノミヲ以テ其管轄ヲ定ムル能ハサルニ至ルヲ以テ本訴ト反訴ノ請求額ハ合算セス

訴訟物ノ價額ハ左ノ方法ニ依リテ定ム

(一) 債權ノ擔保又ハ債權ノ擔保ヲ爲ス從タル物權カ訴訟物ナル時ハ其債權ノ額ニ依ル但シ其ノ物權ノ價額債權ノ額ヨリ寡ナキトキハ物權ノ價額ニ依ルコト、セリ債權ノ擔保トハ即チ債權ノ爲メニ爲サシムル擔保ニシテ己ニ爲シタル擔保ノ實行ニ關スル訴ハ是レニ屬セス只タ債權ノ爲メ擔保ヲ爲サシメントスル場合ナリ而シテ擔保タルヘキモノハ當タニ財産ノミナラス保證人ヲ以テモ之レヲ爲ス即チ茲ニ云フ擔保ハ例令ハ貸金ノ爲メニ保證人ヲ立テシメントスルヲ目的トスル訴ノ場合ニ適用ス保證人ノ有無若シテハ保證人タルヤ否ヤヲ確定スルヲ以テ訴訟ノ目的トスル場合ニ於テハ之カ價額ヲ定ムルコト固ヨリ難シ故ニ此場合ニ於テハ其ノ債權ノ額ニヨルモノトス又タ債權ノ擔保ヲ爲ス從タル物權トハ先取特權債權抵當權等ニ關スル場合ノ如キ是レナリ此ノ場合ニ於テハ固ヨリ物權ノ存在スルアルヲ以テ之レカ價額ヲ算定スルコト難カラス然ルニ其債權價額ニ依ルモノトナシタル所以ハ擔保物ノ價額ハ通常債權額ニ比シテ多キヲ例ト



ス而シテ擔保物ノ訴訟ヲ提起スルハ其債權額ノ辨濟ヲ擔保セシムルニ在リテ擔保物ノ全額ヲ得ルヲ以テ目的トスルニアラサレハ其ノ債權額ヲ以テ標準トス可キヲ原則トス然レトモ擔保物ノ債權カ債權ノ額ヨリ少ナキ場合アルトキハ固ヨリ多キ債權額ニ依ル可キニ非ラサルナリ故ニ此ノ場合ハ少ナキ擔保物ノ債權ニ依ル可キコト論ヲ俟タス

(二) 地役カ訴訟物ナルトキハ要役地ノ地役ニヨリ得ル所ノ債額ニ依ルヲ原則トセリ但シ地役ノ爲メニ承役地ノ債額ヲ減シタル額カ要役地ノ地役ニヨリ得ル所ノ債額ヨリ多キトキハ其ノ減額ニ依ル要役地トハ例令ハ他人ノ土地ヲ自己ノ土地ノ便益ニ供スル權利アル土地ヲ云フ例令ハ甲地ノ所有者カ乙地ノ水ヲ使用若シクハ乙地ヲ通行スルコトヲ得ルカ如キ權利ヲ謂フモノニシテ承役地トハ他人ノ土地ノ便益ニ供スル義務ヲ負擔スル土地ヲ云フ而シテ地役カ訴訟物ナルトキハ要役地ノ地役ニヨリ得ル所ノ債額ニ依ルトハ例令ハ要役地ノ債額三百圓ナリシニ地役權ヲ得タル爲メ其債額増進シテ四百圓トナリタルトキハ其ノ地役ニヨリ要役地ノ得ル所ノ債額ヲ以テ訴訟物ノ債額ト爲ス

原則トス然レトモ地役設定ノ爲メ承役地ノ債額大イニ下落シ素ト三百圓ノ債額ナリシニ地役ヲ設定セラレタル爲メ其ノ債額カ減シテ貳百圓ト入りタル場合ニ在リテハ其債力多キヲ以テ其ノ額ニ依リ裁判管轄ヲ定ムルモノトセリ

(三) 賃貸借又ハ永賃借ノ契約ノ有無又ハ其ノ時期カ訴訟物ナルトキハ爭アル時期ニ當ル賃貸ノ額ニ依ルヲ原則トス但一ケ年賃貸ノ二十倍ノ額カ右ノ額ヨリ寡トキトキハ其二十倍ノ額ニ依ル爭アル時期ニ當ル賃貸額ニ依ルトハ例令ハ其借貸五ケ年百圓ノ契約トスルトキハ百圓ヲ以テ標準トナシ一ケ年ニ拾圓ニシテ十五ケ年ノ契約ナリト云フトキハ即チ三百圓ヲ以テ標準トナスト雖モ其ノ契約ニシテ何十年モ際限ナク此ノ原則ニ依ラシムルトキハ甚タ穩當ナラサルニ依リ若シ其時期カ無年期ナルカ或ハ有期ナルモ二十年以上ニ係ル場合ニ於テハ一ケ年賃貸ノ二十倍ノ額ヲ超過スルヲ得サルモノトス茲ニ此ノ制限ヲ設ケタル以所ハ元來借貸ノ如キハ利息ト同視ス可キモノニシテ法律上利息ハ年五分ニシテ此利息二十倍ヲ併合セハ元金ニ適合ス又有休物ノ賃貸借ニ於ケル



モ亦其ノ借貸二十倍ヲ合併セハ其ノ貸借物ノ原價ヲ得ヘシト看做シヤ法者ハ其ノ貸借物ノ原價ニ相當スルモノヲ訴訟物ノ價額ト爲スノ精神ヨリ出テタルモノナラン

(四) 定時ノ供給又ハ收益ニ付テノ權利カ訴訟物ナルトキハ一ケ年収入ノ二十倍ノ額ニ依ルコトヲ原則トス但シ收入權ノ期限定アリタルモノニ付テハ其將來ノ収入ノ總額カ二十倍ノ額ヨリ寡ナキトキハ其額ニ依ルコト定時ノ供給トハ契約上若クハ遺言ノ年金又ハ法律上養料ノ如キモノニシテ毎年若クハ每月金額若クハ物品ヲ引渡スコトヲ指示ス動産不動産ノ借貸又ハ小作料及ヒ利息等ノ場合ハ之ニ屬ス

訴訟物ノ價額ハ必要ナル場合ニ於テハ本法第三條乃至第五條ノ規定ニ從ヒ裁判所ノ意見ヲ以テ之レヲ定ム訴訟物ノ價額ハ原告カ以上述ヘタル原則ニ基キ算定シテ其ノ額ニヨリ事物ノ管轄權限ヲ有ス可キ裁判所ニ起訴ス可キモノナレトモ往々被告ニ於テ事物ノ管轄ヲ爭フコトアリ此ノ場合ハ裁判所ノ意見ヲ以テ訴訟物ノ價額ヲ定ムルモノトス而シテ之レヲ定ムルニハ素ヨリ第三條乃至第五條ノ價額算定方法ニ依ル可キモノナリト雖モ第六

條第二項ノ規定ニ基キ申立ニヨリ證據調ヲ命シ或ハ裁判所ノ職權ヲ以テ檢證若ハ鑑定ヲ命スルコトヲ得ヘキモノトス

地方裁判所ノ判決ニ對シテハ其ノ事件カ區裁判所ノ事物ノ管轄ニ屬ス可キ理由ヲ以テ不服ヲ申立ツルコトヲ得サルナリ蓋シ本條ノ精解ハ畢竟合議裁判所ニシテ且ツ熟練シタル裁判官ノ具備スル地方裁判所ノ判決ハ單獨制タル區裁判所ノ判決ヨリモ一層完全ナルモノト看做サハルヲ得サルヘシ必竟法律ニ於テハ數名ノ裁判官ノ裁判ハ一名ノ裁判官ノ裁判ヨリ正確ナルモノトシ且ツ熟練ノ裁判官ヲ俟ツモノナレハ區裁判所ノ管轄ニ屬スヘキヲ理由トシテ上訴スルノ謂ナキモノトス然レトモ土地ノ管轄ニ付テハ之レヲ適用セス事物ノ管轄ニ付キ區裁判所又ハ地方裁判所カ管轄違ナリト宣告シ其判決確定シタルトキハ此ノ裁判ハ後ニ其ノ事件ノ繫屬ス可キ裁判所ヲ羈束ス故ニ其結果時ニ區裁判所ノ判決ヲ以テ地方裁判所ヲ羈束スルニ至ル是レ法律ハ事物ノ管轄ニ其ノ重キヲ置カスシテ訴訟ノ終結カ速カナランコトヲ欲シ此規定ヲ設ケタルナラン



地方裁判所カ事物ノ管轄違ナリトシテ訴ヲ却下スルトキハ原告ノ申立ニ因リ判決ヲ以テ原告ノ指定シタル自己ノ管轄内ノ區裁判所ニ其訴訟ヲ移送ス可キモノトス又區裁判所カ事物ノ管轄違ナリトシテ訴ヲ却下スルトキハ同時ニ判決ヲ以テ其訴訟ヲ所屬ノ地方裁判所ニ移送ス可キモノナリ地方裁判所又ハ區裁判所ニ於テ移送ノ判決ヲ下シタルトキハ原告ハ更ニ訴ヲ提起スルノ手續ヲナスヲ要セサルノミナラス移送言渡ノ判決確定シタルトキニ法律上事件ハ其ノ移送ヲ受ケタル裁判所ニ繫屬スルモノト看做ス故ニ權利拘束及時効ノ中斷ノ効力ハ總テ最初起訴ノ日ニ遡リテ存續ス可キモノナリ

第二節 裁判所ノ土地ノ管轄(裁判籍)

土地ノ管轄トハ各裁判所ノ其裁判權ヲ實行ス可キ土地ノ區域ナリ而シテ土地ノ管轄ノ裁判籍トモ云フ今此ノ裁判籍ニハ普通裁判籍ト特別裁判籍トノ二種アリ又其各種ノ裁判籍ニ訴フルコトヲ強制スルモノアリ之ヲ專屬裁判籍ト云フ以下之ヲ述ヘン

(甲) 普通裁判籍

普通裁判籍トハ何人ト雖モ必ラス有スル所ノ裁判籍ニシテ苟モ訴ニ付テ專屬裁判籍ノ定ナキ限リハ一切ノ訴ヲ管轄スル所ノ裁判籍ヲ云フ普通裁判籍ハ人ノ住所ニ依リテ定マル住所トハ各人ノ生活ヲナス本據地ヲ指示ス故ニ本籍以外ニ本人ノ生活ノ本據地タル寄留等ヲ爲シタルトキハ其土地ヲ以テ普通裁判籍トス總テ裁判籍ハ被告人トナル可キモノ、普通裁判籍アル地ノ裁判所ハ特ニ專屬裁判權ノ定メアラサル限リハ其人ニ關スル總テノ訴訟ニ付シ管轄權ヲ有モ(第十條第二項)而シテ身ヲ軍籍ニ委スル者ニアリテハ兵營地若クハ軍艦定緊所ヲ以テ住所トシ(第十一條)豫備後備ノ軍籍ニ在ル者及ヒ徵兵ノ如キ單ニ兵役義務履行ノ爲メノミニ服役スル軍人軍屬ニ就テハ軍艦定緊所又ハ兵營地ヲ以テ住居トチサス普通ノ原則ニヨリ本據地ヲ以テ住所トナス可キモノトス(第十一條但書)又外國ニ於テ治外法權ヲ有スル帝國官吏其家族及ヒ從者ノ普通裁判籍ニ就テハ本邦ニ於テ本人ノ最後ニ有セシ住所ヲ以テ標準トナスヲ原則トシ此住所ナキモノニ付テハ司法大臣ノ命令ヲ以テ豫メ定ムル東京市内ノ區ヲ以テ其住所ナリトス(第十二條)



内國ニ住所ヲ有セサルモノ、普通裁判籍ハ本人ノ現在地ニ依リテ定マルヲ原則トシ若シ其現在地ノ知レサルカ又ハ外國ニ在ルトキハ其最後ニ有セシ内國ノ住所ニヨリテ定ムルモノトセリ然レトモ外國ニ住所ヲ有スルモノニ對シテハ内國ニ於テ生シタル權利關係ニ限リ最後ニ有セシ内國ノ住所ニ起訴スルコトヲ得ヘキモノトス(第十二條)國ノ普通裁判籍ハ訴訟ニ付キ國ヲ代表スル官廳ノ所在地ニ依テ定マル但シ國ヲ代表スルニ付テ規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム此勅令ハ明治二十四年一月六日附勅令第二號ヲ以テ發布セラレ同廿五年一月勅令第六號ヲ以テ改正セラレタリ

參照(明治廿四年一月六日勅令第三號)

第一條 各省北海道廳及府縣廳ハ其所管又ハ監督スル事務ニ係ル民事訴訟ニ付國ヲ代表ス

(明治廿五年一月勅令第六號ヲ以テ改正)

第二條 各省大臣ハ省令ヲ以テ所屬特別地方機關中其司掌事務ニ係ル民事訴訟ニ付國

ヲ代表スルモノヲ定ムルコトヲ得(同上)

第三條 前二條ノ場合ニ於テ國ヲ代表シ訴訟ヲ爲スモノハ各官廳ノ長官又ハ長官ノ指定シタル所屬官吏トス(同上)

第四條 官制其他特別ノ勅命ヲ以テ民事訴訟ニ付國ヲ代表スル者ヲ定タルトキハ本令ニ依ルノ限ニアラス

公又ハ私ノ法人及ヒ其資格ニ於テ訴ヘ又ハ訴ヘラル、コトヲ得ル會社其他ノ社團又ハ財團等ノ普通裁判籍ハ其所在地ニ依リテ定マル此所在地ハ別段ノ定メナキトキハ事務所所在ノ地トス若シ其事務所ナキトキ又ハ數所ニ於テ事務ヲ取扱フトキハ其首長又ハ事務擔當者ノ住所ヲ以テ事務所ト看做スヘキモノトス而テ公ノ法人トハ府縣市町村等ヲ謂フモノニシテ權力ノ主体トナルヲ得ヘキモノ云フ私ノ法人ニ付テハ民法ノ部ニ於テ既ニ説明シタレハ茲ニ之ヲ再說セス

(乙) 特別裁判籍



特別裁判籍トハ或ル種類ノ訴訟事件ノ爲メ有スル裁判籍ニシテ人ニ依ルモノト物ニ依ルモノトノ別アリ以下之ヲ述ヘン

現在地ノ裁判所ヲ以テ特別裁判籍ト定ルニ關シテハ二個ノ要件ヲ具備スルヲ要ス(一)性質上一定ノ地ニ永ク寓在スヘキ者ニ對スル訴訟ナルコト(二)性質上一定ノ地ニ寓在ス可キモノトハ即チ生徒、雇人、營業使用人、職工習業者等トス財産權上ノ訴トハ債權又ハ扶養ノ義務等ヨリ生スル總テノ請求ヲ云フモノニシテ夫ノ婚姻、禁治產事件等ノ如キ人事分限ニ關スルモノハ財産權上ニアラス故ニ人事訴訟手續法ノ規定ニ屬スヘキモノトス  
 兵役義務履行ノ爲メノミニ服役スル軍人軍屬(即チ豫備後備又ハ徵兵)等ニ對スル財産權上ノ請求ニ關シテハ其現在地ニ此訴ヲ提起スルコトヲ許サスシテ之レニ代ヘテ其兵營地若クハ軍艦定繫所ノ裁判所ニ訴ヲ起スコトヲ得ルモノトセリ(第十五條)  
 店舗所在地ノ裁判籍ハ財産權上ノ請求タル制限アルノミナラス又製造商業其他ノ營業ニ

付直接ノ取引ヲ爲ス店舗ヲ有スル者ニ對シテハ其營業上ニ關スル財産權上ノ訴タル場合ニ限ルモノトス此裁判權ハ住家及ヒ農業用建物アル地所ヲ利用スル所有者用益者又ハ賃借人ニ對スル訴訟ニ付テ之ヲ適用ス然レトモ其訴カ地所ノ利用ニ付テノ權利關係ヲ有スルトキニ限定セリ(第十六條)

内國ニ住所ヲ有セサル債務者ニ對スル財産權上ノ請求ニ付テノ裁判權ハ財産ノ占有又ハ訴訟ノ目的物ノ存在ニ依テ定マルモノトス債權ニ就テハ債權其物ノ所在地即チ被告ノ債務者(第二債務者)ノ住所地ナリ又債權ニ付物カ擔保ノ義務ヲ負フトキハ其物ノ所在地ヲ以テ管轄裁判籍トス(第十七條)

契約ニ關スル特別裁判籍ニ關シテ契約ノ成立若クハ不成立確定ノ訴ハ其義務履行地ノ裁判所之ヲ管轄ス(第十八條)

會社其他ノ社團ヨリ社員ニ對シ又ハ社員ヨリ社員ニ對シ其社員タル資格ニ基ク請求ニ就テノ特別裁判籍ハ其會社又ハ社團ノ普通裁判籍アル地ノ裁判所ナリトス(第十九條)



不正ノ損害ニ就テノ特別裁判籍ハ其行爲ノアリタル地ノ裁判所ナルトス(第二十條)  
辨護士又ハ執達吏ノ手數及ヒ立替金ニ就テノ特別裁判籍ハ訴訟物ノ價額ノ多寡ニ拘ハラ  
ス本訴訟ノ第一審裁判所ナリトス(第二十一條)

不動産ノ所有權占有權地役權及ヒ分割并ニ經界ニ就テノ裁判權ハ所謂專屬裁判籍ニシテ  
普通裁判權ト併立スヘキ特別裁判籍ニアラス而シテ地役ニ付テノ裁判籍ハ承役地所在地  
ノ裁判所其他ハ不動産所在地ノ裁判所ナリトス

債權ノ擔保ヲ爲ス從タル物權ニ基ク不動産上ノ訴ニ附帶シテ同一被告ニ對スル債權ニ就  
テノ裁判權ハ不動産所在地ノ裁判所ナリトス債權ノ擔保ヲ爲ス從タル物權トハ民法ニ定  
メタル不動産質抵當權ノ如キ之レナリ而テ此裁判所ニハ不動産ノ所有者若クハ占有者ニ  
對スル債權ノ訴又ハ不動産ニ加ヘタル損害ノ訴ヲ起スコトヲ得(第二十二條)

相續裁判籍ハ相續權若クハ遺送其他死亡ニ因テ效果ヲ生スル處分ニ基ク訴及遺產債權者  
ノ訴ヲ起スコトヲ得ル爲メ設クルモノニシテ遺產者カ最後ニセシ普通裁判籍ヲ以テ此裁

判籍トス而テ遺產ニ對スル債權ノ訴ニ付テハ遺產ノ全部又ハ一部カ其裁判所ノ管轄區内  
ニ存在スルヲ要ス故ニ此裁判籍ハ人ニ因ルモノト物ニ因ルモノトノ別アリ即チ遺產者死  
亡ノ當時有セシ普通裁判所ヲ以テ相續裁判籍トスルトキハ人ニ因ルモノニシテ遺產者ノ  
財産カ其普通裁判籍ノ地ニ存在スルモノトシ遺產ニ對スル債權ノ訴ヲ相續裁判籍ニ起訴  
スルコトヲ許ストキハ物ニ依ルモノナリ此ノ如ク裁判籍ヲ設クル理由如何ト云フニ他ナ  
シ遺產ニ關スル處分ハ通常遺產者ノ死亡セシ當時有セシ普通裁判籍ノ所在地ニ於テ之ヲ  
爲スモノナレハ其地ニ於テ起訴シ得ルモノトセハ便宜ニシテ且ツ又至當ナル裁判ヲ容易  
ニ爲シ得ルカ故ナリ(第二十四條)

### 第三節 管轄裁判所ノ指定

裁判所ノ管轄ハ事物及土地ノ區劃ニ依リテ定ルモノナルヲハ以上ノ説明ニ於テ明ナルモ  
時ニ或ハ管轄ノ限定ニ從テ管轄裁判所カ法律上ノ理由若クハ特別ノ事情ニ依リテ裁判權  
ヲ實行スコト能ハサル場合アル可ク或ハ數個ノ裁判所ノ管轄區域ノ明ナラサルカ爲ニ疑  
ヲ生シタル場合アル可シ故ニ法律ハ此等ノ場合ニ處スル爲メ裁判所構成法第十條及本法



第二十六條ニ於テ上級裁判所ノ指定ヲ以テ管轄裁判所ヲ定ムルコト、明定シタル又不動  
産上ノ裁判籍ニ訴ヲ起ス可キ場合ニ於テ不動産カ數個ノ裁判所ノ管轄内ニ散在スルトキ  
ニ於テモ亦同シ(第廿六條)管轄裁判所ノ指定ニ付テノ申請ヲ爲ス場合及ヒ其決定ヲナス  
裁判所ハ裁判所構成法第十條ノ規定ニ依ルヘキモノニシテ而シテ此決定ニ對シテハ不服  
ヲ申立ツルコトヲ得サルモノトス(第二十八條)

#### 第四節 裁判所ノ管轄ニ付テノ合意

裁判所ノ管轄ニ付テノ合意ハ第一審裁判所ニ限ルモノトス第一審裁判所トハ區裁判所又  
ハ第一審タル地方裁判所ヲ謂フ而シテ此裁判籍ニハ當事者ノ明示ノ合意ト默諾ノ合意ト  
アリ明示ノ合意ヲ爲スニ因テ定マル所ノ裁判籍トハ當事者カ一定ノ裁判所ノ裁判ヲ受ク  
ヘキコトヲ書面ヲ以テ契約ヲ爲スニ因ルコト又其合意ハ一定ノ權利關係及其權利關係ヨ  
リ生スル訴訟ニ係ルトキニ限レリ故ニ當事者同ニ生スル一切ノ訴訟ニ就テ裁判管轄ヲ合  
意シ得サルハ自明ノ理ナリ

次ニ默諾ニ因リテ定マル裁判籍ハ管轄ノ規定ニ因リテ管轄ニアラサル裁判所ニ原告カ起

訴シタルトキハ原告ハ其裁判所ノ審理ヲ求メントスル意思ヲ表示シタル場合ナリ然レト  
モ被告果シテ原告ノ意思ノ表示ニ同意スルヤ否ヤハ未タ知ルヘカラス若シ之レニ同意セ  
サルトキハ口頭辯論ノ際其管轄違ノ申立ヲ爲スヲ得ヘシ然レトモ其申立ヲ爲サスレテ本  
案ノ辯論ヲ爲シタルトキハ原告ノ意思ニ同意シタルモノト看做ヲ得可シ故ニ此場合ハ明  
示ノ場合ト同一ノ効力ヲ生スヘキモノトス(第二十條)

茲ニ當事者合意ヲ以テ管轄ヲ變更スルコトヲ得サル場合ニアリ一ツハ財産權上ノ請求ニ  
非ラサル訴訟ニ係ルトキ一ツハ專屬管轄ニ屬スル訴ナルトキ是レナリ(第二十一條)

#### 第五節 裁判所職員ノ除斥及忌避

判事ハ憲法及裁判所構成法ニ於テ裁判ノ公正ヲ保ツカ爲メニ不羈獨立ノ位置ニアルコト  
ヲ規定セリ故ニ國君又ハ行政長カ裁判ニ干涉シ命令ヲ爲スコトアルモ裁判官ハ其命令ニ  
從フノ義務ナキモノトス然レトモ判事ハ人ナリ人情ノ纏綿スル所或ハ偏私ノ裁判ヲ爲サ  
ルナキヲ保セス是ヲ以テ本法ハ或ル場合ニ於テハ判事ノ職務執行ヲ禁示シ或場合ニ於



テハ訴訟人ヨリ其職務執行ヲ禁止スル申請ヲ爲スコトヲ許シタリ一ヲ除斥トモ云ヒ一ヲ忌避ノ申請ト云フ

除斥トハ法律ニヨリ職務ノ執行ヨリ除斥セラル、モノナリ故ニ除斥ノ原因アリタルトキハ法律ハ當然判事ノ職務ヲ行ハシメサルモノトス而シテ其場合及ヒ原因即チ左ノ如シ

第一 判事又ハ其婦カ原告若クハ被告タルトキ又ハ訴訟ニ係ル請求ニ付當事者ノ一方若クハ双方ト共同権利者若クハ償還義務者タル關係ヲ有スルトキ

第二 判事又ハ其婦カ當事者ノ一方若クハ双方又ハ其配偶者ト親族ナルトキ但姻族ニ付テハ婚姻ノ解除シタルトキト雖トモ亦同シ

第三 判事カ同一ノ事件ニ付キ證人若クハ鑑定人ト爲リテ訊問ヲ受クルトキ又ハ訴訟代理人タル任ヲ受クルトキ又ハ法律上代理人ト爲ル權利ヲ有スルトキ若クハ之ヲ有シタルトキ

第四 判事カ不服ノ申立アル裁判ヲ前審又ハ仲裁ニ於テ爲スコト當リ判事又ハ仲裁人ト

シテ干與シタルトキ

忌避トハ訴訟ノ當事者ノ申請ニ基ク職務執行ノ禁止ニシテ其理由ニ付テハ本法ニ於テ二種ニ之ヲ區別シタリ

(一) 除斥ノ原因ニ基ク忌避

(二) 偏頗ノ原因ニ基ク忌避

除斥ノ原因ニ基ク忌避トハ判事ニシテ除斥ノ原因アルニモ拘ハラズ自ラ其職務ヲ避ケザルトキハ當事者ヨリ除斥原因アルコトヲ申請シテ其判事ノ干與ヲ退クル場合ノ如シ

偏頗ノ嫌疑ニ基ク忌避トハ不公平ナル裁判ヲ爲スコトヲ疑フニ足ル可キ事情アルコトヲ申立テ、其判事ノ干與ヲ斥クル場合ノ如シ

忌避申請ハ忌避セラル、判事ノ屬スル裁判所ニ書面ヲ差出シ又ハ口頭ニテ陳述シ裁判所書記ニ調書ヲ作ラシメテ之ヲ爲スコトヲ得又口頭辯論中口頭ニテ申請ヲ爲スコト得(第三十五條第一項)



除外ノ原因ニ基ク忌避ノ申請ハ其訴訟ノ如何ナル限度ニアルヲ問ハス之レヲ爲スヲ得ヘキモノトス偏頗ノ原因ニ基ク忌避ノ申請ハ第一ノ口頭辯論期日ニ於テ忌避セシムヘキ判事ノ面前ニ於テ訴訟ニ關スル申立ヲ爲シ又ハ相手方ノ申立ニ對シテ陳述ヲ爲シタル後ハ忌避スルコトヲ得サルモノトス然レトモ忌避ノ原因カ申立ヲ爲シタル後チニ生シ又忌避ノ原因アルモ申立ノ後チ之ヲ知リタルコトヲ疏明スルトキハ何時ニテモ申請ヲ爲シ得ルモノトス(第二十四條第二十五條)

忌避ヲ爲スニハ唯忌避ノ原因ノミヲ主張シテ忌避スル旨ヲ陳述スルノミヲ以テ足レリトセシ忌避ノ原因ヲ疏明スルコトヲ要ス而テ其疏明ハ忌避セラレタル判事カ職務上忌避ニ關スル事件ヲ陳述シタルコトアレハ之ヲ以テ其疏明ノ用ニ充ツルコトヲ得ヘキモノトス(第二十四條第二項)

忌避ノ申請ニ付テノ裁判ハ口頭辯論ヲ經ルヲ要セス忌避セラレタル判事ハ申請ノ理由ニ付テ職務上ノ意見ヲ述フヘキモノトス而ノ其申請ノ當否ニ付テハ決定ヲ爲ス其申請ヲ正

當ナリトスル決定ニ付テハ上訴ヲ爲スコトヲ得サルモ其申請ヲ不當ナリトスル決定對ニシテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得ヘキモノナリ(第二十七條第二十八條)

忌避セラレタル判事合議裁判所ニ屬スルトキハ其裁判所カ其申請ニ付テ裁判スヘキモノニシテ忌避セラレタル判事ハ其裁判ニ參與スルコトヲ得システ忌避セラレタル判事ノ代理ヲ爲スヘキ判事其裁判ニ參與スヘキモノトス若シ之レニ代ルヘキ判事ナキトキハ直近上級ノ裁判所之ヲ裁判スヘキモノナリ若シ又忌避セラレタル判事カ區裁判所ノ判事ナルトキハ其上級ノ地方裁判所ニ於テ裁判ス但シ忌避セラレタル判事カ自ラ忌避ノ申請ヲ正當ナリト認ムルトキハ別ニ裁判ヲ要セスシテ忌避ノ效果ヲ生スルモノナリ(第三十六條)以上述フル所ノ除外及忌避ノ規定ハ裁判所書記所屬ノ裁判所之ヲ爲ス(第四十一條)

### 第五節 檢事

檢事タルノ資格ヲ有スルコトハ裁判所構成法第五十七條ノ規定ニ依リ二回ノ競争試験ヲ經タルモノナルヲ要ス而シテ檢事カ民事訴訟法ニ立會スル場合ハ唯公益ニ關スルコトノミ



ニシテ殊ニ左ノ訴訟ニ付テハ意見ヲ述フル爲メ口頭辯論ニ立會ヲ要ス

二二

- (1) 公ノ法人ニ關スル訴訟
  - (2) 婚姻ニ關スル訴訟
  - (3) 夫婦同ノ財産ニ關スル訴訟
  - (4) 親子若シクハ養子ノ分限其他總テ人ノ分限ニ關スル訴訟
  - (5) 無能力者ニ關スル訴訟
  - (6) 養料ニ關スル訴訟
  - (7) 失踪及相續人ノ欠缺スル遺産ニ關スル訴訟
  - (8) 證書ノ偽造若クハ變造ノ訴訟
- 是ナリ而テ檢事ノ立會ハ檢事カ意見ヲ述フル爲メ職務上ノ義務トシテ立會スヘキモノニシテ裁判所構成ニ必要ナルニアラス故ニ假令檢事ノ立會ナキモ上告又ハ再審ノ理由トナラス

(實例) 檢事ノ立會ハ裁判所ノ構成ニ關係ナシ從テ立會ナキモ破毀ノ理由トスルニ足ラス(明治二十八年九月十九日大判決)

## 第二章 當事者

當事者トハ或ル者ニ對スル裁判所ノ行爲ヲ求ムルモノ及ヒ其ノ請求ニ對スル者ヲ云フ即チ其ノ地位ヲ異ニスルニ因テ裁判所ノ行爲ヲ求ムルモノヲ原告ト云ヒ其請求ニ對スルモノヲ被告ト云フ又其訴訟ニ關係アル第三者即チ參加訴訟人ヲモ又之ヲ包含ス

### 第一節 訴訟能力

訴訟能力トハ訴訟法上有効ナル訴訟行爲ヲ爲シ得ルノ能力ヲ云フ換言セハ原告若クハ被告カ自ラ訴訟行爲ヲ爲サシ又ハ自己ノ任意ニ撰定セル訴訟代理人若クハ其他ノ者ヲシテ訴訟ヲ爲サシムル能力ヲ云フ未成年者及禁治産者ハ當事者タル能力アルモ訴訟能力ナキモノトス故ニ法律上代理人ヲシテ適法完全金ナル方法ヲ以テセサル可カラス而テ訴訟能力ノコトニ關シテハ總テ民法ノ規定ニ從フ(第四十三條)又外國人ハ自國ノ法律ニ從ヒ



訴訟能力ヲ有セサルモ本邦ノ法律ニ從ヒ訴訟能力ヲ有スルモノナルトキハ之レヲ有スルモノト看做ス(第四十五條)

訴訟ノ能力ハ訴訟ノ要件ニ屬ス故ニ裁判所ハ訴訟ノ如何ナル程度ナルヲ問ハス常ニ其ノ職權ヲ以テ訴訟能力法律上代理人タル資格及必要ナル授權ニ欠缺ナキヤ否ヤヲ調査スヘキモノトス其他遲滯ノ爲メ危害アリ且ツ訴訟能力ノ欠缺ヲ補正シ得ルモノナルトキハ假リニ訴訟ヲ爲ス事ヲ許スモノトス(第四十五條)

訴訟無能力者又ハ相續人ノ未定ノ遺産又ハ不分明ナル相續人ニ對シ訴ヲ起スヘキ場合ニ於テハ法律上代理人アラサルトキ遲滯ノ爲メ危害ノ恐アル場合又本法第十五條ノ場合ニ於テハ無能力者ノ法律上代理人カ無能効者者ノ訴ヲ受クヘキ地ニ住セサルトハ遲滯ノ爲メ危害ナシト雖モ本法第四十六條ノ規定ニ基キ申立ニ依リ裁判長ニ於テ特別代理人ヲ任スルコトヲ得ヘキモノトス(第四十七條)

右申請ハ書面又ハ口頭ヲ以テ爲スコトヲ得此裁判ハ口頭辯論ヲ經スシテ之レヲ爲シ其ノ

裁判ハ申請人ニ送達シ又申請ヲ認許シタルトキハ其ノ任セラレタル特別代理人ニモ之レハ送達ス可キモノトス特別代理人ニ任セラレタル者ハ法律上代理人又ハ相續人ノ出頭スル迄訴訟行爲ニ付キ法律上代理人ノ權利義務ヲ有スルモノナリトス而テ其申請ヲ却下スル裁判ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得ヘキモノナリ

### 第二節 共同訴訟人

共同訴訟人トハ數人カ共ニ訴ヲ爲シ又ハ數人カ共ニ訴ヲ受ケタルモノヲ汎稱スルモノナリ本條第四十八條ハ共同訴訟人トシテ數人カ共ニ訴ヲ爲シ又ハ訴ヲ受クルコトヲ得ヘキ場合ヲ規定シタリ即チ左ニ

(第一) 數人カ訴訟物ニ付キ權利共通若クハ義務共通ノ獨立ニ立ツトキ

(第二) 同一ナル事實上及ヒ法律上ノ原因ニ基ク請求又ハ義務カ訴訟ノ目的物タル片

(第三) 性質ニ於テ同種類ナル事實上及法律上ノ原因ニ基ク同種類ナル請求又ハ義務カ訴訟ノ目的物タルトキ



本法第四十九條ニ共同訴訟人ハ其ノ資格ニ於テ各別ニ訴ヲ爲シタル訴訟人ニ異ナルコトナシ云々ト故ニ共同訴訟人ハ各自獨立シテ攻撃防禦ノ方法ヲ用ユルヲ得ルモノニシテ對手方モ亦タ其ノ共同訴訟人ニ對シテ各別ニ攻撃防禦ノ方法ヲ用ユルコトヲ得ルモノトス故ニ共同訴訟人中ニアリテ其ノ行爲不行爲ハ他ノ共同訴訟人ノ利害ニ影響スルコトナシ又相手方カ共同訴訟ノ或ル者ニ對シテ爲シタル行爲及ヒ懈怠ハ他ノ共同訴訟人ノ利害ニ影響スルコトナシ然レトモ總テノ共同訴訟人ニ對シ訴訟ニ係ル權利關係カ合一ニノミ確定ス可キトキニ限り左ノ規定ヲ適用ス可キモノトス

(イ) 共同訴訟人中ノ或ル人ノ攻撃及ヒ防禦ノ方法(證據方法ヲ包含ス)ハ他ノ共同訴訟人ノ利益ニ於テ効力ヲ生ス

(ロ) 共同訴訟人中ノ或ル人カ争ヒ又ハ認諾セサルトキト雖モ總テノ共同訴訟人悉ク争ヒ又ハ認諾セサルモノト看做ス

(ハ) 共同訴訟人中ノ或ル人ノミカ期日又ハ期間ヲ懈怠シタルトキハ其懈怠シタル者

ハ懈怠セサル者ニ代理ヲ任シタルモノト看做ス

然レトモ懈怠シタル共同訴訟人ニハ其懈怠セサ、リシ場合ニ於テスヘキ總テノ送達及呼出ヲ爲スコトヲ要ス其懈怠シタル共同訴訟人ハ何時タリトモ其後ノ訴訟手續ニ加ハル、權利ハ懈怠ナキ場合ト異ナルコトナシ

第三節 第三者ノ訴訟參加

第三者カ他人ノ間ニ權利拘束ト爲リタル訴訟ニ參加スルヲ第三者ノ訴訟參加ト謂フ而テ其場合四アリ第一主參加、第二從參加、第三告知參加、第四指名參加トス

第一主參加 主參加トハ他人ノ間ニ權利拘束ト爲リタル訴訟物ノ全部又ハ一分ヲ自己ノ爲メニ請求スルノ目的ヲ以テ其當事者双方ヲ共同被告トシテ訴ヘテ爲シタルヲ謂フ故ニ主參加ヲ爲ス事ヲ得ヘキ場合ハ主參加人ノ請求セントスル目的物カ他人ノ間ニ起リタル訴訟ニ於テ權利拘束トナリタル場合ナル事ヲ要ス而テ尙ホ主參加ヲ爲スヲ得ヘキ場合アリ第三者カ原告及被告ノ共謀ニ因リ自己ノ債權ニ損害ヲ生スルコトヲ主張スルトキ即チ



是ナリ

二八

主參加訴訟ヲ管轄スル裁判所ハ本訴ノ既ニ繫屬シタル第一審ノ裁判所トス

第二從參加 從參加トハ他人ノ間ニ權利拘束ト爲リタル訴訟ニ於テ其一方ノ勝訴ニヨリ權利上利害ノ關係ヲ有スル第三者カ訴訟當事者ノ一方ヲ補助センカ爲メ之レニ附隨スル行爲ヲ謂フナリ故ニ從參加ヲ爲スニハ左ノ條件ヲ必要トス

(イ) 從參加ヲ爲スニハ權利拘束トナリタル訴訟アルコトヲ要ス

故ニ執行手續ニ於テ之レヲ許サス何トナレハ此場合ニ於テ繫屬スル所ノ訴訟ナケレハ也

(ロ) 他人間ノ訴訟アルコトヲ要ス

故ニ破産ノ場合ニ於テ破産管財人カ共同債權者ノ代理人タル資格ヲ有スル場合ニハ債權者ハ之レニ參加スルヲ得サルナリ

(ハ) 從參加人ハ權利上利害ノ關係アルヲ要ス

權利上ノ利害トハ私權ニシテ實ニ財産權上ノミナラス人身權上ノ利害ヲ總稱スルナリ

(ニ) 從參加ハ附從ノ行爲ヲ要ス

故ニ從參加人ハ當事者ノ代理人ニアラス又訴訟當事者ニアラス何ナレハ訴訟ノ目的物ハ其訴訟ノ本來ノ權利關係ニアラサレハナリ

第三告知參加 告知參加トハ訴訟ニ於テ第三者ヲ立會セシメ其ノ補助ニヨリ勝訴スルヲ目的トシ若シ敗訴スルトキハ告知者ト第三者間ニ於テ後日起ル訴訟ニ於テ第三者ヲ前訴訟所爲ノ不充分ナル抗辯ヲ爲シ得サラシムルヲ以テ告知參加ノ目的ト爲スモノナリ而テ其ノ場合左ノ如シ

(イ) 原告若クハ被告カ敗訴スルトキハ第三者ニ對シテ擔保又ハ賠償ヲ請求シ得ヘシト信スルトキ

(ロ) 原告若クハ被告カ敗訴スルトキハ第三者ヨリ請求ヲ受ク可キコトヲ恐ルハトキ訴訟告知ハ從參加ト同一ニシテ獨立スルモノニ非ラサル故訴訟ノ繫屬スル裁判所ニ訴訟ノ告知書ヲ提出スヘキモノナリ



第四指名參加 指名參加トハ第三者ノ名義ヲ以テ訴訟物ヲ占有シ第三者ヲ指名スルニ依リテ爲スモノニシテ左ノ要件ヲ具備スルコトヲ要ス

(イ) 被告ハ動産若クハ不動産ノ占有者ナルトキ

(ロ) 被告ハ第三者ノ名ヲ以テ之レヲ占有スルトキ

(ハ) 訴訟カ權利拘束トナリタルトキ

而テ指名參加ヲ爲ス方法ハ(一)本案ノ辯論前第三者ノ呼出ヲ求ムルコト(二)陳述ヲ爲サキムルカ爲メ第三者ノ呼出ヲ求ムルコト時レナリ

#### 第四節 訴訟代理人及ヒ輔佐人

訴訟代理人トハ原告若クハ被告ニ代リ訴訟行爲ヲ爲ス者ヲ云ヒ輔佐人トハ原告若クハ被告ノ代理ニアラスシテ其ノ原告若クハ被告ト共ニ出頭シテ權利ノ伸張及ヒ防禦ヲ輔佐スル者ヲ云フ輔佐人ノ演述ハ原告若クハ被告即時ニ之レヲ取消シ又ハ更正セサルトキハ原告若クハ被告自ラ演述シタルモノト同一ノ効力ヲ有ス

訴訟代理人ハ辯護士ヲ以テスルコトヲ原則トス然レトモ左ノ場合ハ其例外タリ

(一) 地方裁判所以上ノ裁判所ニ於テ其所屬ノ辯護士アヲサルトキ

(二) 區裁判所ニ於テハ辯護士ノアルトキト雖モ訴訟能力者タル親屬若クハ雇人ヲ以テ代理人ト爲スコトヲ得(第六十三條第三項)又此ノ者在ラサルトキハ他ノ訴訟能力者ヲ以テ代理人トナス事ヲ得ヘキモノトス

訴訟委任ノ範圍ハ法律ノ範圍ヲ限定ス法律上普通ノ委任ハ本訴ニ關スル總テノ訴訟行爲ハ固ヨリ反訴、主參加、故障、假差押若クハ假處分又ハ強制執行ヨリ生スル訴訟行爲ヲ併セ訴訟ニ關スル總テノ訴訟行爲ヲナシ及ヒ相手方ヨリ辨濟スル費用ノ領收ヲ爲ス權限ヲ有ス而シテ特別委任ハ特別ノ委任ナケレハ其ノ行爲ヲナスコトヲ得ス故ニ控訴若クハ上訴ヲ爲シ再審ヲ求メ代人ヲ任シ和解ヲ爲シ訴訟物ヲ拋棄シ又ハ相手方ヨリ主張シタル請求ヲ認諾スル權限ヲ有セス

普通委任ハ法律上ノ範圍ヲ制限スルモ相手方ニ對シ効力ナシ然レトモ辯護士ニ依レル代



理ヲ除外ハ各個ノ訴訟行爲ニ付キ委任ヲナスコトヲ得(第六十六條)訴訟代理人ハ一人ナル場合ト數人アル場合トアリ而シテ其訴訟代理人カ數人アルトキハ共同若クハ各別ニテ代理スルコトヲ得ルモノトセリ即チ共同シテ訴訟行爲ヲナスモ各自ニ訴訟行爲ヲ爲スモ共同シテ行爲ヲ爲スト云フ義ニ外ナラス故ニ毫モ其効力ニ差異アルコトナシ(第六十七條)

訴訟代理人カ委任ノ範圍内ニ於テ爲シタル訴訟上ノ行爲及ヒ不行爲ハ原告若クハ被告ニ對シテ本人ノ行爲又ハ不行爲ト同一ナリトス然レトモ訴訟代理人ノ事實上ノ陳述ニ付テハ例外ナリ(第六十八條)

委任ハ委任者ノ死亡シタルトキ又其訴訟能力者ノ變出アリタルトキ又ハ委任者カ委任ヲ廢能シタルトキ又ハ訴訟代理ハカ代理ヲ謝絶シタルトキニ於テ消滅ス即チ代理ハ此ノ時ニ於テ終了ス然レトモ當事者ノ利益ヲ謀リ右等ノ事實アリタルノミニ依リ相手方ニ對シテハ當然消滅セス相手方ハ通知ヲ受ケ其ノ事實ヲ知了シタルトキ初メテ其ノ消滅ノ効ヲ

生スルモノトス(第六十九條第一項)

訴訟委任ノ欠缺ハ原告若クハ被告ノ爲メ其ノ代理人ナキモノト同一ノ効果ヲ來スモノナレハ裁判所ハ職權ヲ以テ之ヲ調査スルモノトス而テ裁判所ハ其欠缺ヲ補正シ又ハ之ヲ補正スル爲メ適宜ニ定ムル期間ノ滿了後ニ限り判決ヲ爲スコトヲ得ヘキモノトス但シ其期間ノ滿了後ト雖モ判決ニ接著スル口頭辯論(即チ最終ノ口頭辯論)ノ終結マテニ補正ヲ爲ストキハ既ニ爲シタル行爲ヲシテ有効ナラシムルコトヲ得ヘキモノトス

第五節 訴訟費用

訴訟費用ヲ細別スレハ裁判費用ト裁判外ノ費用トノ二種トス裁判費用トハ裁判所ニ支拂フモノ即チ民事訴訟印紙規則ニ依ルモノニシテ裁判外ノ費用トハ訴訟ヲ起スニ付キ當事者ノ行爲ヲ爲シタルモノニ支拂フモノ即チ民事訴訟費用法及執達吏手数料規則ニ依ルモノ之レナリ

訴訟費用トハ裁判所ニ於テ權利ノ伸張又權利防禦ノ爲メニ生シタル總テノ費用ヲ謂フ而



テ敗訴ノ原告若クハ被告カ之ヲ負擔スルモノトス然レトモ其ノ費用ハ裁判所ノ意見ニ依  
リ相當ナル權利伸張又ハ權利防禁ニ必要ナル費用ニ限ルモノトス而テ訴訟中訴ノ取下ケ  
請求ヲ拋棄シ又ハ請求ヲ認諾スル原告若クハ被告ハ敗訴ノ原告若クハ被告ト同一ニシテ  
從テ其ノ費用ヲモ負擔ス可キ義務ヲ有ス(第七十二條)

本法第七十三條ニ一分ノ勝訴又ハ一分ノ敗訴ニ付キ訴訟費用負擔方法ヲ定メタリ其負擔  
方法ハ相殺即チ各當事者カ其支出シタル費用ヲ各自ニ負擔スルモノト割合ヲ以テ負擔ス  
ルモノトノニアリ然レトモ一分ノ勝訴又ハ一分ノ敗訴ノ場合ニ於テハ此ノ原則ニ對スル  
例外アリ即チ原告カ勝訴トナリタルニカ、ハラス左ノ場合ニ於テハ其ノ訴訟費用ハ原告  
ノ負擔ニ歸スヘキモノトス

(イ) 被告直チニ請求ヲ認諾シ且ツ其ノ作爲ニ因リ訴ヲ起スニ至ラシメタルニ非テ  
サルトキ(第七十四條)

(ロ) 原告ノ懈怠又ハ過失ニ因テ費用ヲ生シタルトキ(第七十五條)

上訴ノ場合ニ於テハ訴訟費用負擔方法ニ付テハ原告若クハ被告カ前審ニ主張スルコトヲ  
得ヘカリシ事實又ハ攻撃若クハ防禦ノ方法ヲ新タニ提出スルニ因リ勝訴者ト爲ルトキハ  
其原告若クハ被告ニ上訴費用ノ全部又ハ一分ヲ負擔セシムルコトヲ得ヘシ(第七十八條)  
又和解ノ場合ニ於テハ裁判所ハ共ニ相殺シタルモノト見做ス然レトモ合意ヲ以テ各國ノ  
負擔方法ヲ定メタルトキハ此ノ限りニアラサルナリ

○共同訴訟ノ場合ニ於テ訴訟費用ノ負擔方法

共同訴訟人ハ連帶義務者ナルトキハ訴訟費用モ亦連帶ノ負擔トス反之連帶義務者ニ非ラ  
サルトキハ各共同訴訟人各自平等ニ其費用ヲ負擔ス然レトモ共同訴訟人ノ訴訟ニ於ケル  
關係著シキ相異アルトキハ裁判所ハ利害ノ割合ニ從ヒ負擔ヲ命スルコトヲ得共同訴訟人  
中ノ或ル人カ特別ノ攻撃又ハ防禦方法ヲ主張シ之レカ爲メニ特ニ生シタル費用ハ其ノ方  
法ヲ主張シタルモノ、ミ之レヲ負擔ス(第八十條)

○從參加人アル場合ニ於テ訴訟費用ノ負擔方法



從參加人ニ對シ原告若クハ被告カ異議ヲ述フルニ付キ決定ノ爲メ參加人ト異議者間ニ生  
 スル中間訴訟ノ費用ハ原告若クハ被告間ニ於ケルト同一ノ規定ニ從テ其ノ訴訟費用ヲ負  
 擔ス(第八十一條第一項)又參加ヲ許ルサレ又ハ異議ヲ受ケサル參加人ト相手方トノ間ニ  
 生シタル費用ニ付テモ原告又ハ被告間ニ於ケルト同一ノ規定ニ從テ負擔ス(第八十一條  
 第二項)訴訟費用ノ點ニ限リタル裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス然レトモ本  
 案ノ裁判ニ對シ許ス可キ上訴ヲ提出シ且追行スルトキニ限リ費用ノ點ニ付キ不服ヲ申立  
 ツルコトヲ得ヘキモノトス(第八十三條)

訴訟費用確定決定ハ本訴訟ノ第一審ニ繫屬シタル裁判所之レヲ爲ス而シテ其申請ハ第七  
 十二條又ハ同第二項上訴取下ノ場合ヲ除ク外執行シ得ヘキ裁判ニ依ルトキニ限リ之レヲ  
 爲スコトヲ得ヘキモノトス又其申請ハ書面ヲ以テスルト口頭ヲ以テスルトヲ問ハサルナ  
 リ然レトモ費用計算書其謄本及ヒ其疏明ニ必要ナル證書ヲ添付スルヲ要ス(第八十四條)

### 第六節 保證

保證トハ訴訟行爲ニ依リテ相手方ニ蒙ラシム可キ損害ヲ補償スル爲メ豫メ立テシムルモ  
 ノヲ而テ保證ハ當事者カ別設ノ合意ヲ爲ス場合ト裁判所カ自由ナル意見ニ任スル場合ト  
 アリ當事者ノ合意ニ依ル時ハ其ノ合意ニ一任スルモノナレハ法律ハ之レニ干渉スルコト  
 ナシ又裁判所ノ自由ナル意見ニ任スル場合ハ裁判所ハ其自由ナル意見ニ依リテ保證物ヲ  
 定ム然レトモ保證ニ付キ當事者ノ合意ナキ場合ニ及ヒ裁判所ノ自由ナル意見ヲ以テ保證  
 ヲ定ムルコト能ハサル場合ニ在リテハ裁判所ハ擔保ニ充分ナリトスル現金若クハ有價證  
 券ヲ以テ保證ト爲スヘキモノトス(第八十七條)

原告又ハ原告ノ從參加人タル外國人ハ被告ニ對シ其ノ求メニ因リ訴訟費用ニ付キ保證ヲ  
 立ツ可キモノトス然レトモ其ノ保證ノ義務ヲ生セサル場合左ノ如シ

- 第一 國際條約又ハ原告ノ屬スル國ノ法律ニ依リ本邦人カ同一ノ場合ニ於テ保證ヲ立  
 ツル義務ナキトキ

### 第二 反訴ノ場合



第三 證書訴訟及爲替訴訟ノ場合

第四 公示催告ニ基キ起シタル訴ノ場合

保證ヲ立ツ可キ數額ハ裁判所之ヲ確定ス而テ此ノ數額ヲ確定スルニハ被告ノ訴ヲ受ケタル爲メ各審級ニ於テ支出ス可キ訴訟費用ヲ標準ト爲ス可シ若シ訴訟中ニ保證ノ不足ヲ生シ且追増保證ヲ立ツ可キコトヲ被告カ求ムルトキハ前述ノ標準ニ依ルモノトス但シ爭ナキ請求ノ部分カ擔保ニ十分ナルトキハ保證ヲ立ツルコトヲ要セサルナリ(第八十九條)而テ被告ヨリ保證ニ付キ適法ノ請求アルトキハ裁判所ハ保證ヲ立ツ可キ期間ヲ定ムヘシ若シ其保證期間ノ經過後裁判所アルマテニ保證ヲ立テサル場合ニ於テハ被告ノ申立テニ依リ訴又ハ上訴ヲ取下ケタリト宣告セラル、效果ヲ生ス(第九十條)

第七節 訴訟上ノ救助

訴訟上ノ救助トハ貧窮ニシテ裁判費用ヲ償フ可キ資力ナキモノニ其ノ權利ノ伸張ヲ爲スコトヲ得セシムル方法ヲ謂フ而テ訴訟上ノ救助ヲ得ルニハ左ノ條件ヲ具備スルヲ要ス

(一) 自己及ヒ其家族ノ必要ナル生活ヲ害スルニ非ラサレハ訴訟費用ヲ辨スルコト能ハサル者タルコト(第九十一條)

(二) 其ノ目的ノスル權利ノ伸張又ハ防禦ノ輕忽ナラス又ハ見込ナキニ非ラスト見エルモノタルコト(第九十一條)

(三) 外國人ナルトキハ國際條約又ハ其屬スル國ノ法律ニ依リ本邦人カ同一ノ場合ニ於テ訴訟上ノ救助ヲ求ムルコトヲ得ルコト(第九十二條)

訴訟上救助ノ申請ハ其訴訟ノ關係ヲ表明シ且證據方法ヲ開示シテ其ノ救助ヲ求ムル審級ノ裁判所ニ提出シテ之レヲ爲スモノトス其申請ハ書面ト口頭トヲ問ハサルナリ而テ原告若クハ被告ハ其申請ト共ニ管轄市町村長ヨリ發シタル證書(即チ原告若クハ被告ノ身分職業財産茲ニ家族ノ實況及其ノ納ムヘキ直稅ノ額ヲ開示シ訴訟費用支拂ノ無能力ナルコトノ證明書)ヲ提出スルコトヲ要ス而シ訴訟上ノ救助ハ各審ニ於テ各別ニ之ヲ付與ス第一審ニ於テハ強制執行ニ付テモ亦之レヲ附與ス又訴訟ノ救助ヲ受ケタルトキハ上訴審



ニ於テハ更ラニ其ノ無能方ノ證明ヲ要セス又上訴級審ニ於テハ原告若クハ被告ノ權利伸張又ハ防禦ノ輕忽ナラス又ハ見込ミナキニ非ラスト見ユルヤナ調査スルコトヲ要セサルモノトス(第九十四條)

救助ノ消滅スル場合左ノ如シ

- (一) 救助ヲ受ケタル條件ノ存セス又ハ其ノ消滅ニ因ル救助ノ取消
  - (二) 救助ヲ受ケタルモノ、死亡
- 之レナリ而テ訴訟上救助ヲ受ケタル當事者ノ爲メ左ノ効力ヲ生ス

- (一) 裁判費用國庫ノ立替金ヲ包含ス濟済スルコトノ假免除
  - (二) 訴訟費用ノ證據ヲ立ツルコトノ免除
  - (三) 送達及執行行爲ヲ爲サシムル爲メ一時無報酬ニテ執達吏ノ附添ヲ求ムル權利
- 尙ホ裁判所ハ必要ナル場合ニ於テハ訴訟上ノ救助ヲ受ケタル當事者ノ申立ニ依リ又ハ職權ヲ以テ一時無報酬ニテ辯護士ノ附添ヲ命シ得ルコト(第九十七條)訴訟上ノ救助ハ國ヨ

リ附與スルモノナレハ其ノ救助ヲ受ケタル相手方ノ權利ヲ制限ス可キ理由ナシ故ニ相手方ニ生シタル費用ヲ辨濟スル義務ニ影響ヲ及ホサス(第九十八條)

救助ヲ受ケタル當事者ノ爲メ假ニ濟済ヲ免除シタル裁判費用ハ訴訟費用ニ付キ確定裁判ヲ受ケタル相手方又ハ訴若クハ上訴ノ取下ケ拋棄認諾若クハ和解ニヨリ其訴訟費用ヲ負擔ス可キモノヨリ之ヲ取り立ツルコトヲ得又救助ヲ受ケタルモノニ附添ヒタル執達吏又辯護士ハ同一條件アルトキハ其手数料及ヒ立替金ヲ取り立ツルコトヲ得ヘキモノトス(第九十七條)

救助ヲ受ケタルモノカ自己及其家族ノ必要ナル生活ヲ害セスシテ費用ノ辨濟ヲ爲シ得ルニ至リタルトキハ直チニ裁判費用ノ追拂ノ義務ヲ生スルモノトス(第百條)

救助ノ裁判ハ口頭辯論ヲ經スシテ爲スコトヲ得然レトモ其決定前豫シメ檢事ノ意見ヲ聽クヲ要ス(第百一條)

### 第三章 訴訟手續



### 第一節 口頭辯論及準備書面

口頭辯論ハ書面ヲ以テ準備スヘキモノニシテ準備書面ニハ左ノ諸件ヲ具備スルヲ要ス

第一 當事者及其ノ法律上代理人ノ氏名、身分、職業、住所、裁判所、訴訟物及ヒ附屬書類ノ表示

第二 原告若クハ被告カ法廷ニ於テ爲サント欲スル申立

第三 申立ノ原由タル事實

第四 相手方ノ事實上ノ主張ニ對スル陳述

第五 原告若クハ被告カ事實上主張ノ證明又ハ攻撃ノ爲メ用ヒントスル證據方法ニ對スル陳述

第六 原告若クハ被告又ハ訴訟代理人ノ署名及捺印

第七 年月日

之レナリ準備書口頭辯論準備ノ爲メ作成ス可キモノニシテ之ヲ以テ訴訟ヲ爲スニアラス

故ニ訴訟ニ關スル總テノ事實ヲ冗長ニ掲ケス唯重要ナル事實ノミヲ簡明ニ記載スヘキモノトス事實上ノ關係ヲ詳細ニ説明シ并ニ法律上ノ討論ヲ詳記スルトキハ殆ント書面ヲ以テ訴訟ヲ爲スト一般所謂書面審理主義トナリ口頭辯論主義ノ原則ニ反スルノミナラス却テ無益ニ屬スルヲ以テ本法第百六條第二項ニ於テ制限セリ而テ準備書面ニハ訴訟ヲ爲スヘキ資格ニ付テノ證書トハ他人ノ爲メ訴訟行爲ヲ爲スモノカ其行爲ヲ爲スヘキ權利ヲ有スルコトヲ證明スルニ足ルヘキ證書ノ謂ナリ一例ヲ舉クレハ當事者ノ委任ニ基クトキハ委任狀ヲ以テ之ヲ證スルカ如キヲ云フ而テ準備書面ニハ此等ノ證書ノ原本正本又ハ謄本ヲ添付スルヲ要ス其他當事者ノ手中ニ存スル證書ニシテ準備書面中ニ引用シタルモノハ亦其謄本ヲ添付スルヲ要ス證書ノ一部分ノミヲ必要トスルトキハ其部分ノミヲ摘要シタル抄本ヲ添付スルヲ以テ足ル又證書カ既ニ相手方ニ知レタルトキ又ハ其大部ナルトキハ其證書ヲ表示シ且ツ相手方ニ之ヲ閱覽セシメント欲スル旨ヲ附記スルヲ以テ足ルヘキモノトス(第百五條乃至第百七條)



當事者ハ準備書面及ヒ其附屬書類并ニ相手方ニ附與スル爲メ必要ナル謄本ヲ裁判所書記課ニ差出スヘキモノトス其必要ナル謄本ヲ差出サシムルノ目的ハ一ツハ裁判所カ其謄本ニ依リテ訴訟ノ下調ヲ爲シ一ツハ相手方ヲシテ口頭辯論ノ準備ヲ爲サシムル爲メ之ヲ要ス故ニ一ツハ裁判所ニ留置キ一ツハ相手方ニ送達ス而一其送達ノ手續ハ第三百三十六條ノ規定ニ從フヘキモノトス

○口頭辯論ノ開閉及ヒ指揮

區裁判所ニアリテハ多ク部長若シ部長差支アルトキハ次席ノ判事裁判長トナリ第九條ノ規定ニ基キ口頭辯論ヲ開キ且之ヲ指揮シ發言ヲ許シ又其命ニ從ハサルモノニ對シテハ發言ヲ禁止スルコトヲ得其事件ニ付キ十分ノ説明ヲ爲サシメ且ツ辯論ノ終了スルコトニ注意シ又必要ナル場合ニアリテハ辯論期日ヲ定メテ之ヲ續行ス若シ其事件ニ付キ充分ナル説明ヲ爲セリト認ムルトキハ最早口頭辯論ノ必要アラサレハ事件ノ終局ヲ告グルヲ以テ裁判長ハ其終局シタル旨ヲ告ケ直チニ判決并ニ決定ヲ言渡スモノトス(第九條)

○當事者ノ演述

當事者ハ各其請求スル所ノ一定ノ申立ヲ演述シ次ニ其申立ノ理由タル可キ事實上及ヒ法律上ノ演述ヲ爲スコシ口頭演述ニ換ヘテ書類ヲ援用スルコトヲ許サス若シ之ヲ許ストキハ口頭辯論ノ原則ニ反スル故通例之ヲ禁止スルモノトス然レトモ或ル書類ノ一部分ナル文字上旨趣ニ付キ爭アリカ又ハ文字上ノ旨趣ヲ引用スルカ又金錢物品ノ數額ヲ申述スルカ如キ必要ナルトキニ限り之ヲ朗讀スルコトヲ得ヘキモノトス(第一百條)

○裁判所ノ行爲

裁判長ハ職權上調査ス可キ點ニ關シ相手方ヨリ起サ、ル疑ノ存スルトキハ其疑ニ付キ注意ヲ爲スコトヲ得又裁判長ハ問ヲ發シ不明瞭ナル申立ヲ釋明シ主張シタル事實ノ不充分ナル證明ヲ補充シ證據方法ヲ申出テ其他ノ事件ヲ關係ヲ定ムルニ必要ナル陳述ヲ爲サシムル可キモノトス又陪席判事モ裁判長ニ告ケテ問ヲ發スルコトヲ得然レトモ當事者ハ裁判長ヲシテ問ハシムルノ權アルノミニシテ自ラ發問權ヲ有セス若シ問ニ對シ答ヘス又ハ判



然答ヲ爲サルトキハ相手方ノ利益トナルヘキ答ヲ爲シタルモノト看做スコトヲ得ヘキモノトス(第百十二條)

事件ノ指揮ニ關スル裁判長ノ命又ハ裁判若クハ陪席判事ノ發シタル問ニ對シ辯論ニ與カル者(當事者、參加人、法律上代理人、訴訟代理人、補佐人、證人、鑑定人等)ヨリ不適法ナリトシテ異議ヲ述ヘタルトキハ裁判所ハ其異議ニ付キ直チニ裁判ス(第百十三條)

裁判所ハ事件ニ付キ當事者ノ意思ヲ明瞭ナラシメンカ爲メ其訴訟代理人ノ出廷アルトキト雖モ事件ノ關係錯雜ニシテ明瞭ナラサルトキハ當事者自身ノ出頭ヲ命シ其意思ノアル所ヲ陳述セシメ其事件ノ關係ヲ明瞭ナラシムルコトヲ得(第百十四條)又裁判所ハ訴訟當事者ノ援用シタル證書ニシテ其手中ニ存スルモノハ其提出スヘキコト及ヒ外國語ヲ以テ作リタル證書ニ付テハ其譯書ヲ添付ス可キコト(第百十五條)又訴訟當事者ノ所持スル訴訟記録ニシテ事件ノ辯論及ヒ裁判ニ關スルモノヲ提出スヘキ旨ヲ命スルコトヲ得可キモノトス(第百十六條)

裁判所ハ檢證及ヒ鑑定ヲ命スル權ヲ有ス檢證トハ裁判所ニ移送スルコトヲ得ヘキモノナルト否ラサルモノナルトヲ問ハス係争物件ヲ實檢スルノ謂ナリ鑑定トハ係争事項ノ判斷ヲ爲サスカ爲メ或ル特別ノ知識ヲ要スル場合ニ於テ自己ノ心證ヲ助ケシメシカ爲メ第三者ヲシテ意見ノ陳述ヲ爲サシムルヲ謂フ而テ此手續ニ檢證ニ付テハ第三百九十七條鑑定ニ付テハ第二百二十二條以下ノ規定ニ準據ス可キモノトス(第百十七條)

裁判所ハ一箇ノ訴ニ於テ爲シタル數個ノ請求又ハ本訴及ヒ反訴ニ付テノ辯論ヲ分離スルコトヲ得而テ其分離ノ必要ヲ生スル場合ハ蓋シ訴訟ニ付テ取調ヲ爲ス可キ材料多クシテ爲メニ錯雜ヲ來ス場合ナリトス(第百十八條)又同一ノ請求ニ關シ數個ノ獨立ナル攻撃及ヒ防禦ノ方法ヲ提出シタルトキハ裁判所ハ其辯論ヲ一二ニ制限スヘキコトヲ命スルヲ得ルモノトス反之訴訟事件ヲ併合スル場合ニアリ(一)同一ノ人又ハ別異ノ人ノ數個ノ訴訟(二)其裁判所ニ緊屬スルモノ(三)目的物タル請求カ元來一個ノ訴ヲ以テ主張シ得可キコト之レナリ而テ裁判所ハ其辯論分離ノ命及ヒ訴訟事件併合ノ命ヲ取消スコトヲ得ルノ權



限ヲ有ス(第二百二十三條)

裁判所ハ訴訟ノ全部又ハ一分ノ裁判カ他ノ繫屬スル訴訟ニ於テ定マル可キ權利關係ノ成立又ハ不成立ニ繫ルトキハ辯論ノ中止ヲ命ス又民事訴訟中罰ス可キ行為ノ生スルトキハ刑事訴訟ノ手續ノ完結ニ至ルマテ辯論ヲ中止スヘキモノトス但シ其罰スヘキ行為カ其訴訟ノ裁判ニ影響ヲ及ホストキニ限ルモノトス(第二百一十一條第二百一十二條)又辯論ヲ開閉スルハ裁判所ノ職權ナレハ一旦閉チタル辯論ト雖モ必要生スルトキハ再開スルノ權限ヲ有セリ(第二百二十四條)

裁判所ハ辯論ニ與カル者日本語ニ通セサルトキ(第二百五條)又ハ聾者啞者ニシテ文字ヲ解セサルトキ(第二百二十六條)ハ通事ヲ立會ハシムルモノトス  
又訴訟當事者ニシテ身体上又ハ精神上ニ欠缺アリテ相當ノ演述ヲ爲シ能ハサル者ニ對シテハ其後ノ演述ヲ禁シ更ニ新期日ヲ定メ辯護士ヲシテ演述セシムルモノトス又辯論ヲ業トスル訴訟代理人若クハ輔佐人ニ對シ裁判所ハ辯論禁止及退斥ヲ命スルノ權限ヲ有ス此

場合ニ於テハ新ニ期日ヲ定メ且ツ退斥ノ決定ヲ原告若クハ被告ニ送達スヘキモノトス此命令ニ對シテ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス但シ辯護士ハ此限ニアラス(第二百二十七條)又辯論ニ與カルモノ秩序維持ノ爲メ辯論ノ場所ヨリ退斥セラレタルトキハ申立ニ依リ本人ノ任意ニ退出シタルモノト同一ノ方法ヲ以テ取扱フコトヲ得若シ辯論禁止又ハ退斥ノ命令ヲ受ケタル者再ヒ出頭スルトキ亦同シ(第二百二十八條)

○調書

口頭辯論ニ付テ作ル可キ調書ニハ左ノ諸件ヲ掲クヘキモノトス

- (一) 辯論ノ場所、年月日
- (二) 判事裁判所書記及ヒ立會ヒタル檢事若クハ通事ノ氏名
- (三) 訴訟物及當事者ノ氏名
- (四) 出頭シタル當事者法律上代理人訴訟代理人及ヒ補佐人ノ氏名若シ原告若クハ被告欠席シタルトキハ其欠席シタルコト



(五) 公ニ辯論ヲ爲シ又ハ公開ヲ禁シタルコト  
之レナリ辯論ノ進行ニ付テハ其要領ノミヲ調書ニ記載ス可シ其調書ニ記載シテ明確ニス  
可キ諸件左ノ如シ

(一) 自白、認諾、拋棄及ヒ和解

(二) 明確ニスヘキ規定アル申立及ヒ陳述

(三) 證人及鑑定人ノ供述但其供述ハ以前聽カサルモノナルトキ亦ハ以前ノ供述ニ異  
ナルトキニ限ル

(四) 檢證ノ結果

(五) 書面ニ作り調書ニ添付セサル裁判(判決、決定及ヒ命令)

(六) 裁判ノ言渡

之レナリ調書ニ記載セサルモ其附録トシテ之ニ添付シタル書類ニ記載シタル事項ハ調書  
ニ記載シタルト同一ノ効力ヲ有ス而シ(一)乃至(四)ニ掲タル調書ノ部分ハ法廷ニ於テ之

ヲ關係人ニ讀ミ聞カセ又ハ閱覽ノ爲メ之ヲ關係人ニ示シタル上承諾ヲ爲シタルコト又ハ  
承諾ヲ拒シタル理由ヲ附記スヘキモノトス而テ調書ニハ裁判長及ヒ裁判所書記署名捺印  
ス可シ若シ裁判長差支アルトキハ其次席ノ判事之レニ代リ捺印ス區裁判所ニ於テハ判事  
差支アリテ署名捺印スルコト能ハサルトキハ裁判所書記ノミ署名捺印スルヲ以テ足ルヘ  
キモノトス(第二百二十九條乃至第二百二十二條)

受命判事若クハ受託判事又ハ區裁判所判事カ法廷外ニ於テ審問ヲ爲ス場合モ裁判所書記  
ヲ立會ハシメ審問調書ヲ作成スヘキモノトス其調書ハ第二百二十九條乃至第三百二十二條ノ  
規定ヲ準用ス(第三百二十三條)

口頭辯論ノ爲メ規定セラレタル方式ノ遵守ハ調書ヲ以テノミ之ヲ證スルコトヲ得之調書  
ノ證據力トス此證據力ハ調書カ變造セラレタルコトノ證明セラル、ニ至ルマテハ完全ナ  
ルモノト看做ス故ニ此證據力ハ總テノ證據ヲ排斥ス又調書ノ公正證書タルハ論ヲ俟タス  
(第三百二十四條)



調書ハ本法ニ於テ口頭ヲ以テ訴へ抗告申立及ヒ陳述ヲ爲シ又ハ證言ヲ拒ム場合ニ於テハ裁判所書記ハ其調書ヲ作成スヘキモノトス

### 第一節 送達

送達ハ一ノ告知方法ニシテ通常ハ告知ス可キ事項ヲ記載シタル書類ヲ交付スルヲ謂フ此送達ハ訴訟上必要ナルモノニシテ之レニ依テ權利及義務ヲ發生ス而テ第三百三十六條ニ送達ハ裁判所書記職權ヲ以テ之レヲ爲サシムトノ規定アルヲ以テ見レハ送達ハ總テ書記ノ職權ヲ以テ之レヲ爲スカ如シト雖モ第二百八十三條ニハ當事者ノ申立アリタルトキハ判決ノ正本ヲ送達スヘシト定メ又第二百四十五條第三項ニ於テハ裁判長并ニ受命判事又ハ受託判事ハ職權ヲ以テ送達スヘシト定メタルヲ以テ見レハ裁判所書記ノ職權ヲ以テ爲サシムトハ畢竟送達ハ必ス書記ヲ經由シテ之ヲ行ハシムヘシトノ意ニシテ原則トシテハ送達ハ當事者ノ行爲ナリト謂ハサル可カラス(第三十六條)

#### ○送達ノ書類

送達ハ其ノ送達ス可キ書類ノ正本又ハ認證シタル謄本ヲ交付ス可キ規定アルトキハ其ノ正本又ハ其ノ謄本ノ交付ヲ以テ之レヲ爲シ其ノ他ノ場合ニ於テハ謄本ノ交付ヲ以テ之レヲ爲スモノトス若シ原告若クハ被告數人アリテ一人ノ代理人ナルトキ又ハ原告若クハ被告ノ代理人數人アリタルトキニ其ノ送達ス可キ書類ハ其中ノ一人ノ代理人ニ交付スルヲ以テ足ル(第三百二十七條)

#### ○送達ノ方法

送達ノ方法ニ三アリ第一國內ニ於ケル場合(第三百二十六條)第二外國ニ於ケル場合(第五百十二條及第五百五條)第三公示送達ノ場合(第五百十條)是ナリ而シテ內國ニ於ケル場合ノ送達シ方法分チテ三トス(イ)執達吏ニ依ル送達(ロ)郵便ニ依ル送達(ハ)郵便ニ付スル送達はレナリ(第三百二十六條)

內國ニ於ケス送達ヲ爲スニ當リ之カ送達ヲ受クヘキ者ニ關シテ本法ニ規定スル所左ノ如シ



原告又ハ被告ハ訴訟ノ當事者ナレハ普通ノ場合ニ於テハ原告若クハ被告カ訴訟書類ノ送達ヲ受ク可キモノナルハ何人モ疑ヲ容レサル所ナリ然レトモ或ル場合ニ於テハ原告即チ本人自身ニ送達スルモ何等ノ効果ヲ生セシメス別ニ其原告被告ニ代リテ訴訟書類ノ送達ヲ受ク可キ者ヲ定ムルモノアリ即チ訴訟能力ヲ有セサル原告若クハ被告ニ對スル送達ハ其ノ法律上代理人ニ之レヲ爲ス可キコト之ナリ公又ハ私ノ法人及ヒ其資格ニ於テ訴ヘ又ハ訴ヘラル、コトヲ得ル會社又ハ社團ニ對スル送達ハ其ノ首長又ハ事務擔當者ニ之レヲ爲ス可キコト(第百二十八條)豫備後備ノ軍籍ニ在ラサル下士以下ノ軍人軍屬ニ對スル送達ハ其ノ所屬ノ長官又ハ隊長ニ之レヲ爲ス可キコト(第百三十九條)

囚人ニ對スル送達ハ監獄署ノ首長ニ之レヲ爲ス可キコト(第百四十條)是レナリ又本人自身ニ爲スモ亦其他ノ特定ノ者ニ爲スモ同一ノ効果ヲ生セシムルモノアリ即チ總理代人ニ爲ス送達代務人ニ爲スノ送達及ヒ訴訟代理人ニ爲スノ送達ノ如キ是ナリ(第百四十一條)而テ以上送達ヲ受クヘキモノ其ノ住所ニ於テ出合ハサル爲メ送達シ能ハサル場合ニ於テ

有効ニ送達物ヲ受取り得ヘキモノ三アリ(イ)成長シタル同居ノ親族亦ハ雇人(第百四十五條)(ロ)法人又ハ會社々團事務所ノ役員又ハ雇人(第百四十七條)(ハ)住居以外ニ事務所ヲ有スル人ノ事務所ニ在ル營業使用人亦ハ辯護士事務所ノ筆生(第百四十六條)之ナリ而テ其送達ノ日時ハ日曜日亦ハ一般ノ祝祭日及ヒ夜間ハ郵便ヲ以テスル送達ノ外特ニ裁判所ノ許可ヲ得サレハ之ヲ施行スルコトヲ得ス裁判所ノ許可ハ裁判長亦ハ送達ヲ爲スヘキ地ノ區裁判所判事亦ハ受命判事若クハ受託判事ハ之レヲ與フル權利ヲ有ス此ノ許可ヲ得サルモ受取人ニ於テ之レヲ拒絶セシメテ受取リタル時ニ限り送達ノ効力ヲ有ス(第百五十條)

送達ノ場所ハ(一)當事ノ住所亦ハ假住所(第百四十三條)(二)出會タル場所然レトモ受取人カ其地ニ住居シ亦ハ事務所ヲ有スルトキ其住所亦ハ事務所ノ外ニ於テ爲シタル送達ハ其ノ受取ヲ拒マサレシトキニ限り送達ノ効力ヲ有ス(第百四十四條)(三)公亦ハ私ノ法人及ヒ會社々團ニ對シテハ其ノ事務所トス(第百四十四條)(四)市町村長役場第百四十五條



トス送達ハ送達物ノ交付ヲ以テ完結ス若シ受取人ニ於テ法律上ノ理由ナクシテ送達ノ受取ヲ拒ムトキハ交付ス可キ書類ヲ送達ノ場所ニ差置クヲ以テ完結ス又郵便送達ハ其ノ到着スルト否トヲ問ハス其ノ書類ヲ郵便ニ付スルヲ以テ之レヲ爲シタルモノト看做ス受取人又ハ代理人共ニ在ラサルトキハ第四百四十五條第二項ノ手續ヲナスヲ以テ送達ハ完結ス（第三百三十七條第四百十九條第四百十三條）而テ送達ヲ完結シタルトキハ送達ノ年月日時方法及ヒ受取人ノ受取證書並ニ執達吏ノ署名捺印ヲ具備シタル證書ヲ作ルコトヲ要シ若シ亦受取人受取ヲ拒ミ若クハ受取證ヲ出スコトヲ拒ミ亦ハ之レヲ作ルコト能ハサルトキハ其旨ヲ記載シ郵便送達ノ場合ニ於テハ之レニ付シタル者ノ報告書ヲ以テ送達ノ證ト爲ス亦外國ニ於ケル場合ニアリ左ノ如シ（一）外國ニ於テ治外法權ヲ有スル帝國ノ官吏即チ公使及ヒ公使館ノ吏員並ニ其家族従者ニ對シ外國ニ於テ送達ヲ爲スヘキ場合（第五百十二條）（二）一般ノ人ニ對シテ外國ニ於テ送達ヲ爲ス可キ場合（第五百十三條）（三）出陣ノ軍隊又ハ役務ニ服シタル軍艦ノ乗組員ニ屬スル人ニ對シテ送達ヲ爲ス可キ場合（第五百十四條）之レナリ

十四條）之レナリ

公示送達

公示送達トハ送達ヲ受ク可キ者ノ所在地ノ知レサルトキ又ハ外國ニ於テ送達ヲ爲ス可キ場合ニ於テハ其ノ規定ニ從フコト能ハス若クハ之レニ從フモ其効ナキコトヲ豫知スルトキハ其ノ送達ハ公ノ告示ヲ以テ之レヲ爲スニ於テモ尙ホ訴訟上ノ行爲ヲシテ有効ナラシムルカ爲メ必要ナル送達行爲ナカル可カラス故ニ第五百十六條ニ於テ公示送達ナルモノヲ規定シ而シテ第五百十七條及第五百十八條ニ於テ其ノ方法ヲ指示セリ詳細ハ條文ニ就テ參看セラルヘシ

公示送達ハ原告若クハ被告ノ申立ニ因リ裁判所ノ命ヲ以テ裁判所書記之レヲ取扱フモノトス此送達ハ交附スヘキ書類ヲ裁判所ノ掲示板ニ點付シテ之レヲ爲ス判決又ハ決定ニ在リテハ其ノ裁判ノ部分ノミヲ貼付スヘキモノトス公示送達ハ送達スヘキ書類ノ貼付ヨリ十四日ヲ經過シタル日ヲ以テ之ヲ爲シタルモノト見做ス然レトモ裁判所ハ公示送達ヲ命



スルニ際シ此ヨリ長キ期間ヲ必要トスル場合ニ於テハ相當ノ期間ヲ定ムルコトヲ得又同一事件ニ付キ同一ノ原告又ハ被告ニ對シテ爲ス其ノ後ノ公示送達ハ貼付ヲ以テ之レヲ爲シタルモノト看做ス

### 第三節 期日及期間

期日トハ裁判所ニ於テ訴訟上ノ行爲ヲ爲スニ關シ定メタル日時ヲ云フ期日ハ日曜日及一般ノ祝祭日ノ外ニ於テ定ムヘキヲ原則トス然レトモ止ムヲ得サル場合ニ限り日曜日及一般ノ祝祭日ニ於テモ之ヲ定ムルコトヲ得ヘキモノトス期日ニ付テノ呼出ハ裁判長ノ命ニ從ヒ第五百五十九條ノ規定ニ於ケル一定ノ日及時ヲ定メシ呼出狀ノ正本ヲ本人ニ送達スルヲ原則トス然レトモ期日ニ出頭シタル後チ辯論ヲ延期シ又ハ辯論續行ノ爲メ期日ヲ指定スルカ如キ場合ニ於テ其ノ新期日ニ出頭ス可キコトヲ命スルトキハ送達ヲ爲スヲ要セザルナリ而テ期日ハ裁判所内ニ於テ之レヲ開クヲ原則トス然レトモ臨檢又ハ裁判所ニ出頭スルニ差支アル人ノ審問其他裁判所内ニ於テ爲スコトヲ得サル行爲ヲ要スルトキハ之カ

例外トシテ裁判所外ニ於テモ期日ヲ開クコトヲ得セシメタリ此ノ場合ニ於テスル審問ト雖モ受訴裁判所カ出張シ審問ニ係ルモノナレハ憲法第五十五條ニ裁判所ノ内外ノ區別ナク之レヲ公行スヘキコトヲ明ニシタル故公行スヘキモノトス

期日ハ裁判長カ定メタル日時ノ到來ニヨリテ當然開始スルモノニ非ラスシテ其ノ事件ノ呼上ヲ以テ始マルモノトス而シテ呼上ハ當事者及證人等ニ期日ノ開始ヲ告知スルモノニシテ其ノ呼上ヲナスモノハ通常廷了ノ職務ナリトス而テ期日ノ終了ハ豫定シタル審理ノ終了ト同時ニ終了ス又當事者カ欠席シタル場合ニ於テハ其ノ當事者カ事件ノ呼上ヲ終リタル時ニ於テ終了ス又當事者カ期日ノ終リニ至ルマテ辯論ヲ爲サ、ルトキハ期日ヲ怠リタルモノ即チ欠席者ト見做スヘキモノトス

期日トハ事件ノ呼上ヲ以テ始マリ此ノ呼上ニヨリテ開始スルモノナリ故ニ期日ノ開始ハ裁判長カ定メタル時期ノ到來ニヨリテ開始スルモノニ非ラスシテ其呼上ヲ爲シタルトキニ於テ開始ス期日ノ終了ハ豫定シタル審理ノ終了スルノ同時ニ終了スヘク又當事者カ欠



席シタル場合ハ其ノ事件ノ呼上ヲ終リタル時ニ於テ終了ス可シ又當事者カ期日ノ終ニ至ル迄辯論ヲ爲サ、ルトキハ期日ヲ忘リタルモノト見做ス(第百六十三條第二項)

期日ノ移動ニ三アリ(一)期日ノ變更(二)辯論ノ延期(三)辯論ノ續行是レナリ

(一)期日ノ變更○期日ノ變更トハ期日ノ至ラサル前ニ其期日ヲ繰上又ハ繰延ハスヲ云フモノニシテ當事者ノ申立テニヨリ又ハ職權ヲ以テ爲シ得ヘキモノトス然レトモ申立ニ依ル場合ハ原被告ノ合意ノ場合ヲ除ク外顯著ナル理由アルコトヲ要ス

(二)辯論ノ延期○辯論ノ延期トハ期日ニ於テ未タ始マラサル辯論ヲ後日ニ延ハスヲ云フ(三)辯論ノ續行○辯論ノ續行トハ既ニ始リ居ル辯論ヲ停止シテ新期日ニ於テ之レヲ續行スルヲ云フ

辯論ノ延期及ヒ續行ハ當事者ノ申立及ヒ職權ヲ以テ爲スコトヲ得然レトモ申立ニ依ル場合ハ原被告ノ合意ノ場合ノ外顯著ナル理由アルニアラサレハ許容セス(第百六十九條)期間トハ當事者カ訴訟行爲ヲ爲スヘキ一定ノ時間ヲ謂フ而テ其ノ期間ニ二種アリ法律上

ノ期間裁判官指定ノ期間之レナリ法律上ノ期間トハ法律ヲ以テ期間ト爲ス可キ一定ノ時間ヲ定メタルモノヲ謂フ此期間ニ屬スルモノハ不變期間應訴期間答辯書差出期間等トス裁判官ノ指定期間トハ裁判官ニ於テ期間ト爲ス可キ一定ノ時間ヲ定ムルモノヲ云フ而テ此ノ期間中ニ裁判所定ムル期間ト裁判長ノ定ル期間ノ別アリ裁判所ノ定ムル期間ハ即チ第四十五條第七十條第三項第八十五條第三項第八十六條第九十條第九十二條第一項第二百四十四條第二項第二百廿五條第四項第二百七十五條第二百八十八條第三百四十條第二項第三百四十一條第二項第三百四十五條第一項第三百五十三條第二項第五百四十七條第四項第六百五十三條第六百五十四條第七百四十六條第七百六十一條第一項ノ規定之ルリ又裁判長ノ定ムル期間トハ第九十二條第一項第二百三條ノ規定之ナリ法律上ノ期間ハ法律ニ定メタル起期ヨリ始リ裁判官ノ指定期間ハ裁判官ノ決定ノ送達ヲ以テ始マリ其ノ送達ヲ要セサルトキハ期間ノ言渡ヨリ始マル但シ期間指定ノ際別段ノ定メアルトキハ其定メニ依ル(第百六十四條)期間ヲ計算スルニ時ヲ以テスルモノハ即時ヨリ始マリ日ヲ以テス



ルモノハ初日ヲ算入セス又一日ノ期間ハ二十四時トシ一ヶ月ハ三十日トシテ一ケ年ノ期間ハ曆ニ從フ期間ノ終リカ日曜日又ハ一般ノ祝祭日ニ當ルトキハ其日ヲ算入セサルモノトス期間ノ伸張並ニ期間ノ進行停止ニ關スル規定ハ第六十七條及ヒ第六十八條ニ規定シアレハ就テ見ルヘシ期間ハ不變期間ヲ除ク外當事者ノ合意ノ申立ニ因リ之ヲ短縮シ又ハ伸張セ得ルモノトス裁判官ハ當事者ヨリ理由ヲ疏明シテ申立ツルトキハ裁判官指定期間ニ付テハ制限ナク法定ノ期間ニ付テハ訴訟法ニ特定シタル場合ニ限り之ヲ伸縮スルコトヲ得湖日及ヒ期間ノ變更又ハ伸縮ノ申請ニ就テハ其理由ヲ疏明シ其裁判ハ口頭辯論ヲ要セス然レトモ相手方ノ承諾書ヲ提出セスシテ再度ノ變更ヲ申請スルトキハ先ツ其相手方ヲ審問スルニ非レハ之ヲ許スコトヲ得ス又相手方ニ異議アルトキハ顯著ナル差支ノ理由アリテ且ツ其差支ヲ除去スルコトノ特別ナル困難ヲ生シタルコトヲ證明スルニ非レハ許スコトヲ得ス又訴訟代理人ノ差支ニ原因スル再度ノ變更伸縮ハ相手方承諾アルニ非レハ許サルモノトス

#### 第四節 懈怠ノ結果及原狀回復

懈怠トハ裁判所又ハ法律カ訴訟行為ノ爲メニ定メタル期日又ハ期間ニ於テ其行為ヲ爲サス又不充分ニ爲スノ謂ニシテ之レカ爲メ生シタル法律上ノ結果ヲ稱シテ懈怠ノ結果ト云フ原狀回復トハ懈怠ノ結果ヨリ生シタル權利ノ回復ヲ云フ而テ原狀回復ヲ許スヘキ場合左ノ如シ

- 第一 天災其他避クヘカラサル事變ノ爲メニ不變期間ヲ遵守スルコト能ハサルトキ
- 第二 過失ニアラスシテ欠席判決ノ送達ヲ知了セザリシトキ

之レナリ原狀回復ハ十四日ノ期間内ニ之ヲ申立ツルコトヲ要ス而テ第一ノ場合ハ障礙ノ止ミタル日又第二ノ場合ハ欠席判決ノ送達アリシコトヲ知リタル日ヨリ起算スルモノニシテ此期間ハ當事者ノ合意ニ因リ之ヲ伸張スルコトヲ得ス又懈怠シタル不變期間ヨリ起算シテ一ケ年ノ滿了後ニ至レハ例令如何ナル原狀回復ノ理由ノ生スルコトアルモ之レヲ申立ツルコトヲ得サルナリ原狀回復ハ追完スル訴訟行為ニ付キ裁判權ヲ有スル裁判所ニ書



面ヲ以テ申立ツルモノトス而テ此書面ニハ左ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス

(一)不變期間ヲ懈怠シタル事實

(二)原狀回復ノ疏明方法

原狀回復ノ申立ニ付テ追完スル訴訟行為ニ付テノ訴訟手續トハ之ヲ併合審理スルモノトス然レトモ裁判所ハ先ツ申立ニ付キテノ辯論及裁判ノミニ其訴訟手續ヲ制限スルコトヲ得ルモノナリ而シテ申立ノ許否ニ關スル裁判及其裁判ニ對スル不服ノ申立ニ付テハ追完スル訴訟行為ニ付キ行ハル可キ規定ヲ適用ス依之若シ故障ニ付テノ原狀回復ナルトキハ其ノ申立ノ許否ヲ裁判スルニハ故障ニ關スル規定(第二百五十七條第二百五十九條)ヲ適用シ又控訴ニ付テハ控訴ニ關スル規定(第四百二條第四百十九條)ノ規定ヲ適用スルカ如シ其他原狀回復ノ許否ヲ裁判スルニ付テハ(第四百三十九條第四百六十三條第四百七十六條第四百七十八條)等ノ規定ヲ適用ス又原狀回復ノ許否ニ關スル裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス然トモ原狀回復ノ申立ヲ爲シタル原告又ハ被告ハ故障ノ申立ヲ爲

スコトヲ得而テ原狀回復ノ費用ハ申立人ニ於テ之レヲ負擔スルモノニシテ是レ訴訟費用負擔ノ原則タル敗訴者ニ負擔セシムル原則ノ例外ナリトス但シ其ノ相手方ノ不當ナル異議判令ハ無益ナル抗擊又ハ防禦ノ方法提出ニ依リテ生シタル費用ニ付テハ申立人ハ之ヲ負擔スル義務ナク其相手方ニ於テ之レヲ負擔スルモノトス是レ其ノ相手方ノ不當ナル行為ニ依リ生シタル費用ナレハナリ(第七十九條)

### 第五節 訴訟手續ノ中斷及ヒ中止

訴訟手續ノ中斷トハ或ル條件ノ發生ニ依リ法律上當然ニ訴訟手續ノ進行ヲ停止スルヲ云フ而テ訴訟手續ノ中斷ハ左ノ場合ニ於テ發生ス

- (イ) 原告若クハ被告ノ死亡シタル場合
- (ロ) 原告若クハ被告ノ財産ニ付キ破産ノ開始シタル場合
- (ハ) 原告若クハ被告カ訴訟能力ヲ喪失シタル場合
- (ニ) 原告若クハ被告ノ法律上代理人カ死亡シタルトキ



- (ホ) 原告若クハ被告カ訴訟能力ヲ得ル前ニ法律上代理權ノ消滅シタルトキ
  - (ヘ) 戦争其他ノ事故ニ依リ裁判所ノ行務ヲ止メタルトキト
  - (ト) 訴訟代理人ヲ以テ訴訟ヲ爲ス場合ニ於テ原告若クハ被告カ死亡シタルトキ又ハ訴訟能力ヲ失ヒ又ハ法律上代理人カ死亡シ又ハ其代理人權カ消滅シタルトキ
- 之レナリ(イ)ノ場合ハ原告若クハ被告カ死亡ト共ニ發生シ承繼人カ訴訟手續ヲ受繼クマテ之ヲ中斷ス(ロ)ノ場合ニ於テハ訴訟手續カ破産財團ニ關スルトキハ破産ニ付テノ規定ニ從ヒ手續ヲ受繼キ又ハ破産手續ヲ解トスルマテ之ヲ中斷ス(ハ)(ニ)(ホ)ノ場合ニ於テハ法律上代理人カ其任設ヲ相手方ニ通知シ又ハ相手方カ訴訟手續ヲ續行セントスルコトヲ其代理人ニ通知スルマテ之ヲ中斷ス(ヘ)ノ場合ニ於テハ其事由ノ繼續スル間之ヲ中斷ス(ホ)ノ場合ハ委任消滅ノ通知ニ依リ訴訟手續ヲ中斷ス而テ其中斷ハ訴訟手續ノ受繼マテ繼續ス訴訟手續ノ受繼ニ付テハ本法第百七十八條乃至第百八十一條ノ規定ニ從フヘキモノトス而テ訴訟手續ノ中止トハ或條件ノ發生シタルキ當事者ノ申立ニ依リ又ハ裁判所

ノ命令ニ依リ訴訟手續ヲ停滯スルヲ云フ而テ裁判所カ職權ヲ以テ訴訟手續ヲ中止スル場合ハ左ノ如シ

- (イ) 主參加訴訟ノ成立シタルトキ
  - (ロ) 訴訟ノ全部又ハ一部ノ裁判カ他ノ繫屬スル訴訟ニ於テ定マルヘキ權利關係ノ成立又ハ成立ニ繋カルトキ
  - (ハ) 民事訴訟中罰スヘキ行爲ノ嫌疑生スルトキ但シ其罰スヘキ行爲カ訴訟ノ裁判ニ影響ヲ及ホストキニ限ル
  - (ニ) 原告若クハ被告カ受訴裁判所ト交通ノ絶ヘタル地ニアルトキ
- 之レナリ(イ)ノ場合ニ於テハ主參加ニ付テノ權利拘束ノ終局ヲ告クルニ至ルマテ中止ス(ロ)ノ場合ハ他ノ訴訟ノ完結ニ至ルマテ之ヲ中止ス(ハ)ノ場合ニ於テハ刑事訴訟手續ノ完結ニ至ルマテ中止ス(ニ)ノ場合ハ障碍ノ消除スルマテ訴訟手續ヲ中止ス
- 原告若クハ被告ノ申立ニ依リ訴訟手續ヲ中止スル場合左ノ如シ